

平成 2 5 年 第 1 回 定 例 会

奈 井 江 町 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 5 年 3 月 4 日 開 会

平成 2 5 年 3 月 1 5 日 閉 会

奈 井 江 町 議 会

平成25年第1回奈井江町議会定例会

平成25年3月4日（月曜日）

午前10時00分開会

○ 議事日程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 会期の決定について

第 3 議長諸般報告

1. 会務報告

2. 議会運営委員会報告

3. 委員会所管事務調査報告

4. 例月出納定例検査報告

第 4 行政報告（町長、教育長）

第 5 地域活性化ホールに関する調査特別委員会報告

第 6 報告第 1号 奈井江町障がい者福祉計画の策定について

第 7 議案第 1号 平成24年度奈井江町一般会計補正予算（第10号）

第 8 議案第 2号 平成24年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算
（第4号）

第 9 議案第 3号 平成24年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）

第10 議案第 4号 平成24年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第4号）

第11 議案第 5号 平成24年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算
（第5号）

第12 議案第 6号 平成24年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算
（第2号）

第13 議案第 7号 平成24年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算
（第4号）

第14 議案第21号 奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第22号 奈井江町税条例の一部を改正する条例

議案第29号 奈井江町鳥獣被害対策実施隊設置条例

議案第23号 奈井江町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並び
に嘱託手当等に関する条例の一部を改正する条例

議案第25号 奈井江町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第30号 奈井江町交流プラザみなクルの設置及び管理に関する条例

議案第31号 石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建設事業）に
対する支援に関する事務の委託について

議案第 8号 平成25年度奈井江町一般会計予算について

- 議案第 9号 平成25年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について
 議案第10号 平成25年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について
 議案第11号 平成25年度奈井江町下水道事業会計予算について
 議案第12号 平成25年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について
 議案第13号 平成25年度奈井江町老人保健施設事業会計予算について
 議案第14号 平成25年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算について

平成25年度町政執行方針（町長）
 平成25年度教育行政執行方針（教育長）
 予算審査特別委員会の設置について

- 第15 請願第 1号 「憲法をいかし、地方自治および地方財政の拡充を求める」意見書の採択を求める請願書
 第16 請願第 2号 「公務公共サービスを担う非正規雇用労働者の雇用安定と均等待遇実現を求める意見書の採択を求める請願書
 第17 請願第 3号 TPP交渉参加断固阻止に関する請願書

○ 出席議員（10名）

| | | | |
|----|--------|-----|-------|
| 1番 | 遠藤 共子 | 2番 | 石川 正人 |
| 3番 | 三浦 きみ子 | 4番 | 大矢 雅史 |
| 5番 | 森岡 新二 | 6番 | 森 繁雄 |
| 7番 | 笹木 利津子 | 8番 | 森山 務 |
| 9番 | 鈴木 一男 | 10番 | 堀 松雄 |

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名

| | | |
|---|----|-------|
| 町 | 長 | 北 良治 |
| 副 | 町長 | 三本 英司 |
| 教 | 育長 | 村上 清司 |
| 会 | 計管 | 篠田 茂美 |
| 理 | 者 | |
| ま | ちづ | 相澤 公 |
| く | らし | と財務課長 |
| 小 | 澤 | 克則 |
| ふ | るさ | と振興課長 |
| 確 | 井 | 直樹 |
| お | もい | やり課長 |
| 岩 | 口 | 茂 |

| | | |
|------------|----|----|
| まちなみ課長 | 大津 | 一由 |
| 健康ふれあい課長 | 小澤 | 敏博 |
| やすらぎの家施設長 | 表 | 久義 |
| 教育次長 | 鈴木 | 隆 |
| ふるさと振興課長補佐 | 秋葉 | 秀祐 |
| 教育委員長 | 山中 | 敦子 |
| 農業委員会会長 | 桑島 | 雅憲 |
| 代表監査委員 | 中野 | 浩二 |

○ 職務のために出席した者の職氏名

| | | |
|--------|----|-----|
| 議会事務局長 | 萬 | 博文 |
| 庶務係長 | 栗山 | ひろみ |

平成25年第1回奈井江町議会定例会

平成25年3月8日（金曜日）
午前10時00分開会

○ 議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 総括質問

○ 出席議員（10名）

| | | | |
|----|-------|-----|------|
| 1番 | 遠藤共子 | 2番 | 石川正人 |
| 3番 | 三浦きみ子 | 4番 | 大矢雅史 |
| 5番 | 森岡新二 | 6番 | 森繁雄 |
| 7番 | 笹木利津子 | 8番 | 森山務 |
| 9番 | 鈴木一男 | 10番 | 堀松雄 |

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名

| | | |
|------------|----|------|
| 町 | 長 | 北良治 |
| 副町 | 長 | 三本英司 |
| 教育 | 長 | 村上清司 |
| 会計管理者 | | 篠田茂美 |
| まちづくり課長 | 相澤 | 公 |
| くらしと財務課長 | 小澤 | 克則 |
| ふるさと振興課長 | 碓井 | 直樹 |
| おもいやり課長 | 岩口 | 茂 |
| まちなみ課長 | 大津 | 一由 |
| 健康ふれあい課長 | 小澤 | 敏博 |
| やすらぎの家施設長 | 表 | 久義 |
| 教育次長 | 鈴木 | 隆 |
| ふるさと振興課長補佐 | 秋葉 | 秀祐 |
| 教育委員長 | 山中 | 敦子 |
| 農業委員会会長 | 桑島 | 雅憲 |
| 代表監査委員 | 中野 | 浩二 |

○ 職務のために出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 萬 博 文
庶 務 係 長 栗 山 ひろみ

平成24年第1回奈井江町議会定例会

平成25年3月15日（金曜日）

午前 9時59分開会

議事日程（第3号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第21号 奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 奈井江町税条例の一部を改正する条例
- 議案第29号 奈井江町鳥獣被害対策実施隊設置条例
- 議案第23号 奈井江町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに嘱託手当等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 奈井江町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第30号 奈井江町交流プラザみなクルの設置及び管理に関する条例
- 議案第31号 石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建設事業）に対する支援に関する事務の委託について
- 議案第 8号 平成25年度奈井江町一般会計予算について
- 議案第 9号 平成25年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について
- 議案第10号 平成25年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第11号 平成25年度奈井江町下水道事業会計予算について
- 議案第12号 平成25年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について
- 議案第13号 平成25年度奈井江町老人保健施設事業会計予算について
- 議案第14号 平成25年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算について
- 第3 議案第15号 奈井江町下水道条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第16号 奈井江町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第17号 奈井江町都市公園条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第18号 奈井江町一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第19号 奈井江町移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例
- 第8 議案第20号 奈井江町道路の構造の技術的基準等を定める条例
- 第9 議案第24号 奈井江町災害対策本部条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第26号 奈井江町役場庁舎整備基金条例
- 第11 議案第27号 奈井江町おもいやりの障がい福祉条例
- 第12 議案第28号 奈井江町新型インフルエンザ等対策本部条例
- 第13 議案第32号 平成24年度奈井江町一般会計補正予算（第11号）
- 第14 議案第33号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 第15 請願第 1号 「憲法をいかし、地方自治および地方財政の拡充を求める」意見書の採択を求める請願書
- 第16 請願第 2号 「公務公共サービスを担う非正規雇用労働者の雇用安定と均等待遇実現を求める意見書の採択を求める請願書
- 第17 請願第 3号 TPP交渉参加断固阻止に関する請願書
- 第18 意見案第1号 TPP交渉参加断固阻止に関する意見書
- 第19 意見案第2号 平成25年度地方財政対策に関する意見書
- 第20 会議案第1号 奈井江町議会会議規則の一部を改正する規則
- 第21 会議案第2号 奈井江町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第22 会議案第3号 議員の派遣承認について
- 第23 調査第 1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第24 調査第 2号 所管事務調査の付託について

○ 出席議員（10名）

| | | | |
|----|--------|-----|-------|
| 1番 | 遠藤 共子 | 2番 | 石川 正人 |
| 3番 | 三浦 きみ子 | 4番 | 大矢 雅史 |
| 5番 | 森岡 新二 | 6番 | 森 繁雄 |
| 7番 | 笹木 利津子 | 8番 | 森山 務 |
| 9番 | 鈴木 一男 | 10番 | 堀 松雄 |

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名

| | | |
|------------|---|-------|
| 町 | 長 | 北 良治 |
| 副町 | 長 | 三本 英司 |
| 教育 | 長 | 村上 清司 |
| 会計管理者 | | 篠田 茂美 |
| まちづくり課長 | | 相澤 公 |
| くらしと財務課長 | | 小澤 克則 |
| ふるさと振興課長 | | 碓井 直樹 |
| おもいやり課長 | | 岩口 茂 |
| まちなみ課長 | | 大津 一由 |
| 健康ふれあい課長 | | 小澤 敏博 |
| やすらぎの家施設長 | | 表 久義 |
| 教育次長 | | 鈴木 隆 |
| ふるさと振興課長補佐 | | 秋葉 秀祐 |

教 育 委 員 長 山 中 敦 子
農 業 委 員 会 会 長 桑 島 雅 憲
代 表 監 査 委 員 中 野 浩 二

○ 職務のために出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 萬 博 文
庶 務 係 長 栗 山 ひろみ

開会・挨拶

●議長

おはようございます。

第1回の定例会の出席大変ご苦労さまです。

只今、出席議員10名で定足数に達しておりますので、平成25年奈井江町議会第1回定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、2番石川議員、3番三浦議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

今期、定例会の会期は、本日から15日までの12日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日から15日までの12日間に決定しました。

日程第3 議長諸般報告

(10時02分)

1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は、書面のとおりですので、ご了承願います。

2. 議会運営委員会報告

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。

議会運営委員長、6番森議員。

(議会運営委員長 登壇)

●6番

皆さん、おはようございます。

第1回の定例会、出席大変ご苦労さまでございます。

本日の定例会までに議会運営委員会を開催致しておりますので、ご報告を申し上げますと思います。

委員会開催日、調査事項、調査内容の順でご報告申し上げます。

委員会開催日平成24年12月5日、調査事項、第4回定例会に関する議会運営についてでございます。調査内容は、①議案の取り扱いについてでございます。

続きまして、開催日は平成25年1月21日、調査事項は議会運営についてでございます。調査内容は、①議会の活性化についてでございます。

続きまして、委員会開催日平成25年2月4日、調査事項は第1回臨時会に関する議会運営について。調査内容は、①会期及び議事日程について、②議案審議についてでございます。

続きまして、委員会開催日、平成25年2月5日、調査事項と致しまして、議会運営について。調査内容は、①議会の活性化についてでございます。

続きまして、委員会開催日は平成25年2月22日、調査事項と致しまして、議会運営について。調査内容は、①議会会議規則の一部改正について、②議会委員会条例の一部改正について、③議会運営基準の一部改正についてでございます。

続きまして、委員会開催日は平成25年2月26日、調査事項と致しまして第1回定例会に関する議会運営について。調査内容は、①会期及び議事日程について、②議案審議について、③総括質問について、④町政一般質問について、⑤予算審査特別委員会の設置について、⑥請願、意見案、陳情、要請等の取り扱いについて、⑦地域活性化ホールに関する調査特別委員会報告について、⑧会議案についてでございます。

以上、今定例会までの議会運営委員会を開催致しておりましたので、報告を申し上げます。

3. 委員会所管事務調査報告

(10時05分)

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。
まちづくり常任委員長、8番森山議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

●8番

皆さん、おはようございます。

まちづくり常任委員会の報告を行います。昨年12月の第4回定例会におきまして、付託されました4つの調査事項について調査を終了しておりますので報告を行います。

まず、委員会開催日1月24日、調査事項、調査第1号「学校経営について（現地調査含む）」

教育次長、総務学校教育主幹、総務学校教育係長の出席を求め、現地調査を実施し、提出された資料の説明を受け質疑を行い検討しました。

調査内容につきましては、1. 学校経営の方針、教育目標について、2. 教職員、児童生徒の状況について、3. 教育活動について、4. 教育課題について、5. 学校評価（保護者アンケート）について、6. 校舎等の保安全管理についてであります。

資料は別紙のとおりでございます。

意見・要望と致しましては、小学校の統合においては、遠距離通学となる児童がいることから、更に通学路の安全性には万全を期されるようお願いいたしたい。

中学校より、現在の生徒指導における厳しい状況が報告された。

常任委員会としても大変危惧するものである。

対応には困難を要するものと思うが、教育委員会は、学校関係者と更なる連携を図り、保護者の理解と協力を得ながら、生徒諸君が有意義な学校生活をおくれるよう、より良い教育環境の保全に最大限の努力を願うものである。

学校側の理解をいただき、奈井江商業高校の視察を行なった。

学校側より締め切り前ではあるが、来年度の出願状況について、特に地元生徒の入学志願が昨年より大幅に増加したとの報告を受けた。

本町の唯一の高等学校であることから、今後とも最大限の支援策を継続されるよう努力願いたいというものであります。

続きまして、委員会開催日2月7日、調査事項、調査第2号「生涯学習と図書館の管理運営について（現地調査含む）」

教育次長、文化振興主幹、文化振興係主査、図書館司書の出席を求め提出された資料の説明を受け質疑を行った後、現地調査を実施し検討した。

調査内容につきましては、1. 公民館講座について、2. 寿学級について、3. 第50回総合文化祭について、4. 学校体育館の開放事業について、5. スポーツ教室について、6. 町民歩こう会について、7. 第11回全町ミニバレーボール大会について、

8. 公民館解放事業「子ども館」について、9. 第29回子ども会ミニバレーボール大会について、10. 芸術鑑賞会について、11. 子ども会議活動について、12. 町長と語る会について、13. 図書館利用状況についてであります。

資料は別紙のとおりでございます。

意見・要望と致しましては、学習は、学校に限らず、一般人であっても、趣味や娯楽をはじめ生涯のテーマをもちながら、新しいものを学び、または継続して学習することにより、日常生活に潤いをもたらす大切な取り組みである。

また、生涯学習は、地域の仲間づくり、絆づくり、まちづくりにも大いに期待されるものであり、今後とも事業の充実に努力願いたい。

図書館は、生涯学習の中心的役割を担っている施設であり、乳幼児から高齢者まであらゆる世代が利用するところでもある。更には、利用者の利便性を高めるために、「みなクル」での図書貸し出し業務の検討等、今後とも利用者のニーズを十分に把握し、利用度の向上に努力願いたいというものであります。

3番目といたしまして、委員会開催日2月13日、調査事項、調査第3号「医療給付事業について」

おもいやり課長、医療保険係長の出席を求め提出された資料の説明を受け質疑を行いました。

調査内容につきましては、1. 奈井江町医療給付事業の概要について、2. 奈井江町医療給付事業の内容についてであります。その内容につきましては、重度心身障がい者医療給付事業、ひとり親家庭等医療給付事業、子ども医療給付事業であります。

資料は別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、子ども医療給付事業においては、平成23年度より、支給対象を中学生までに拡大され、子育て世代にとって大変心強い支援策となっている。

子供達の健康保持にも有効な事業でもあることから、今後とも事業の継続を図るとともに、対象者を高校生にまで引き上げる等、事業拡大に向けて検討するよう望むものであります。

支給対象が中学生までとなっていることから、健康ふれあい課との連携を密にしながら、現在課題となっている「すこやか健診」の受診率や再検率の向上に向けて、努力されたいというものであります。

4番目といたしまして、委員会開催日2月22日、調査事項、調査第4号「地域公共交通について」

まちづくり課長、企画広報係長、同主査の出席を求め提出された資料の説明を受け質疑を行いました。

調査内容につきましては、1. 奈井江町地域公共交通基本プランについて、2. 奈井江町生活交通ネットワーク計画素案についてであります。

資料は別紙のとおりであります。

意見・要望と致しまして、少子高齢化が進む中で、買い物や通院等のアクセスが最重要課題の1つとなっている状況下において、本日、説明を受けた「地域公共交通」は大変有意義な取り組みであり大いに期待するところである。

利用者の多くは、高齢者や障がい者等であることを踏まえ、事業の周知にあたっては、充分理解を得られるよう、あらゆる方法で、親切丁寧なる配慮に心がけていただきたい。

また、多くの相談や問い合わせも予想されることから、受付窓口の周知徹底を願いたい。

更に、より良い地域公共交通とするため、実証運行により得られる利用者のニーズや乗車状況、利便性の状況等を把握し、先進的取り組みも参考にして、本格運行の実施計画に反映されるよう努力願いたいというものであります。

以上で、まちづくり常任委員会の報告を終わります。

4. 例月出納定例検査報告

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第4 行政報告

(10時14分)

●議長

日程第4、行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。

第1回定例会、大変ご苦労さまでございます。

まず始めに、一昨日より道内を襲った暴風雪により、各地で車が立ち往生するなど、雪に閉ざされた8名の方が、尊い命を落とされました。

議会の冒頭にあたりまして、ここに弔意を表したいと存じます。

それでは、平成24年第4回定例会以降の主なる事項について、ご報告を申し上げます。

す。

まちづくり課関係でございますが、2月14日、地域公共交通会議を開催致しまして、4月10日から、約1ヶ月にわたって実施する、「町民の足」の実証運行について、ご議論を頂きました。

市街地循環バスや乗りあいタクシーなど、4つの運行体系で実施して参りますが、現在、各連合区や老人クラブに職員が出向き、住民説明会を実施しているところであります。

2月19日には高齢者支援ネットワーク懇話会を、27日にはまちづくり町民委員会を開催致しまして、新年度予算の概要説明を行うとともに、新年度より、新たに取組む事業等についてご理解を頂いたところであります。

次に、おもいやり課の関係でございますが、1月26日、「障がいの有無に関わらず、暮らしやすいまち」をテーマに「まちづくりキャラバン in 奈井江」を開催致しました。

多くの町民、全道の障がい福祉関係者、約160人のご参加を頂く中、始めに、北海道保健福祉部の内海局長から、「北海道障がい者条例」の柱でもあります、相談体制や就労支援について報告があった後、私から、当日はまだ、仮称でありましたが、「奈井江町おもいやりの障がい福祉条例（案）」について、制定の経過や理念等に係る報告を行いました。

その後、「暮らしやすいまちづくり」をテーマに、グループ・ワークを実施しましたが、就労や相談・交流の場、日頃の困りごとなどについて、様々な意見が出されました。

ふるさと振興課関係でございますが、2月3日、「ミートウィズ支援推進会議」の主催により、婚活イベントを開催しております。

当日は、町内外から男性15名、女性17名にご参加を頂きましたが、「お互いの自己紹介」や白山女性部のご協力によりまして「料理づくり」、「スイーツをメインにした懇談タイム」のほか、「気の合う同士のアドレス交換」を実施するなど、3時間にわたるイベントとなり、出会いのきっかけ作りに役立つことができたと考えております。

2月12日には、（仮称）地域活性化ホール三者代表者会議を実施しております。

この日の会議から、社会福祉協議会にもご参加を頂き、施設の管理運営、設置条例案に明記する内容等について、議論を行っております。

管理運営につきましては、運営委員会を設置致しまして、基本的な運営方針を共有しながら、町が直接的に管理を行うことで合意しております。

最後に、健康ふれあい課の関係でございますが、12月9日、健康フォーラムを開催しました。

浦臼町との広域連携により、初めてとなる、両町の主催で行われました。

食生活の重要性をテーマに、2部構成による講演のほか、会場内に健康チェック・コーナーや食生活改善推進協議会による試食コーナー等を開設致しまして、町民を始め、浦臼町からもたくさんのご来場があり、約160人のご参加を頂きました。

今後も、広域的な視点に立った健康づくりの推進に努めて参りたいと考えております。

以上、一般行政報告と致します。

●議長

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

おはようございます。

第1回定例会の出席、ご苦労さまです。

お手元に、教育行政報告をお届け致しておりますが、2点につきまして、ご報告を申し上げます。

第1点目は、町長と語る会の開催であります。

12月6日に、奈井江小学校において、町長と語る会を開催致しました。

「安全と環境について」、「子どもやお年寄りが、安心して暮らせるまちづくりについて」、「小学校の統合について」の3つの話し合いのテーマに基づいて意見交換がなされました。

建設的な町づくりに関する意見が多く出されました。

健康についての提言、ボランティア・体験活動を通じての感想意見の発表もありました。

子どもの視点で自分たちが町に要求するだけでなく、自分たちが出来ることは行うこと、高齢者が安心して暮らせる町として施設や医療の充実に向けた提言があり、町長も一つ一つ丁寧に耳を傾け、意見に対してコメントを述べていました。

12月14日には、奈井江商業高校3年生と約1時間にわたり、6人の生徒からは、自分の進路について、道の駅の活性化に向けて、あいさつ運動を町全体で取り組んではと、各小中学校への登下校での安全対策についてなどの意見、要望を受けたところであります。

12月19日には、中学校の1・2年生と、町長と語る会を実施致しました。

1年生では、教育・観光・エコの3つのグループで調査した事項から、小学校の統合後の在り方、江南小学校の再利用、町のごみ削減についての具体的な提言がありました。

2年生では、北電奈井江発電所、町立病院での職場体験を通して学んだことから、ソーラー発電の必要性や小児科の診察日数の増加に取り組んでほしいこと、学習環境の整備、奈井江町の特産品や行事のPR、防犯灯の整備、交通費の助成、江南小学校の再利用について、多くの建設的な意見を頂きました。

第2点目は、報告書には記載しておりませんが、2月27日、公立高校入試の最終の出願状況が発表されたところであります。

奈井江商業高校につきましては、商業科定員40名に対し、平成27年度からの募集停止が影響し4名、情報処理科においては、定員40名に対して22名、併せて26名

の出願となっております。

奈井江中学校からは、商業科3名、情報処理科11名の14名の出願となり、昨年の3名から大きく出願を頂いたところであります。

3月5日には、学力検査が実施され、3月18日に合格発表、2次募集の出願の受付は3月22日から25日までで、合格発表は3月28日となっております。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

●議長

以上で行政報告を終わります。

日程第5 報告の上程・報告

(10時22分)

●議長

日程第5、「地域活性化ホールに関する調査特別委員会報告」を行います。

地域活性化ホールに関する調査特別委員長より、審査報告書が議長に提出されておりますので、事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(審査報告書)朗読

●議長

地域活性化ホールに関する調査特別委員長の細部報告について、発言を許します。

地域活性化ホールに関する調査特別委員長 9番鈴木議員。

(9番 登壇)

●9番

皆さん、改めまして、おはようございます。

第1回定例会にご出席、大変お疲れさまでございます。

それでは、地域活性化ホールに関する調査特別委員会報告書を朗読致します。

地域活性化ホールに関する調査特別委員会の審議の結果については、平成24年3月15日の第1回定例会におきまして設置されました、「地域活性化ホールに関する調査」につきまして、主に施設の実施設計と管理運営を主眼として、平成24年6月13日、10月29日、平成25年2月18日の3日間に渡り、全委員出席のもとで、提出されました関係資料と町長をはじめ関係職員の説明を求めながら、慎重に調査を実施し、活発なる論議を行なってきたところであります。

それでは、特別委員会で行なった調査の結果について、ご報告申し上げます。

少子高齢化と人口の減少が続く中、町内会をはじめ、地域の力が明らかに低下している中であって、町の中心地に位置する地域活性化ホールが、年齢に隔てなく住民各位が気楽に集い、各種イベントをも通じて交流の拠点となる施設運営に大いに期待するところでもあります。

地域活性化ホールの実施設設計の策定にあたっては、まちづくり町民委員会をはじめ高齢者支援ネットワーク懇談会、さらには、昨年開催された町政懇談会の大きなテーマの1つとして、広く町民に意見を求め、出された要望等に充分配慮されたことに心より敬意を表するところでもあります。

第3回の特別委員会において、施設の運営に関する基本的な考え方が示され、町、社会福祉協議会、JA新砂川、商工会等で構成される運営委員会において、管理運営の基本の方針を検討し当面町が管理するとされました。

管理実績のない新しい施設であることから、理解するところではありますが、オープン後においても利用状況や管理状況を点検し、利用者に親しまれる施設運営と管理経費の適正化に努めていただきたいということでございます。

この施設は、近郊の高齢者等が買い物や通院帰りのバスの待合場所として、さらには高校生の通学駅でもあるJRや中央バスの奈井江駅に隣接することから、学生の交流の場としての役割を担う施設でもあります。

よって、公共交通の運行時間や通学時間との整合性を図り、開館時間等の設定に充分配慮されるよう望むものであります。

本施設は、交流サロン、プレイルーム等の施設利用と事前に予定される各種会議やイベント、行事、さらには時間をおかず行なわれる葬儀等、多面性をもった施設運営を求められることから、使用許可の変更があった場合においても、利用者の理解を得るため事前に利用基準等を示すなど、利用者間のトラブルとならないよう充分なる配慮をお願い致したいというものでございます。

施設の管理運営においては、北翔大学との連携も図られており、新たな世代間交流や地域間交流等の取り組みに繋がるものと期待するものであります。

本施設においても、近隣市町との広域利用を積極的に推進して、更なる利用促進に繋がるよう努力願うものであります。

高齢者を含む多くの町民が利用する施設であることから、歩行者の導線等に充分配慮し交通安全に努めていただきたいということでございます。

意見・要望を申し上げましたが、委員会審議で出された他の意見要望も含めて、充分検討されるよう望むものであります。

以上、地域活性化ホール調査特別委員会の報告と致しますが、委員会終了後、決定を致しました名称を「交流プラザみなく」とされたところではありますが、親しみやすいイメージと皆が来るといふこの施設の目的を見事に表現された名称となっており、大変評価するところでもあります。

名称同様、多くの町民が利用されます施設となるよう、期待することを申し上げて終了と致します。

●議長

以上で、特別委員会報告を終わります。

日程第6 報告第1号の上程・報告・質疑

(10時30分)

●議長

日程第6、報告第1号「奈井江町障がい者福祉計画の策定について」を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。

第1回定例会のご出席ご苦労さまでございます。

議案書NO.1の1頁をお開き下さい。

報告第1号「奈井江町障がい者福祉計画の策定について」

奈井江町障がい者福祉計画を策定したので、次のとおり報告する。

平成25年3月4日提出、奈井江町長。

本計画は、障がい者基本法第11条第3項に基づく、市町村障がい者計画の第2期計画であり同上第8項の規定に基づき、町議会に報告するものであります。

本計画は、障がい者施策全般にわたる基本的事項を定めるものであり、基本理念基本目標を定め、本定例会において、提案をさせて頂いております奈井江町おもいやりの障がい福祉条例と整合を図り、策定しようとするものであります。

概要について担当課長より説明させますので、よろしく願いを致します。

●議長

おもいやり課長。

●おもいやり課長

それでは、改めまして、おはようございます。

定例会出席大変ご苦労さまでございます。

それでは私から、報告第1号の「奈井江町障がい者福祉計画について」ご説明を申し上げます。

別冊でお配りしております、奈井江町障がい者福祉計画をご覧頂きたいというふうに思います。

2頁をお開き願いたいと思います。

本計画の策定にあたりましては、今ほど副町長よりご説明申し上げましたが、障がい者基本法に基づき、障がい者の施策全般に渡る基本的な事項を定める「障がい者基本計画」として、平成21年度から23年度までを第1期計画とし、今回、平成26年度までの3カ年計画を第2期計画として定め、町議会に報告するものであります。

また、図の右側になりますが、障がい者自立支援法に基づき、サービス見込み量を推計し、数値目標を具体的に規定致しました、「障がい福祉計画」につきましては、平成18年度からの3ヶ年が第1期計画、今回、第3期計画としております。

このように、「障がい者基本計画」と「障がい福祉計画」の二つを一体化して見直し策定するものであります。

この計画につきましては、国、北海道の関連計画との整合、並びに、本定例会に提案しております「奈井江町おもいやりの障がい福祉条例」との整合を図るため、条例策定と平行して、「奈井江町障がい者地域自立支援協議会」において協議を進めてきたところであります。

次に4頁、お開き願いたいと思います。

計画期間につきましては、国の障がい福祉計画に合わせて、平成26年度までの3カ年計画としたところであります。

次に5頁になりますが、第2章では、町の人口推移、7頁以降では、障がいのある人の状況について、過去5カ年の推移をまとめております。

続きまして12頁にとびますが、第3章 障がい者基本計画においては、基本理念を「障がいのある人もない人も住み慣れたまちで、共に安全で安心して暮らしやすいまちづくり」と定め、障がいに対する理解、誤解や偏見の解消、差別や虐待がなく、一人一人の権利が尊重される、まちづくりの実現を目指すものとしております。

次、13頁、第2節では、この計画の基本的方向として、4つの基本目標を定めております。

15頁になりますが、第4節では、この基本目標に基づく、施策の推進であります。

1の「平等と人権尊重」では、まちづくりのパートナーとして全ての人の平等、人権尊重を基本としています。

16頁になりますが、2の「理解と権利擁護」では、障がいへの理解を高めるための広報、交流機会の促進、権利擁護の取組みなどを示しております。

次、18頁の3になりますが、「協働と共生」では、安全で安心して暮らすための、生活環境の整備、保育・教育、保健医療の充実などの取組みなどを示しております。

次に24頁、4の「自立と参加」では、雇用と就労支援、障がい福祉サービスなどにつきまして、推進策を示したところであります。

ここまでの、障がい者基本計画に基づく「障がい者基本計画」であります。

続きまして、28頁をご覧頂きたいと思います。

第4章では、障がい者自立支援法に基づく「障がい福祉計画」であります。

30頁になりますが、第2章では、障がいサービス提供体制の現状と実績であります。

32頁以降になりますが、2の計画の達成状況では、過去3カ年の計画量と実績量を

まとめています。

39頁になりますが、第3節では、第3期計画推進のための基本的事項として、計画の基本理念につきまして、北海道の計画との整合を図りながら、3点にまとめたところであります。

この基本理念に基づきまして、下段の2になりますが、計画推進の基本方針では、障がい福祉サービスに関する基本的考え方と致しまして、40頁になりますが、サービス基盤、就労の促進、支援体制などの考え方を示したところであります。

41頁の3では、平成26年度における、目指すべき数値目標を設定しております。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活移行について、4名の地域移行を目指し、(2) では、入院中の精神障がい者の地域生活移行、(3) では、福祉就労から一般就労への移行について示しております。

42頁の第4節では、平成26年度までの3カ年のサービスの見込み量について、年度別に推計をしたものであります。

続きまして47頁になりますが、第5節では、サービス見込量の確保の方策について、事業者への情報提供や、居住の場の確保、48頁に移りますが、地域生活支援事業、相談支援体制などについての方策を示したところであります。

なお、50頁以降につきましては、参考資料として、協議会設置要綱等を添付したところであります。

以上、奈井江町障がい者福祉計画について、報告させて頂きました。

ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば、発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

報告第1号を報告済みと致します。

日程第7 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時40分)

●議長

日程第7、議案第1号「平成24年度奈井江町一般会計補正予算(第10号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の2頁をお開き下さい。

議案第1号「平成24年度奈井江町一般会計補正予算(第10号)」

平成24年度奈井江町の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,338万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億1,636万8千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、第2表、繰越明許費による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は第3表、地方債補正による。

平成25年3月4日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、1款町税417万3千円を追加し6億9,974万3千円、10款地方交付税3,790万9千円を追加し24億4,893万2千円、12款分担金及び負担金1,645万7千円を減額し2,357万8千円、13款使用料及び手数料119万5千円を減額し1億3,817万4千円、14款国庫支出金2,979万1千円を追加し3億8万5千円、15款道支出金675万6千円を減額し2億6,792万7千円、16款財産収入18万1千円を減額し2,313万8千円、17款寄付金490万3千円を追加し859万9千円、18款繰入金2,922万円を減額し1億1,237万6千円、20款諸収入28万2千円を減額し1億794万8千円、21款町債2,070万円を追加し8億6,430万7千円、歳入合計4,338万5千円を追加し52億1,636万8千円。

5頁、歳出を申し上げます。

1款議会費51万6千円を減額し4,292万7千円、2款総務費2,521万4千円を追加し3億4,504万1千円、3款民生費2,174万8千円を減額し7億5,530万3千円、4款衛生費3,770万2千円を追加し6億9,773万5千円、5款労働費1万2千円を減額し418万2千円、6款農林水産業費1,162万4千円を減額し2億901万6千円、7款商工費1,060万5千円を減額し9,347万円、8款土木費4,571万3千円を減額し5億1,686万3千円、9款消防費247万9千円を減額し1億5,931万7千円、10款教育費7,479万3千円を追加し4億4,077万1千円、11款公債費185万4千円を減額し8億5,771万3千円、12款職員費22万7千円を追加し6億8,550万7千円、歳出合計4,338万5千円を追加し52億1,636万8千円。

第2表、繰越明許費、6款農林水産業費1項農業費で、農業体質強化基盤整備促進事業で2,477万円、10款教育費3項中学校費の奈井江中学校耐震補強工事で8,5

99万5千円。

第3表、地方債の補正、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で申し上げますが、起債の方法、利率、償還の方法については変更がありません。

中学校耐震補強工事4, 110万円を追加し5, 160万円。

一般会計補正予算（第10号）の概要について申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、後に提案を致します特別会計及び企業会計の補正予算についても同様でありますけれども、事業費の確定などによる精査が主なものであります。

それでは、補正予算の内容について、歳出から説明致します。

24頁をお開き下さい。

議会費では、旅費などの精査により51万6千円を減額計上。

総務費では、27頁下段、生活交通確保対策に要する経費で、調査計画策定業務の見込み精査により678万3千円を減額計上。

33頁中段の地域振興基金積立金では、ご寄附による積立金で390万3千円を追加計上したほか利息分の積立の精査を行い、合わせまして389万2千円の追加計上であります。

35頁上段の賦課事務に要する経費では、償還金で133万円を追加計上したほか、委託料の見込み精査を行い、合わせて132万円の追加計上であります。

衆議院選挙に要する経費では、選挙経費の確定により58万円を減額計上、各事業費の精査により、合わせて2, 521万4千円を追加計上致しております。

36頁をお開き下さい。

民生費では、障がい者支援に要する経費で、扶助費等の見込み精査により1, 474万2千円を減額計上。

39頁の国民健康保険事業会計繰出金で、基盤安定負担金の確定により589万4千円を追加計上。

43頁の介護保険事務に要する経費では、空知中部広域連合への負担金の確定により320万3千円を追加計上。

45頁の子どものための手当の支給に要する経費で、扶助費の見込み精査を行い280万円を減額計上。

同じく45頁の保育所の管理運営に要する経費では、見込み精査で226万9千円を減額したほか、各事業費の精査を行い、合計2, 174万8千円を減額計上致しております。

47頁の衛生費では、公立病院に対する地方交付税の交付単価の変更などに伴い、中段の病院事業会計繰出金で895万8千円を追加計上。

51頁の中段、ごみ処理に要する経費では、中・北空知廃棄物処理連合負担金の精査で3, 145万3千円を追加計上。同連合が実施している建設事業については、本年度におきましても、震災復興特別交付税の交付対象となる見込みでありまして、奈井江町に交付見込みの3, 790万9千円を含めて、負担金の精査を行ったところであります。

このほか、各事業費の精査により、合計で3, 770万2千円を追加計上致しており

ます。

57頁、農林水産業費では、上段の農業体質強化基盤整備促進事業に要する経費で、23年度からの繰越事業に対する事業費増高分の精査を行ったほか、国の予備費補正に対し2,477万円を追加し、合計882万2千円を追加計上したところであります。

同じく57頁下段の林道新設改良事業に要する経費では203万9千円を減額計上したほか、各事業の精査で、合わせて1,162万4千円の減額計上であります。

58頁の商工費では、地域活性化ホールの建設に要する経費で見込み精査を行い920万9千円を減額計上したほか、各事業の見込み精査で1,060万5千円を減額計上しております。

60頁、土木費では、雪処理施設に要する経費で、雪処理施設全面改修負担金などの精査を行い2,767万9千円を減額計上。同じく下段の下水道事業会計繰出金で見込み精査を行った結果1,475万3千円を減額計上したほか、各事業費の精査を行い4,571万3千円を減額計上致しております。

62頁をお開き下さい。

消防費では、緊急通信システム購入費、人件費等の精査を行って247万9千円の減額計上であります。

65頁の教育費では、その他小学校の管理事務に要する経費で、奈井江小学校大規模改造第1期工事の精査を行ったほか373万7千円の減額計上。

67頁のその他中学校の管理事務に要する経費では、奈井江中学校の耐震補強工事について、25年度より2ヶ年の計画で実施を予定しておりましたけれども、国の予備費補正に対応し、耐震化工事の前倒しを行い24年度事業として実施することによる経費8,599万5千円を含む8,432万9千円を追加計上したほか、各事業費の見込み精査を行って、合計で7,479万3千円の追加計上となったところであります。

74頁の公債費利子では、見込精査で185万4千円を減額計上。

職員費では、見込み精査で22万7千円の追加計上であります。

次に、歳入について説明致します。

10頁にお戻り下さい。

町税では、農業所得の増、法人所得の減などにより、町民税で249万1千円を追加計上。

固定資産税で、償却資産の減などにより173万7千円を減額計上。

たばこ税では本数の増により359万8千円を追加計上したほか、それぞれ見込み精査を行い、合計で417万3千円を追加計上致しております。

地方交付税では、中・北空知廃棄物処理連合に交付される震災復興特別交付税の見込み精査により3,790万9千円を追加計上。

分担金及び負担金では、13頁上段の団体営土地改良事業負担金で1,608万7千円を減額計上したほか、学童保育利用者負担金などの精査により、合計で1,645万7千円を減額計上致しております。

次に13頁の使用料及び手数料では、公営住宅使用料などの見込精査で119万5千円を減額計上。

国庫支出金では、15頁の中段の農業体質強化基盤整備促進事業補助金で2,477万円を追加計上、学校施設環境改善交付金で4,230万1千円を追加計上したほか、障がい者自立支援給付費等負担金などの精査により、合計2,979万1千円を追加計上しております。

道支出金では、下段の障がい者自立支援給付費等負担金、17頁上段の国民健康保険基盤安定負担金などの精査により合計で675万6千円の減額計。

18頁、財産収入では、基金運用収入などの精査により、合計で18万1千円を減額計上致しております。

寄附金では、濱本扶沙^{ふさ}さま、合場幸男^{あいば}さま、南比都美さま、中山学さま、株式会社島売炭所さま、新保初美さま、加藤サヨ子さま、奈井江建設協会さまのご寄附により490万3千円を追加計上。

繰入金の基金繰入金の地域振興基金繰入金では、ふるさと応援寄附金による繰入を行ったほか、農業担い手基金繰入金などの精査により8万1千円を追加計上。

過疎地域自立促進特別事業基金繰入金では、医療情報システム整備に係る精査により348万5千円を追加計上。

特別会計繰入金では、インフルエンザ予防接種に対する国保会計からの繰入金により30万円を追加計上しております。

20頁をお開き下さい。

諸収入では、21頁の方にわたりますが、児童福祉受託事業収入で、保育所広域入所委託料の精査を行い491万5千円を追加計上。

同じく重度心身障がい者高額医療収入で252万6千円を減額計上。

下段、食料供給基盤強化特別対策事業推進交付金109万円を減額計上したほか、見込み精査を行い、合計で28万2千円の減額計上となったところであります。

22頁の町債では、各事業費の見込み精査を行い、中学校の耐震補強工事を前倒し施行することによる財源、緊急防災・減債事業債を追加し、合計2,070万円を追加計上致しております。

以上における歳入歳出の差6,628万2千円につきましては、歳入予算18頁下段におけます、財政調整基金繰入金3,308万6千円の減額を行ったほか、歳出予算32頁中段の総務費の減債基金に2,000万円の積立を行い、残り1,319万6千円につきましては、財政調整基金に積立てを行い、収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第1号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。
11時10分まで暫時休憩と致します。

(休憩)

日程第8 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時10分)

●議長

会議を再開致します。
日程第8、議案第2号「平成24年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算(第4号)」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

77頁をお開き下さい。
議案第2号「平成24年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算(第4号)」
平成24年度奈井江町の国民健康保険事業会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,357万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,608万2千円とす

る。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成25年3月4日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、1款国民健康保険税1,085万7千円を追加し1億6,972万7千円、2款使用料及び手数料1万3千円を追加し3万5千円、3款財産収入1万1千円を追加し2万1千円、4款繰入金3,540万7千円を減額し5,174万1千円、6款諸収入1億1,810万3千円を追加し1億2,029万8千円、歳入合計9,357万7千円を追加し3億4,608万2千円。

歳出、1款総務費2,410万9千円を追加し2億7,404万6千円、2款基金積立金6,800万7千円を追加し6,801万7千円、3款公債費7千円を減額し3千円、4款諸支出金146万8千円を追加し392万2千円、歳出合計9,357万7千円を追加し3億4,608万2千円。

国民健康保険事業会計補正予算（第4号）の概要について説明を申し上げます。

歳出から説明致しますので、86頁をお開き下さい。

総務費では、空知中部広域連合への分賦金の増額などにより2,410万9千円を追加計上致しております。

基金積立金では、広域連合より歳計剰余金の返還金に伴い、6,800万7千円を追加計上。

公債費では、一時借入金利子で7千円を減額計上。

88頁にわたりますが、諸支出金で、直営診療施設勘定繰出金などにより146万8千円を追加計上致しております。

次に、歳入について説明致します。

82頁にお戻り下さい。

国民健康保険税では、賦課実績による見込み精査により1,085万7千円を追加計上。

使用料及び手数料では、督促手数料の見込み精査により1万3千円を追加計上。

財産収入では、基金利子の見込み精査を行い1万1千円を追加計上。

繰入金的一般会計繰入金では、保険基盤安定繰入金の確定などによりまして589万2千円を追加計上致しております。

次に、84頁の雑入では、平成23年度決算確定に伴う空知中部広域連合からの返還金1億1,635万1千円の追加計上ほか、諸収入合計1億1,810万3千円を追加計上致しております。

以上における歳入歳出の差4,129万9千円につきましては、84頁上段にあります国保基金繰入金を同額減額計上し収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

森議員。

●6番

1点ほどお伺いしたいと思います。

84頁のところにあります6款3項1目の雑入のことなんですけども、雑入1億1,635万1千円計上されております。

これは当初予算で、連合の還付金の予定では2,600万ぐらいの当初の予定でなかったかと思えます。

しかしながら、これだけ連合の方から、大きく還付されているんですけども、これ一体何が原因でこれだけ増えたのか、ちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

只今の森議員の質問にお答えをしたいと思いますのですが、23年度の還付金の内訳でございますが、国からの特別調整交付金、特特調でございますが、これが2,264万円、国からの普通調整交付金の予算超過分が1,974万円、保険給付費などの歳入歳出予算の清算分として3,646万円、退職者医療制度の医療給付費振替によります清算分が3,751万円、これらを合計した金額が今回還付される予定となっていることで、状況でございますので、よろしくご理解を頂きたいと思えます。

●議長

森議員。

●6番

今、課長の説明では退職者医療制度の振替の関係で3,751万円という、それが多くなったという見方もされているんですけども、この退職者医療制度に関わった人数は何名ぐらい、おられるのかお聞きしたいと思います。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

只今の森議員の質問でございますが、退職者医療制度に関係します振替につきましては、平成18年から22年度分で人数に致しますと125名分の振替が行われたという

ことで、広域連合の方から報告を頂いているところでございます。

●議長

森議員。

●6番

今の説明で理解は致したんですけれども、なかなかこれ雑入で連合からの還付金で、当初予算からみると相当大幅な増になって、これありがたいことなんですけれどもね、なかなかこうやって当初予算から相当、見込みで多くなるということは、国保会計の運営がなかなかしづらいのかなという見方が出てくるかな。そういった意味で、前回、昨年は20.1%ですか、26年では基金が枯渇するということで、20%ほどの値上げしたんですけれどね、このような上がったたり下がったりするというのは、なかなか厳しいという判断をせざるを得ないのかなという気がしますけれども、安定した見方をする上においてね、これ、どうなんでしょうね。

たいてい、一般会計から繰り入れを、マイナスになる時には繰り入れをしたらどうかという、そしてあと、見直しの時にその分も見て、見直しをすることが出来るのか出来ないのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

副町長か、誰か、答弁をお願いします。

●議長

副町長。

●副町長

森議員のご質問にお答えをしたいと思います。まず、冒頭ですね、退職者医療制度の被保険者の把握、また、一般国保被保険者一人当たり医療費をはじめとする、推計と実績との間に大きな乖離を生じたということで、平成23年度実績に基づく広域連合分賦金において、予定を上回る還付金が生じたという状況にあります。

昨年税率を改正したところでありまして、国保会計の運営にあたって、被保険者の皆さんに、信頼を損ないかねないというような結果となったということについては、これは極めて厳粛に受け止めざるを得ないのかなというふうに思っています。

まさに今議員の方からご指摘のありました通り、国保会計をどうやって安定的に運営するのかというのが大きな課題だと思っておりますので、これから色々な手法を研究していきたいというふうに思っております。

今ほどご提案がありました一般会計から、繰り入れを行ってですね、財政調整機能を果たせないかというご質問でございますが、基本的には、これは、国保会計そのものは、単年度主義でございます。万が一といいますか、政策的に、一般会計からの繰り入れを行っている自治体もございますので、これ自体は繰り入れること自体は問題はございませんけれども、繰り入れをして、逆に財政が安定している状況の時にこれを一般会計に戻すというようなことになると、これは会計上の借り入れになりますから、とい

う手法としてはまずいと思われます。

いずれにしましても、こういう事態が起きるといのは、先ほど申し上げました通り、医療費の変動の推計等々の問題ですね、それと、被保険者の所得の把握というようなことで、更には、最近でありますと、なかなか国民健康保険の医療制度そのものが、昨年議会の皆さんからも意見書出して頂きましたけれども、非常に安定的な運営をされるバックボーンがないというようなこともあってですね、苦慮しているところでございます。

ただ、いずれにしましても、現場を預かるものとして、これらを、少しでも、数字的に近似値といひますか、近い実態のものに掴んで今後運営をしていきたいというふうに思っております。

そんなこともありまして、後ほど、また改めて、新年度予算の中でも色々なご提案をさせていただきますので、ご理解を頂きますようよろしくお願い致します。

●議長

町長。

●町長

極めて、今のことはですね、大切なことです。

ということは、なぜかという、単年度で、見えない所がある。

国の施策上ですね、医療費の増高等も含めましてですね、簡単に言うと、3年ぐらいでパターンで見なければいけないということで、変動が大きいということも承知しながら、自治体の責任ではあります、国の施策そのものがですね、大きな変動があるとい事も含めながら、これらを総合的に考えていかなければいけない。

こういうふうにご考慮しておりますので、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

以上でございます。

●議長

他にございませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時25分)

●議長

日程第9、議案第3号「平成24年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書90頁をお開き下さい。

議案第3号「平成24年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」

平成24年度奈井江町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ328万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,139万2千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成25年3月4日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、1款後期高齢者医療保険料307万4千円を減額し6,317万3千円、2款使用料及び手数料1千円を追加し6千円、3款繰入金21万3千円を減額し2,761万1千円、5款諸収入2千円を減額し2万1千円、歳入合計328万8千円を減額し9,139万2千円。

歳出、1款総務費1万6千円を減額し42万円、2款後期高齢者医療広域連合納付金327万1千円を減額し9,093万円、3款諸支出金1千円を減額し2万円、歳出合計328万8千円を減額し9,139万2千円。

平成24年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の概要についてご説明を申

上げます。

歳出から説明致しますので、96頁をお開き下さい。

総務費では、見込み精査で1万6千円の減額計上。

後期高齢者医療広域連合納付金では、負担金の見込み精査を行い327万1千円の減額計上。

諸支出金で、保険料還付金1千円を減額計上。

次に、歳入については94頁であります。後期高齢者医療保険料で、算定実績に伴う見込み精査を行い307万4千円を減額計上。

使用料及び手数料では、督促手数料の見込み精査で1千円を追加。

繰入金では、保険基盤安定繰入金など一般会計繰入金の見込み精査で21万3千円を減額計上。

諸収入では、保険料還付金の見込み精査で2千円を減額計上致しております。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

●議長

日程第10、議案第4号「平成24年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 登壇）

●副町長

議案書98頁をお開き下さい。

議案第4号「平成24年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第4号）」

平成24年度奈井江町の下水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ206万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,418万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成25年3月4日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、1款使用料及び手数料22万8千円を追加し1億2,370万7千円、2款分担金及び負担金1,246万5千円を追加し1,318万9千円、3款繰入金1,475万3千円を減額し2億4,236万3千円、歳入合計206万円を減額し5億5,418万円。

歳出、1款下水道費97万円を減額し7,609万5千円、2款公債費105万円を減額し4億7,808万5千円、3款予備費4万円を減額し0円、歳出合計206万円を減額し5億5,418万円。

下水道事業会計補正予算（第4号）の概要について説明を申し上げます。

104頁の歳出からご説明致します。

下水道費では、各事業費の見込み精査を行い97万円の減額計上。

106頁の公債費では、借入条件の確定などにより105万円を減額計上。

予備費では4万円を減額計上致しております。

次に、歳入ですが、102頁をお開き下さい。

使用料及び手数料の下水道使用料では、出納閉鎖後の使用料納付の増により22万8千円を追加計上したほか、分担金及び負担金では、受益者負担金の猶予を行ってまいりました町内企業の工場新設等により、負担金の賦課を行った結果、一括納入を頂いたことにより1,246万5千円を追加計上致しております。

以上における歳入歳出の差1,475万3千円につきましては、一般会計からの繰入

金を減額計上し、収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。
質疑ございませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第4号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時33分)

●議長

日程第11、議案第5号「平成24年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第5号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の108頁をお開き下さい。

議案第5号「平成24年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）」

総則、第1条、平成24年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量の補正、第2条、平成24年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

患者数の入院一般病床では1日あたり0.7人、延べ272名を減じ1日あたり32.3人、延べ11,773人、療養型病床群病床では1日あたり2.1人、延べ761人を減じ、1日あたり15.9人、延べ5,809人、指定介護療養型病床では1日あたり1.7人、延べ627人を追加し、1日あたり平均25.7人、延べ9,387人。

外来、1日平均12.7人、延べ2,979人を減じ1日あたり116.3人、延べ28,497人。

指定居宅サービス、1日あたり1.3人、延べ332人を追加し1日あたり7.3人、延べ1,796人とするものであります。

建設改良事業では61万円を減額し8,756万3千円。

収益的収入及び支出の補正第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

1款病院事業収益4,056万4千円を減額し10億6,936万3千円。

次のページをお開き下さい。

支出、第1款病院事業費用2,540万2千円を減額し11億5,956万8千円。

資本的収入及び支出の補正第4条、予算第4条中、不足する額4,720万2千円を、不足する額4,311万5千円に、過年度分損益勘定留保資金4,720万2千円を過年度分損益勘定留保資金4,311万5千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入348万5千円を追加し1億3,112万1千円。

支出、第1款資本的支出60万2千円を減額し1億7,423万6千円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正第5条、予算第7条に定めた経費の金額を、次のように改める。

職員給与費925万円を減額し5億6,775万9千円。

たな卸し資産購入限度額の補正第6条、予算第8条中1億8,939万5千円を1億7,095万4千円に改める。

平成25年3月4日提出、奈井江町長。

病院事業会計補正予算（第5号）の概要について説明を申し上げます。

収益的支出から説明致しますので、113頁をお開き下さい。

病院事業費用の医業費用の給与費では、給料、手当、賃金など見込み精査を行い811万2千円を減額計上。

材料費では、医薬品、給食材料の見込み精査により2,010万5千円を減額計上。

経費では、院内感染対策用消耗品で143万円を追加計上したほか、光熱水費、燃料

費など見込み精査により、合わせて380万5千円を追加計上致しております。

地域医療連携費では、介護病棟報酬の減額などによりまして126万2千円を減額計上。

資産減耗費では、上部消化管汎用スコープほかの固定資産除却費12万1千円を追加計上。

医業外費用の老人保健施設費では、原材料費の見込み精査により86万円の減額計上。予備費では9万8千円を減額計上致しております。

特別損失では、過年度診療報酬過誤調整額として110万9千円を追加計上したところであります。

次に、収益的収入について説明致しますので、112頁をお開き下さい。

病院事業収益の医業収益では、患者数の減などにより総額4,788万5千円を減額計上。

医業外収益の国・道補助金では、国民健康保険保健事業等助成金の精査により179万1千円を追加計上。

負担金及び交付金では、一般会計負担金で547万3千円を追加計上。

患者外給食収益では、見込み精査で5万7千円の追加計上であります。

次に、資本的支出について説明を致します。

115頁をお開き下さい。

資本的支出、建設改良費の資産購入費では、医療機器購入費用の精査を行い61万円を減額計上。

企業債償還金では、元金償還金8千円を追加計上致しております。

資本的収入の負担金では、地域医療総合情報システム整備に係る一般会計負担金で348万5千円を追加計上。

以上の結果、単年度実質収支では4,981万8千円の赤字となりますが、繰越実質収支では3億2,590万円の黒字を見込んでおります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

森議員。

●6番

114頁の一番下にあります特別損失のことで、ちょっとお伺いします。

これ説明のそこには今副町長が言いましたように、過年度診療報酬過誤調整額という説明がございました。

ちょっと、中身を具体的に知りたいんですけども。

これは、初めて聞くんですけども、どういったことになるのか、ちょっと確認したいと思います。

●議長

健康ふれあい課長。

●健康ふれあい課長

只今の森議員のご質問にお答えをしたいと思います。

特別損失の内容ということでございますけれども、今回、補正予算に計上させて頂きましたのは、平成23年度以前の一部におきます診療報酬並びに介護報酬の請求額のうち、医療と介護の保険者でございます国保連合会ですとか、あと、社会保険支払基金の、いわゆる報酬支払審査の結果に基づきまして、最終的に基準に合致しない請求内容について、過誤調整として処理をされたところでございます。

それに伴いまして、今回、法令に基づきまして、特別損失として、24年度予算において費用化をして計上させて頂いたものでございます。

なお、この審査につきましては、ご承知の通り、診療報酬、介護報酬どちらとも、請求月から審査を経て、2カ月後に収入として受けるところでございますけれども、1度認められない場合でも、再請求行為というものも認められているというところでございまして、その場合においては、時間をかけ、審査をし、その結果、収入として認められる場合もありますが、最終的に過誤ということで、認められないケースもあるということでございます。

また逆に、審査の通り、収入として一度受けた後に、再審査として過誤調整ということで、お返しをするというケースもあるということになってございます。

よろしくご理解を賜りたいと思います。

●議長

他にございませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時43分)

●議長

日程第12、議案第6号「平成24年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の117頁をお開き下さい。

議案第6号「平成24年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算(第2号)」

総則、第1条、平成24年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

業務の予定量の補正、第2条、平成24年度奈井江町老人保健施設事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

利用者数におきまして介護保健施設サービス1日あたり0.4人延べ156人を減じ1日あたり47.6人、延べ17,364人。

通所リハビリテーションでは1日あたり0.7人、延べ165人を減じ1日あたり9.6人、延べ2,348人。

短期入所療養介護では1日あたり0.2人、延べ26人を追加し1日あたり2.6人、延べ914人とするものであります。

収益的収入及び支出の補正第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款介護老健事業収益512万2千円を減額し2億2,910万6千円。

支出、第1款介護老健事業費用9万4千円を減額し2億3,566万7千円。

次の頁をお開き下さい。

資本的収入及び支出の補正、第4条、予算第4条本文括弧書中、不足する額1,517万1千円を、不足する額1,523万2千円に、過年度分損益勘定留保資金1,517万1千円を、過年度分損益勘定留保資金1,523万2千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入1億1,380万円を追加し1億2,072万8千円。

支出、第1款資本的支出1億1,386万1千円を追加し1億3,596万円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、第5条、予算第5条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費3万3千円を追加し1億1,412万1千円。

企業債、第6条、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で申し上げます。

借換債 補償金免除繰上償還、1億1,380万円、領収書又は証券発行で1.0%以内、5年以内で据置期間がありませんが、その他は借入先と協議するものであります。

平成25年3月4日提出、奈井江町長。

老人保健施設事業会計補正予算（第2号）の概要について説明致します。

補正予算の内容につきましては、収益的支出から説明を致しますので、122頁をお開き下さい。

介護老健事業費用、営業費用の給与費では、法定福利費の見込み精査により3万3千円を追加計上。

材料費では、診療材料で15万円を追加計上したほか、給食材料費、医療消耗備品費の見込み精査などにより合わせて4万円を減額計上。

経費では、施設内感染対策用消耗備品費ほかで19万3千円を追加計上したほか、光熱水費、通信運搬費などの見込み精査を行い、合わせて5万7千円を減額計上致しております。

予備費では3万円を減額計上したところであります。

次に、収益的収入について説明致します。

121頁にお戻り下さい。

介護老健事業収益、営業収益では、利用者の減、介護報酬改定の影響などにより、総額で512万2千円を減額計上致しております。

次に、資本的収支であります。123頁の企業債償還金では、地方公共団体における高金利である地方債の公債費負担を軽減することを目的とした「補償金免除繰上償還」制度を活用し、繰上償還を実施するものであります。

この繰上償還は、本年度までの臨時特例措置であり、年利5%以上の公的資金、旧資金運用部資金・旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金などからの借入に対し、徹底した行財政改革を実施する団体に対して認められるものでありまして、国に対して申請を行ったところ、昨年12月に「旧資金運用部資金」についての繰上償還が承認され、本年3月に繰上償還を行うために予算計上しようとするものであります。

今回の補正につきましては、償還金で1億1,386万1千円を追加計上。

この繰上償還の財源と致しまして、資本的収入の借換企業債で1億1,380万円を追加計上したところであります。

なお、これにより総額で約1,700万円の利子が軽減される見込みであります。

以上の結果、単年度実質収支では1,195万1千円の赤字となりますが、繰越実質

収支で7, 214万4千円の黒字を見込んだところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時51分)

●議長

日程第13、議案第7号「平成24年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第4号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書125頁をお開き下さい。

議案第7号「平成24年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算（第4号）」
総則、第1条、平成24年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算（第4号）
は、次に定めるところによる。

業務の予定量の補正、第2条、平成24年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算
第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

利用者数、介護老人福祉施設1日あたり0.0人、延べ13人を追加し1日あたり4
9.0人、延べ17,898人。

通所介護では、1日あたり0.2人、延べ131人を減じ1日あたり16.8人、延
べ4,017人。

短期入所生活介護、1日あたり0.1人、延べ55人を追加し1日あたり6.6人、
延べ2,427人を見込んでおります。

収益的収入及び支出の補正、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定
額を次のとおり補正する。

収入、第1款介護老福事業収益311万4千円を減額し2億8,011万6千円。

支出、第1款介護老福事業費用109万3千円を追加し3億4,501万1千円。

次の頁をお開き下さい。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、第4条、予算第6条に
定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費で65万4千円を追加し1億4,329万3千円とするものであります。

平成25年3月4日提出、奈井江町長。

老人総合福祉施設事業会計補正予算（第4号）の概要について説明致します。

129頁の収益的支出から説明致します。

介護老福事業費用、事業費用の給与費では、手当、賃金などの見込み精査を行い、6
5万4千円を追加計上。

経費では、施設内感染対策用消耗品等で18万円を追加計上したほか、光熱水費、燃
料費、委託料の見込み精査を行って、合わせて75万6千円を追加計上致しております。

事業外費用のサービス利用者外給食材料費では、見込み精査で20万3千円の追加計
上。

高齢者生活センター費では、燃料費の見込み精査で52万円を減額計上しております。

次に、収益的収入であります、128頁、介護老福事業収益の事業収益では、介護
報酬改定の影響などにより総額333万7千円を減額計上致しております。

事業外収益の一般会計負担金では、子ども手当等の費用見込み精査で10万円を減額
計上。

利用料では、高齢者生活福祉センターの利用料で33万6千円を減額計上。

その他事業外収益では、サービス利用者外給食収入、その他事業外収入の見込み精査
を行い、65万9千円を追加計上致しております。

以上の結果、単年度実質収支では924万2千円の赤字となりますが、繰越実質収支
では7,886万8千円の黒字を見込んだところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定を

お願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

昼食のため、1時00分まで休憩と致します。

(昼休憩)

日程第14 14議案一括上程

(13時00分)

●議長

会議を再開致します。

日程第14

議案第21号「奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

議案第22号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」

議案第29号「奈井江町鳥獣被害対策実施隊設置条例」

議案第23号「奈井江町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに嘱託手当等に関する条例の一部を改正する条例」

議案第25号「奈井江町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」

議案第30号「奈井江町交流プラザみなクルの設置及び管理に関する条例」

議案第31号「石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建設事業）に対する支援に関する事務の委託について」

議案第8号「平成25年度奈井江町一般会計予算について」

議案第9号「平成25年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」

議案第10号「平成25年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」

議案第11号「平成25年度奈井江町下水道事業会計予算について」

議案第12号「平成25年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」

議案第13号「平成25年度奈井江町老人保健施設事業会計予算について」

議案第14号「平成25年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算について」

以上、14議案を一括議題と致します。

平成25年度町政執行方針（町長）、及び平成25年度教育行政執行方針（教育長）

●議長 (13時02分)

この際、町長に平成25年度町政執行方針の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

(町政執行方針) 朗読

(13時36分)

(13時36分)

●議長

教育行政執行方針の説明を求めます。

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

(教育行政執行方針) 朗読

●議長

以上で、執行方針の説明を終わります。

●議長

ここで、2時05分まで休憩致したいと思います。

(休憩)

(13時52分)

(14議案の大綱説明)

(14時05分)

●議長

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

一括議題の説明を求めます。

要旨のみの説明を受けたいと思いますので、皆様のご理解を願いたいと思います。

一括議題の大綱説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは予算に関連する議案並びに予算案について、一括してご説明をさせていただきます。

最初に、議案第21号「奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」であります。

議案書の189頁であります。奈井江町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

平成25年3月4日提出、奈井江町長。

本案は、「平成24年度まで」としておりました職員の給与、2.5%分の独自削減措置につきまして、職員組合の合意を得て、平成25年度26年度までの2カ年間に渡り、延長を行おうとするものであります。

次に、190頁であります。議案第22号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」

奈井江町税条例の一部を次のように改正する。

平成25年3月4日提出、奈井江町長。

本案につきましては、国民健康保険税の税率改正を行うものであります。同税につきましては、昨年事業会計の健全運営を図るため、税率の引き上げを行いましたが、平成24年度の被保険者一人当たり医療費、農家世帯の保険税額、空知中部広域連合の精算還付金などを勘案し、再推計を行ったところ、当初推計を大きく超える基金残高が見込まれることとなりました。

このため、加入世帯の負担軽減を図る観点に立ち、税率の引き下げを行おうとするものであります。

次に、206頁をお開き下さい。

議案第29号「奈井江町鳥獣被害対策実施隊設置条例」

平成25年3月4日提出、奈井江町長。

本条例は、鳥獣被害防止特別措置法に基づき、鳥獣による被害に対する、総合的、効

果的な対応を図るため、本町に、鳥獣被害対策実施隊を設置するため、制定するものであります。

次に、192頁にお戻り下さい。

議案第23号「奈井江町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに嘱託手当等に関する条例の一部を改正する条例」

奈井江町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに嘱託手当等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成25年3月4日提出、奈井江町長。

本案は、スポーツ基本法の施行にともない、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改正するとともに、鳥獣被害対策実施隊員の日額報酬額を4,800円に定めようとするものであります。

次に194頁をお開き下さい。

議案第25号「奈井江町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」

奈井江町職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

平成25年3月4日提出、奈井江町長。

本条例は、職員等の旅費に関し、宿泊料を定額から実費額での支給とし、日当について支給しない地域を北海道空知総合振興局管内に改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、208頁、議案第30号「奈井江町交流プラザみなクルの設置及び管理に関する条例」

平成25年3月4日提出、奈井江町長。

本条例は、町民のコミュニティ活動や農商工連携の拠点施設として建設する奈井江町交流プラザみなクルの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるため、制定しようとするものであります。

次に、213頁、議案第31号「石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建設事業）に対する支援に関する事務の委託について」

地方自治法第252条の14の規定により、石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建設事業）に関する支援に対する事務を別紙規約により滝川市に委託する。

平成25年3月4日提出、奈井江町長。

本事務の委託は、石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建設事業）の事務について滝川市への委託を行うため制定しようとするものであります。

以上、予算関連の7議案について概要を説明致しました。

次に、予算書をお開き頂きたいと思っております。

別冊で配布されております予算書、平成25年度奈井江町一般会計予算書をお開き下さい。

1頁から申し上げます。

「平成25年度奈井江町一般会計予算」

平成25年度奈井江町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48億6,000

万円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債による。一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3億円と定める。

歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用。

平成25年3月4日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算。

歳入、1款町税6億8,838万2千円、2款地方譲与税4,810万円、3款利子割交付金140万円、4款配当割交付金60万円、5款株式等譲渡所得割交付金10万円、6款地方消費税交付金7,230万円、7款ゴルフ場利用税交付金600万円、8款自動車取得税交付金950万円、9款地方特例交付金90万円、10款地方交付税23億4,700万円、11款交通安全対策特別交付金60万円、12款分担金及び負担金2,155万5千円、13款使用料及び手数料1億1,140万8千円、14款国庫支出金3億6,062万円、15款道支出金2億9,261万2千円、16款財産収入1,226万3千円、17款寄附金1千円、18款繰入金2億9,614万8千円、19款繰越金1千円、20款諸収入8,411万円、21款町債5億640万円、歳入合計48億6,000万円。

歳出、第1款議会費4,286万4千円、2款総務費3億2,424万2千円、3款民生費7億8,624万円、4款衛生費6億3,782万2千円、5款労働費661万7千円、6款農林水産業費3億3,799万9千円、7款商工費1億477万7千円、8款土木費5億5,152万6千円、9款消防費1億5,395万4千円、10款教育費4億486万7千円、11款公債費8億1,264万円、12款職員費6億8,862万6千円、13款予備費782万6千円、歳出合計48億6,000万円。

7頁をお開き下さい。

第2表、地方債、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で申し上げます。

なお、起債の方法につきましては、普通貸借又は証券発行で、利率は4%以内。ただし利率見直し方式で借入れる資金の利率見直しを行った後については、当該見直し後の利率による。償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。とするもので、以下、同様でございます。

農業農村整備事業2,710万円。

経営近代化施設事業 2, 700万円。

生活公共確保対策事業 360万円。

交流プラザ建設事業 340万円。

16号西線交通安全施設自歩道新設工事 240万円。

教職員住宅建設事業 4, 600万円。

学校教育施設等整備事業 1億1, 880万円。

文化ホール大規模改修工事業 3, 620万円。

過疎地域自立促進特別事業（ソフト事業） 6, 910万円。

臨時財政対策債 1億7, 280万円。

次に、同じく別冊でお配りをしております奈井江町特別会計予算書をご覧ください。

最初に、国民健康保険事業会計予算でございますが、1頁、「平成25年度奈井江町国民健康保険事業会計予算」

平成25年度奈井江町の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3, 610万円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は1億円と定める。

平成25年3月4日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算。

歳入、1款国民健康保険税 1億4, 121万3千円、2款使用料及び手数料 3万円、3款財産収入 2万2千円、4款繰入金 7, 259万8千円、5款繰越金 1千円、6款諸収入 2, 223万6千円、歳入合計 2億3, 610万円。

歳出、1款総務費 2億3, 185万1千円、2款基金積立金 2万2千円、3款公債費 2千円、4款諸支出金 413万1千円、5款予備費 9万4千円、歳出合計 2億3, 610万円。

以上であります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。

17頁をお開き下さい。

「平成25年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算」

平成25年度奈井江町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9, 315万円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1千万円と定める。

平成25年3月4日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算。

歳入、1款後期高齢者医療保険料6,510万5千円、2款使用料及び手数料7千円、3款繰入金2,801万4千円、4款繰越金1千円、5款諸収入2万3千円、歳入合計9,315万円。

歳出、1款総務費27万9千円、2款後期高齢者医療広域連合納付金9,282万1千円、3款諸支出金2万1千円、4款予備費2万9千円、歳出合計9,315万円。

以上であります。

次に、下水道事業会計についてご説明申し上げます。

28頁をお開き下さい。

「平成25年度奈井江町下水道事業会計予算」

平成25年度奈井江町の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億3,800万円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億5,000万円と定める。

歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用。

平成25年3月4日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算。

歳入、1款使用料及び手数料1億2,327万4千円、2款分担金及び負担金52万円、3款繰入金2億5,730万2千円、4款繰越金2千円、5款諸収入200万2千円、6款町債1億5,490万円、歳入合計5億3,800万円。

歳出、1款下水道費8,191万5千円、2款公債費4億5,593万5千円、3款予備費15万円、歳出合計5億3,800万円。

第2表、地方債、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で申し上げますが、起債の方法については、普通貸借または証券発行、利率は4%以内。ただし利率見直し方式で借入れる資金の利率見直しを行った後については、当該見直し後の利率による。償還の方法は、政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

以下、起債の方法、利率、償還の方法については、全て同様であります。

公共下水道事業債（一般分）440万円。

石狩川流域下水道事業債（一般分）570万円。

資本費平準化債 1 億 3, 4 2 0 万円。

個別排水処理施設事業債 4 2 0 万円。

公共下水道事業債（過疎債） 4 3 0 万円。

個別排水処理施設事業債（過疎債） 2 1 0 万円。

以上であります。

次に、地方公営企業会計予算書をご覧頂きたいと思ます。

最初に、奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算についてご説明を致しますので、1 頁をご覧下さい。

「平成 2 5 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算」

総則、第 1 条、平成 2 5 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第 2 条、業務の予定量は次のとおりとする。

病床数は、一般病床 4 6 床、療養型病床群病床 2 0 床、指定介護療養型病床 3 0 床。

患者数は、入院、一般病床 1 日平均 3 1. 0 人、延べ 1 1, 3 1 5 人、療養型病床群病床 1 日平均 1 6. 0 人、延べ 5, 8 4 0 人、指定介護療養型病床 1 日平均 2 5. 0 人、延べ 9, 1 2 5 人、外来患者数は 1 日平均 1 2 1. 0 人、延べ 2 9, 6 4 5 人、指定居宅サービス 1 日平均 7. 0 人、延べ 1, 7 1 5 人であります。

建設改良事業では、内視鏡洗浄消毒装置外で総額 9, 0 0 3 万 4 千円。

収益的収入及び支出、第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第 1 款病院事業収益 1 0 億 7, 2 8 1 万 9 千円。

支出、第 1 款病院事業費用 1 1 億 4, 6 0 5 万 3 千円。

資本的収入及び支出、第 4 条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4, 4 8 9 万 4 千円は、過年度分損益勘定留保資金 4, 4 8 9 万 4 千円で補填するものとする。

収入、第 1 款資本的収入 1 億 3, 4 6 8 万 7 千円。

支出、第 1 款資本的支出 1 億 7, 9 5 8 万 1 千円。

企業債、第 5 条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で申し上げます。

医療機器整備事業（病院事業債） 1, 2 1 0 万円。

普通貸借又は証券発行、利率は 4 % 以内。ただし利率見直し方式で借入れる資金の利率見直しを行った後については、当該見直し後の利率による。償還の方法は、政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

医療機器整備事業（過疎債） 1, 2 1 0 万円で、以下、起債の方法、利率、償還の方法については前項と同じでございます。

一時借入金、第 6 条、一時借入金の限度額は 3 億円と定める。議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第 7 条、次に掲げる経費については、その経費の金額

を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

職員給与費 5 億 5, 309 万 7 千円。

交際費 35 万円。

たな卸し資産購入限度額、第 8 条、たな卸し資産の購入限度額は 1 億 8, 342 万円と定める。

平成 25 年 3 月 4 日提出、奈井江町長。

なお、この病院事業会計において単年度実質収支におきましては、2, 504 万 9 千円の赤字を見込んでおりますが、繰越実質収支で 3 億 85 万 1 千円の黒字を見込んだところであります。

次に、老人保健施設事業会計をお開き下さい。

35 頁をお開き下さい。

「平成 25 年度奈井江町老人保健施設事業会計予算」

総則、第 1 条、平成 25 年度奈井江町老人保健施設事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第 2 条、業務の予定量は、次のとおりとする。

サービス事業定員、介護保健施設サービス、短期入所療養介護合わせまして 52 人、通所リハビリテーション 15 人。

利用者数、介護保健施設サービス 1 日平均 48.0 人、延べ 17, 520 人、通所リハビリテーション 1 日平均 10.2 人、延べ 2, 460 人、短期入所療養介護 1 日平均 2.4 人、延べ 872 人を見込んでおります。

収益的収入及び支出、第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。

収入、第 1 款介護老健事業収益 2 億 3, 272 万円。

支出、第 1 款介護老健事業費用 2 億 2, 881 万 3 千円。

資本的収入及び支出、第 4 条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。

資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する額 1, 996 万 2 千円は、過年度分損益勘定留保資金 1, 996 万 2 千円で補填するものとする。

収入、第 1 款資本的収入 659 万 3 千円。

支出、第 1 款資本的支出 2, 655 万 5 千円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第 5 条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 1 億 1, 936 万 6 千円。

公債費 1 万円。

平成 25 年 3 月 4 日提出、奈井江町長。

老人保健施設事業会計におきましては、25 年度の単年度実質収支について 706 万 1 千円の赤字を見込んでおりますが、繰越実質収支では 6, 508 万 3 千円の黒字を見込んだところであります。

次に、老人総合福祉施設事業会計予算についてご説明を申し上げます。

57頁をお開き下さい。

「平成25年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算」

総則、第1条、平成25年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

サービス事業定員、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）50人、通所介護（デイサービス）20人、短期入所生活介護（ショートステイ）10人。

利用者数、介護老人福祉施設1日平均49.0人、延べ17,885人、通所介護1日平均17.0人、延べ4,165人、短期入所生活介護1日平均6.5人、延べ2,376人。

建設改良事業、ストレッチャー特殊浴槽外で総額2,350万円であります。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款介護老福事業収益2億7,762万6千円。

支出、第1款介護老福事業費用3億5,437万1千円。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額12万8千円は、過年度分損益勘定留保資金12万8千円で補填するものとする。

収入、第1款資本的収入2,379万6千円。

支出、第1款資本的支出2,392万4千円。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で申し上げます。

特殊浴槽整備事業（介護サービス施設整備事業債）1,180万円。普通貸借又は証券発行。4%以内。ただし利率見直し方式で借入れる資金の利率見直しを行った後については、当該見直し後の利率による。政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

特殊浴槽整備事業過疎債1,170万円。

以下、同様であります。

一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は2千万円と定める。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費1億4,555万6千円。

平成25年3月4日提出、奈井江町長。

老人総合福祉施設事業におきましては、平成25年度単年度実質収支で960万8千円の赤字を見込んでおりますが、繰越実質収支では6,926万円の黒字を見込んだところであります。

以上、平成25年度の予算並びに関連する議案について一括して概要についてご説明

を申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

(14 議案の大綱質疑)

(14時38分)

●議長

一括議題に対する大綱質疑を行います。

鈴木議員。

●9番

今ほど、町長から執行方針、副町長から予算概要の説明がございました。

このご説明の中で、資料も含めてお願いしたいところがございますが、まず、町長の執行方針の中で、引き続き財政規律の維持に意を用いると共に、まちづくり計画の着実な実施を推進するために町民サービスに努めていきたいというお話がございました。

今般、この条例改正の案の中にもありますように、職員の皆さんと継続をして、平均で2.5%の削減に合意されたことに心から敬意を申し上げる所でございます。

ただ、今般、国では国保財源の一つとして、国家公務員の給与が7.8%削減されております。

あわせて地方自治体にも地方交付税を総額で4千億減額する予定とのことでございます。

そこで、奈井江町の今回の一般会計歳入予算では、地方交付税の影響額をいくらで勘案されたのか、ここが1点。またラスパイレス指数等で努力されている自治体には、国が申し上げているんですよ、交付金交付税で措置されるようなことが報道されております。

この状況は、今年度、今後、普通交付税が交付される時に表れてくることだと思いません。

そこで、今2.5%削減が合意されましたけれども、更に、職員の皆さんとの協議を進めるものかどうかを含め、その対応を伺いたいということでございます。

また、町長が平成12年から背中を見せ、そして真剣になって、奈井江町の行財政改革に取り組んできているところでございます。

地方自治体運営に私たち議会、そして、自分なりの議員としても若干なりとも、自治体運営に携わる者として、この国のやり方に大きな怒りを私は覚えておりますけれども、この国の姿勢に対して、町長はどのようにお考え、そして町村会の役員としても相当な努力をされておりますけれども、そのところをお伺いを致したいと思います。

まず、ここの部分についてお願い致します。

●議長

町長。

●町長

今、鈴木議員からの質問でございますが、過般ですね、町村会の役員会といいますか、会長副会長会議がありました。

その折に、今お話ありましたように、交付税についてはですね、7.8%、国家公務員は削減すると言ってますが、これ2年間でございます。ご存知の通り。

しかも、期限切れについて災害に対する対応ということでございますから、そういうことから比較致しますと、地方自治体はどういう苦勞をしているか、申し上げるまでもなく、奈井江町にとってもですね、もう7年間、職員を採用しなかったと。

そして、更にはですね、行政改革は十数年前から行っているわけでありまして、そして、その中で、交付税そのものを減額すると、今回、4千億、国が減らず、地方についても、後ほどまた事務局からも説明があると思っておりますが、3,300万ぐらい減らしますよと、こういうことが、奈井江町の部分と致しましてですね、そういうことが言われておりますが、しかし、地方交付税そのものは、我々は固有の財産、こういうふう主張しております。

主張しているし、当然そういうことである。

したがって、国の都合によって、変化するという、ラスパイレス指数についても、ご存じの通り、今、報道等で載ったことは、国が7.8%減らすよということに対して、比例でもって、奈井江町は98%ぐらいになります。実際のところは、90.4%ぐらい。それだけ努力して今日まで継続している。職員が頑張ってきている。

したがって、今、それをですね、私どもとして、もし交付税が減らされたらどうするかということで、対応策は協議しておりません。

あくまでも国にむけて、それを貫いていこう、こういう姿勢でいます。

あるかもしれません。

今、国がですね、4月からという話をしているんです。

しかし、これは、見極めた中で、対応を考えていきたいと、こういうふうにご理解を賜りたいとお願い申し上げる次第でございます。

以上、私の指針を申し上げます。

●議長

鈴木議員。

●9番

はい、分かりました。

国が申し上げていたとしても、仮定のところではのってはいけないよ、ということだと思えます。

おそらく町長も私と同じような気持ちで考えられて、努力をされていることだというふうにご理解を致します。

引き続き、よろしくお願い致します。

それではですね、個別の資料のお願いをしたいと思います、実は、今議会にも相当整理をされた資料が、予算関連、一般会計から企業会計まで整理をされたものが添付されておりますけれども、若干、私として、お願いをしたい部分がございますので、今から申し上げたいと思います。

まず1つ目がですね、税条例改正、それから国保会計の関連で、先ほど、補正予算で、連合からの還付金、連合の負担金と基金の積立金等が原案どおり可決されました。

税条例改正は基本的に平成23年に戻す提案内容であると伺っております。

添付された説明資料22頁以降に、追加として、先ほど説明がございました還付金の大幅増額要因となりました4点、特特調で2千万、約で申し上げますけれども、普通調整で、これも約2千万、そして、医療費の調整ですね、これで3,600万、あと退職者の関係で3,700万という説明がありましたけれども、ここでは、退職者医療制度を改めて確認したいと思いますので、その制度と、療養給付費等負担金の出し入れが把握できるもの、そして、昨年4月臨時会で税率アップの議会がございましたけれども、その時に提出された平均21%アップする内容でございましたけれども、仮にアップしなかった場合に、基金の推移が書かれた資料等を提出頂きたいと思います。

次に、昨年、途中から保育所等で実施されておまして、本年からは小学6年生まで拡大するフッ化物洗口事業に関して、一般会計の教育費の歳出予算ではちょっと分かりかねますので、事業実施にあたり、説明資料を頂きたいと思います。

もう1点、これも一般会計関係ですけれども、55頁から57頁に記載されている、その他の公有財産維持管理に要する経費の中で、江南小学校が4月1日以降、施設運営といいますか、管理に関わる内容が載っておりますけれども、この明細が分かる、把握できる資料をお願いをしたいということでございます。

どうかお願いをします。

以上です。

●議長

副町長。

●副町長

今ほど、鈴木議員からご指示ありましたものにつきまして、十分精査をさせて頂いて、整理をし、予算委員会までに提出させて頂きたいと思います。

よろしく申し上げます。

●議長

鈴木議員。

●9番

副町長、お願いしたいのはですね、できれば、精査の時間を持てるように、予算委員会の前まで、お願いをしたいというふうに思います。

出来るだけ早い段階でということをお願いします。

●議長

副町長。

●副町長

分かりました。

出来るだけ、迅速に取り進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

●議長

それでは、大綱質疑を終わります。

予算審査特別委員会の設置について

●議長

おはかりします。

一括議題については、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

一括議題については、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

特別委員会構成のため、しばらく休憩致します。

(休憩) (特別委員会構成)

(互選結果報告)

(14時53分)

●議長

会議を再開致します。

休憩中に、特別委員会の正副委員長の互選結果が、議長に届いておりますので、事務局長に報告させます。

事務局長。

●事務局長

予算審査特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告申し上げます。
委員長には、鈴木議員、副委員長には、森岡議員、以上でございます。

●議長

只今の報告のとおり、委員長には鈴木議員、副委員長に森岡議員を選任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

委員長には鈴木議員、副委員長には森岡議員を選任することに決定しました。

おはかりします。

只今、予算審査特別委員会に付託しました一括議題につきましては、会議規則第45条第1項の規定により3月14日までに審査が終わるよう期限をつけたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

一括議題については、3月14日までに、審査が終わるよう期限を付けることに決定しました。

日程第15、16、17 3請願の一括上程・付託

(14時55分)

●議長

日程第15、請願第1号「「憲法をいかし、地方自治および地方財政の拡充を求める」意見書の採択を求める請願書」

日程第16、請願第2号「「公務公共サービスを担う非正規雇用労働者の雇用安定と均等待遇実現を求める」意見書の採択を求める請願書」

日程第17、請願第3号「TPP交渉参加断固阻止に関する請願書」

以上、3請願を一括議題とします。

請願書の写しをお手元に配布しておりますので、表題のみ事務局長に朗読させます。
事務局長。

●事務局長

(3 請願) 朗読

●議長

紹介議員の補足説明があれば発言を許します。

三浦議員。

●3番

請願第1号について、説明致します。

政府は、国の役割を外交、防衛等に限定し、国民の基本的人権を保障する国の責任を後退させ、福祉や教育など国民生活に関わる地域間格差を拡大する道州制を導入しようとしています。

福祉、医療、教育など、国民にどこに住んでいても憲法で規定する基本的人権に関わるナショナルミニマムは、憲法上の定めにより、財源を含めて国が責任をもつことが求められています。

今日、多くの自治体では、国の「三位一体改革」による地方財政の削減と、長引く不況により、深刻な財政危機に陥っています。

国民の生活も「構造改革」によって、深刻な「格差と貧困」がもたらされています。

東日本大震災や福島第一原発事故の被災地では、「構造改革」によって、地域経済が疲弊し、過疎化と高齢化が進み、市町村合併や自治体職員の削減が行われてきたことが、被災者の救援と生活再建、地域の復興をより困難にしています。

いまこそ、憲法にもとづき、地方自治体が「住民の福祉の増進を図る」役割を発揮することが求められています。

憲法をいかし、地方自治および地方財政の拡充をはかることを、国など関係機関に要請するものです。

各議員のご理解とご賛同をお願い致します。

続けて、請願第2号について。

政府は、2009年5月13日、「公共サービスに関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、公共サービスに関する施策の基本となる事項を定めることにより、公共サービスに関する施策を推進し、もって国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」を目的とし、「公共サービス基本法」を制定しました。

公共サービスはどのような形で行われても、その実施にあたっての最終的な責任は、その公共サービスを実施すべき者にあります。

これはもちろん、実施形態が委託であるか直営であるかは問わないことであります。

自治体でも業務委託や指定管理者制度は広範に使用されていますが、自治体の職員が直接サービスを提供していない場合であっても、その実施にあたっての責任は自治体にあります。

また、自治体内部にあつては、住民サービスの維持・拡充のために、臨時・非常勤職

員が、これまで常勤職員の担ってきた業務に関わり、全国的に見ても全職員の3割以上を占めています。

公務サービスの総合性・専門性・継続性を維持していくためには、こうした非正規職員の安定した雇用・均等待遇、常勤職員増員が求められています。

したがって、公務公共サービスを担う非正規雇用労働者の雇用安定と均等待遇実現を求め、国と関係機関にこれを要請するものであります。

各議員のご理解とご賛同をお願い致します。

●議長

森議員。

●6番

TPP交渉参加断固阻止に関する請願書について、説明させていただきます。

TPPは、環太平洋経済連携協定は、聖域なき関税撤廃を前提に、交渉参加が原則であり、農業のみならず、医療、建設、金融、雇用など様々な分野に影響は及び、食料自給率を低下させ、地域経済・社会の崩壊を招き、国の根幹を揺るがす由々しき問題であります。

とりわけ農業においては、道の発表ではありますけれども、2008年の生産額でありますけれども、その6割にあたる6,186億円が失われることをはじめ、関連産業や地域経済への影響額は、2兆1千億円にもなるとされております。

安部総理は、先の日米首脳会談において、最終的な結果は交渉の中で決まっていくものであることから、一方的にすべての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではないことを確認したので、「聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になった」として、早期の参加判断に傾いておりますが、日本がTPPに参加する場合は、全ての物品が交渉の対象とされていることと、及び、日本が他の交渉参加国と共に2011年11月12日にTPP首脳によって表明された「TPPの輪郭（アウトライ）」において示された包括的で、高い水準の協定を達成していくことになることも確認されております。

決して、「聖域なき関税撤廃が前提でないこと」を確約されたとは私は思っておりません。

したがって、政府のTPP交渉に向けた参加に断念するよう、強く求めるものであります。

どうか、全議員の賛成をもって意見書を提出して下さいますよう、お願いするものでございます。

●議長

おはかりします。

請願第1号、請願第2号、請願第3号は、奈井江町議会会議規則第90条第1項の規定により、所管のまちづくり常任委員会に付託をしたいと思います。ご異議ありません。

んか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

請願第1号、請願第2号、請願第3号は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

おはかりします。

只今、まちづくり常任委員会に付託しました請願第1号、請願第2号、請願第3号につきましては、会議規則第45条第1項の規定により、3月14日までに審査が終わるよう期限をつけたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

請願第1号、請願第2号、請願第3号については3月14日までに審査が終わるよう期限をつけることに決定しました。

閉会

●議長

おはかりします。

3月5日から7日までの3日間は、議案調査のため、休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

3月5日から7日までの3日間は、休会と決定しました。

以上で、本日予定した議事日程を全部終了しましたので、本日はこれで散会とします。

なお、8日は午前10時00分より会議を再開します。

大変ご苦労さまでした。

(15時06分)

(10時00分)

開会

●議長

皆さん、おはようございます。

第1回の定例会大変ご苦労さまです。

只今、出席議員10名で定足数に達していますので、会議を再開します。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、4番大矢議員、5番森岡議員を指名致します。

日程第2 総括質問

●議長

日程第2、平成25年度町政執行方針、並びに平成25年度教育行政執行方針に対する総括質問を行います。

なお、質問は再々質問を入れて、30分以内でお願いします。

それでは総括質問を行います。

(1. 3番三浦議員の質問・答弁)

(10時01分)

●議長

3番三浦議員。

(3番 登壇)

●3番

おはようございます。

町長の町政執行方針に関連しまして、まず大綱3点質問致します。

まず1点目、地域の支え合い活動の推進について質問します。

2年前の東日本大震災。テレビの画面に息を飲む毎日でした。

そして、日本中の人々が、なにかあったとき、地域の力、助け合いの力がなければ、生

き延びることができないと痛感したと思います。

特に、子どもや高齢者、障がいをもつ方々をいち早く安全な場所に避難させるために、隣近所でそういう人たちがどこにいて、どんな状況かを、日ごろから分かっている、気にかけていないと、いざというときに、助けられない。そう思い知らされました。

そこで、改めて身のまわりを見渡したとき、隣近所の付き合い、つながりが薄れているということに、気がつき、なんとかしなければという思いを多くの国民が共有した出来事だったと思います。

そこで、一斉地方選挙後の最初の議会で、私は奈井江町でも、1人で避難することが困難な人、つまり支援が必要な人の名簿を町内会の役員で共有するようなことが必要ではないか。そのために、せめて引っ越しなどの手続きで役場にきた人に、本人の意思を確認してもらって、もし本人の了解が得られたら、区長に「おたくの区にこういう人が転入しましたよ。こういう人が転出しましたよ」と名前だけでも連絡できないかと質問しました。

また、昨年6月の議会では、「救急医療情報キット」これは救急車を呼んだ時に家族がいなくても救急隊員が冷蔵庫を開けて、プラスチックの筒に入っている個人情報を見れば本人の健康状態や普段飲んでいる薬、保険証の種類や番号、また、連絡してほしい家族などの情報が書かれているものですが、その「救急医療情報キット」の普及に町内会の「たすけあいチーム」で取り組んだ経験から、せめて65歳以上の独り暮らしの方、また65歳以上だけで暮らしているお宅、それぐらいの情報は町内会の役員や「たすけあいチーム」のメンバーで共有できないものかと質問しました。

いずれの答弁でも「個人情報保護」がネックになって、なかなか前に進まないという状況が明らかになったと思います。

そこで、今年度の町政執行方針で、「高齢者や障がいのある人に対する地域での助け合い体制の活性化等を支援するための制度構築に着手する」と打ち出されましたが、この「個人情報保護」の壁にどう対処するのか伺います。

また、災害時の避難だけでなく、認知症などの在宅ケアを支えるという面からも町内会と関係機関の情報の共有がどうしても必要だと思えます。

この2つの点で、ネットワークづくりをどう進めようとしているのか、それも合わせて質問致します。

●議長
町長。

(10時04分)

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。

大変、定例会ご苦労さまでございます。

三浦議員のご質問にお答え申し上げたいと思うところがございますが、今の質問の中

に、高齢者や障がいのある人に対する地域での助け合い体制の活性化等を支援するための制度構築に着手するということですが、今までこのようなネットワークづくりのネットワークになってきた「個人情報保護」の壁にどう対処するのか、要約すればそういう質問かと思うしいでございます。

本町の高齢化率は35.9%、75歳以上の後期高齢化率につきましては20%を超えておりまして、まさに超高齢化が進行致しております。

さらに、高齢者世帯、一人暮らしの高齢者、障がいのある人も増加しておりまして、地域社会から孤立するなど、全国的に問題となっております。

住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるようにするためには、家族や公的体制だけでは限界がございまして、共に地域で支えあう、共助の仕組みが必要と考えております。

高齢者などの見守りには、これまで保健・福祉事業や社会福祉協議会、民生委員、町内会、老人クラブなどにより支えられてきましたが、昨年12月には、高齢者や障がいのある方などを地域で支えるための「北海道見守り共同宣言」が、北海道を中心に電気・ガス・新聞・不動産 事業者や警察本部、道社協など、官民関連25団体により採択されました。

積極的な地域でのネットワークの促進、見守り体制の構築を目指すことと致しております。

本町においても、平成25年度は、緊急雇用創出事業を活用した、「地域支え合い活動拠点事業」として、子どもから高齢者の居場所づくり、見守り体制の構築などの支え合い体制づくり事業を社会福祉協議会へ委託することを予定致しているところでございます。

また、民生児童委員会では、ふれあいチームや地域と共に、住民の支え合いを推進することを検討していると聞いています。

これらの取り組みについて、個人情報の提供、保護について、どのように取り扱うか、慎重を期さなければなりません。

ご質問がありした、個人情報保護の問題につきましては、国が昨今の実情から、地方自治体が共有している個人情報の取扱について、いわゆる「過剰反応」が一部で見られることを踏まえ、人の生命・身体を保護するために関係機関で個人情報を共有するよう務める旨の考え方が示されております。

本町におきましても、今後、地域の助け合い活動制度を構築する上で、個人情報の取り扱いについては、個人・地域の理解を求めた上で、協力願うことが基本と考えております。

その上で、関係部局や秘密主義が課せられている民生児童委員などとの連携は有効な手段となると考えているところでございまして、関係者間での情報共有する場合にあっても、個人情報をしっかり守るという姿勢を示した上で、個人のプラバシーが守られるよう配慮しながら、情報共有するための手法や仕組みについて、適切な支援が行えるよう取り組んで参りたいと考えているところでございます。

今の質問の中でですね、いわゆる、情報を共有しないと、緊急時に様々な協力しあっ

て、助け合うことも出来なくなってしまうよと、こういうこと、その通りでございますが、ただ、個人情報保護条例があるということも、やはり尊重しながら、行政として、対応しなければいけない。

出来るだけ、本人が理解したり、周囲が理解したり、その上に立ってなら、これはですね、よいわけでございますから、そういう意味を含めて、地域にどう協力を求めていくかということを含めて、行政として努力して参りたいとこういうふうに考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時10分)

三浦議員。

●3番

ここに東京都の足立区で作った「足立区孤立ゼロプロジェクト推進に関する条例」があります。

今年の12月21日に公布されたばかりです。

この条例で孤立とはどのような状態か定義を定めていますが、親族や隣近所と交流出来ない状態、または生活に必要な援助が受けられない状態にあることというふうに、規定しています。

孤立ゼロプロジェクトの中心活動は、早期発見のための調査活動、また支援を必要としている人を関係機関へ繋げる活動が中心になっているということです。

全国各地で今地域のネットワークづくりが始まっていますが、カギはそれを支える人だと思えます。

支援を必要としている人の意思を尊重し、その尊厳に配慮し、その権利が侵害されないよう、十分配慮できる人。

奈井江町でも様々な講座が開かれています、今動ける人も大事ですが、将来のことを考えると、やはり青年や子どもたちを巻き込んでいくことが大事ではないかと考えますが、この点で町長どうお考えか、お聞かせ下さい。

●議長

(10時12分)

町長。

●町長

今、冒頭、足立区の事例が話されました。

私もその書物を読んだことございます。

いずれに致しましても、幅広く理解を求めていくと、町民の中でですね、これは非常に大切なことです。

まさに、昔言う、向こう三軒両隣ということがなくなった、薄らいでいると。なくなったとは言いませんが、薄らいでいる。

それから、親族の付き合いもですね、薄らいでいるということも、今の社会の現象の中で表れていることも、これまた事実でございますから、そういったことも含めて、どうネットワークづくりをしていくかということも考えながら、今後の方向性を探っていきたいと、こういうふうを考えておりますので、大変良い意見言って頂きましたことに感謝申し上げますながら、答弁に代えさせていただきます。

以上です。

●議長

(10時13分)

三浦議員。

●3番

私も先々日、ついに、65歳になりまして、晴れて独居老人になりましたので、切実な問題になってきてます。

本当に町民あげて、このことに対しては対処していかなければならないというふうに思っています。

次に、老人保健・福祉施設のボランティアの活性化について、町長に質問します。

執行方針では、「健寿苑・やすらぎの家ボランティア推進事業」を立ち上げ、施設ボランティアの活性化を図るということですが、両施設とも開設以来、熱心にボランティア活動されてこられた方たちがいらっしゃいます。

その方たちの活動の成果をどのように評価されているのか、まず、お聞きしたいと思います。

同時に、近年、ボランティアの参加者が、減少してきているなどの課題が明らかになっていますが、そのことで施設運営の面で、どんな困難が生まれているのか、お聞きしたいと思います。

更に今回、無償ボランティアからポイント付与制度に変えていくという方針を出したわけですが、これによってどのような年齢や階層の町民にボランティア活動が浸透することを期待しているのか、質問致します。

●議長

(10時15分)

町長。

●町長

三浦議員の2つ目の質問でございますが、健寿苑・やすらぎの家ボランティア推進事業の内容について、あるいは、ボランティア活動参加者が減少すると、その原因についてということも含めてだと思いますが、まずは、開設当時の話がありましたが、健寿苑、やすらぎの家ボランティアは、町民の生活の場である。そして、作った時にですね、普段なら、どこでもそうですが、どちらかというと、過疎の山の近くだとか、そういう所に作っていたんですが、奈井江町は内部で協議致しまして、街の中に作ったということが、あの時代としては画期的だったんです。

そういうこともありまして、町民と共に高齢者を支えて行くという目的で誕生した経緯がございまして、開設以来、多くの町民の皆さん方のご理解とご協力による様々な活動を頂き、施設運営を支えて頂いております。

このことを大切にしながら、これからもボランティア活動が必要と考えておりますが、たくさん汗をかいて頂きながら行うシーツ交換等の活動においては、高齢化と共に、年々、参加者が少なくなっている。限られた人員の中で、一人ひとりに大きな負担がかかっているのも事実でございます。

私も、3、4回シーツ交換を見に行きました。大分前です、最近ではないですが。

このような状況から、将来のボランティア活動の存続が、危惧されております。

開設当初、ボランティア・グループの代表の方などから、「私たちは、やってあげるボランティア」ではなく、「させて頂くボランティア」を進めたいと言われておりましたが、一方で、「私たちが将来、高齢となり、サービスを受ける立場となった時に、ボランティアを担う若い人たちが、入りやすい環境を創って行くことも必要ではないか」とも申されておりました。

今、その危惧が現実のものとなりつつあります。

ボランティア・グループ加入者に限らず、個人登録といえますか、若い人たちを含め、多くの町民にご参加を頂けるよう、新年度からポイント制を導入して、新たなボランティア事業を始めようとするものでございます。

事業内容につきましては、活動時間に応じてポイントを付与し、そのポイント数に応じて、商工会が発行する商品券、ふれあいチケットなどがございますが、交付するものであり、地域振興に寄与することも目的と考えているところでございます。

対象となる活動につきましては、多様なボランティアの中でも、まずは、計画的な運営が求められる「シーツ交換」と「布切り」の2つを対象に致しまして、登録は、ボランティア・グループの加入者も含めて、個人登録と致しまして、各施設で、ボランティア手帳を交付します。

ポイントは、活動時間30分ごとに1ポイントを付与し、半年間の合計により、10ポイント～100ポイントまで、10段階に区分致しまして、2,500円～25,000円までの商品券と交換するものでございます。

この事業については、実施期間を25年度から2年間と致しまして、この間、より多くのご意見を伺いながら、検証を進めながら、将来、地域の人が、地域の高齢者を支えていくネットワークづくりの切り口となることも視野に入れながら、実施して参りたい。

そして、町民議論しながら、より良い方向で進歩出来るように、見直しも図りながら、考えていきたいと、こういうふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

●議長

(10時20分)

三浦議員。

●3番

今、商品券などが付与されるということをお聞きしたんですけれども、ボランティア活動というのは、自発的で創造的な活動だと思うんです。

だから、これをこういうふうにやって下さいと、割と決まり切ったように言われるとなかなか意欲がわかないというか、特に若い人にとってはちょっとどうなのかなというふうに思う所があると思うんですね。

以前、奈井江商業高校の生徒が、本当にフラッと行くボランティアみたいなことをやっていたことがあるんですけども、本当に何の拘束もなく、ただ、お年寄りの方と話すだけでもいいです、そこにいだけでもいいですというようなやり方でやっていた時期が一時ありました。

で、それで施設では今こんなことを困っていますと、こんなところで手が欲しいんだという時に、だから、あなたの得意なところで手助けして欲しいというような、構えというのが大事なんではないかなというふうに思うんですけれども、ポイントの給付でよく思って頂くのも大事なことです、ボランティアの中身も検討して欲しいということをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

次に、子ども、子育て支援について、町長に質問します。

まず1点目ですけれども、みずほ幼稚園の閉園にともなう幼児教育については、現行の認定こども園・保育所型により、平成26年度開設をめざすと執行方針にあります。

昨年、議員研修で、幼保一元化を先行して取り組んでいる東川町幼児センターを視察しました。

東川町内の幼稚園や保育所を一カ所に集めた大変大きな施設でした。

クラスの中には幼稚園のように月曜日から金曜日まで、1日4時間程度預かる「短時間型」と、保育所のように月曜日から土曜日まで1日8時間以上預かる「長時間型」の二つが同居していて、幼稚園の教育要領と保育所の保育指針を合わせた独自の教育課程を編成してやっているということでした。

保育料については、給食費を含む保育料として、保護者の所得に応じて決定した。

短時間型は長時間型に0.444を掛けた額を徴収しているということでした。

幼稚園の保護者の方に、納得してもらうのが1番大変だったと係の方がおっしゃっていました。

それまで一律だったものが、所得に応じて払うことになるので、なかなか納得してもらえなかった。

1年間かけて、何回も説明会を開いたというお話を伺いました。

子どもたちにとって、充実した保育や教育の内容になることが一番大事だと考えますが、同時に保護者にとっても、新しい制度を納得して受け入れてもらえるよう、十分な説明や準備が必要だと思います。

特に、幼稚園の保護者にとって、平成26年度から開設される認定こども園、保育所型の中身がどうなるのか、早め早めに知らせていかなければ、不安から、町外の幼稚園に流れることも考えられます。

出来ることなら、通園バスで遠くまで通うより地元の子ども園に通う方が子どもの負担も軽いと思います。

そこで、来年の開設に向けて、今後、保護者への説明など準備をどのように進めていくのか、そのスケジュールについて質問します。

●議長
町長。

(10時24分)

●町長

三浦議員のご質問にお答えしますが、子ども、子育て支援についてということですが、平成26年度開設をめざす認定こども園・保育所型についての保護者への説明等、開設準備について、2つ目と致しましては、子ども・子育て会議の構成メンバーの範囲と会議での検討内容ということでございます。

1点目の、認定こども園についてでありますけども、平成26年度認定こども園の開設に向けて、現在、保育利用定員数、利用時間、保育料金の設定等、運営内容の検討を進めておりますので、事業概要の案が固まり次第、早期に保育所・みずほ幼稚園保護者などを対象に説明会を実施して参りたいと考えております。

北海道への申請につきましては、保護者や、子ども・子育て会議などの意見を十分聞きながら、申請手続きを進めたいと考えております。

設備・備品等につきましては、園児の机などの新年度予算に計上したところであり、合わせて、認定こども園基準に基づきまして、教育・保育課程の編成を進めるほか、本年度も幼稚園児と保育所園児の遊びの交流などを、引き続き実施することと致しております。

それですね、先ほどのちょっと質問、非常に大事なことだったものですから、繰り返して申し訳ありませんが、その中でですね、ボランティアというのは、創造性、自発的なものである。先ほどに戻って申し訳ないんですが、非常に大事なことです、その通りでございます。

しかし、現実に、非常に少なくなっている。そして、1人1人の負担が重くなっている。これも事実でございますから、決して、多額ございません。

ボランティアの基本的な精神には変わりありませんので、そういった意味で励みになればと、こういうつもりでしたということ、一つご理解を頂きたいとお願い致します。

以上で答弁でございます。

●議長
三浦議員。

(10時27分)

●3番

すみません、質問を続けて言えば良かったんですけど、切ってしまいました。

先ほどの子ども、子育て支援についてですけれども、保護者の疑問とか要望をじっくり聞いて、進めて頂けるよう、特にお願いしたいと思っております。

次に、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するために、新たに子

ども・子育て会議を作り、総合的な支援事業計画を策定するということですが、これは大変大事なことだと思います。

子どもを産んで育てることへの不安を解消して、経済的にも制度の面でも、どれだけ町や地域で援助できるか、町の将来がかかっていることだと思います。

そこで、この会議に参加するメンバーは、どのような範囲で招集する予定なのか、そして、主にどのような課題について検討していこうとしているのか質問します。

●議長 (10時28分)
町長。

●町長
2点目でございますが、子ども・子育て会議についてでございます。

この会議につきましては、子ども・子育て支援法に基づきまして、合議制の機関と致しまして設置するものでございまして、自治体の計画策定や支援策を検討する役割を持っております。

構成メンバーの範囲でございますが、国が定めるメンバーとして、保護者、事業主・労働者の代表、子育て関係者、学識経験者などを参考に致しまして、バランスよく、幅広い関係者をもって構成することが求められているところでございまして、本町におきましても、保育所・幼稚園・子育て支援センター利用者、障がいのあるお子さんの保護者のほか、PTA、子育てボランティア、民生児童委員、幼稚園、学校関係者、事業者など、12名から15名程度を想定しているところでございます。

次に、会議での主な検討内容につきましては、奈井江町における子ども・子育て支援事業に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し検討されるものでございまして、子ども・子育て計画策定が26年度までに求められていますので、ニーズの把握、計画の策定を行いまして、計画策定後は、実施状況、評価などを行いながら、見直すべき点はないのかなどの検討を行うものでございまして、施策の立案から実行、評価まで一貫して関与頂きたいと考えております。

また、今の中ですすね、保護者のお話をじっくり聞いて、要望に応えるようにして頂きたい、こういうお話、それを基本として基本としながら、関係者の皆さん方の意見を求めて、要望に応じていきたいとこういうふうに考えておりますので、よろしく願いします。

以上、答弁と致します。

●議長 (10時31分)
三浦議員。

●3番
行政からの情報提供、子育てに関する、という点では、ここになえっこ子育てハンドブックというのがありますけれども、本当にきめ細かな情報が提供されていると思いま

す。

あとは、当事者の声をどう聞き取るかだと思うんですけれども、高齢者支援の面でも障がい者支援の面でも、当事者の声を直接聞くということで、検討の場に当事者が参加したということが、この間の取り組みに共通していたと思います。

そこで、子ども子育て会議にも是非、子育て真っ最中のお父さんやお母さんが参加できるように特段の配慮をお願いしたいと思うんです。

また、ひとり親で子育てをしている人も参加出来るということが、大切ではないかなというふうに思っています。

ただ、そういう人たちに参加してもらおうということになれば、会議の時間とか、場所も相当考えなければならぬと思います。

もしかしたら、保育担当者も会議ごとにつけなければならぬような状況になるかもしれないと思います。

そういう、色々面倒なことにはなりますけれども、現状リアルに把握するため、一番の近道だと思います。

また、そうして集まってきた当事者の方は、きっとその後の色々な活動の核になっていってくれると思うんですけれども、この点で町長はどうお考えか質問します。

●議長

(10時33分)

町長。

●町長

今、お話しございました点について、当事者を是非参加させるべきだと。

町民主体という意味は、そういうことも含めて考えておりますので、ただ、範囲がどの程度になるかということについては、これから内部で十分検討していきたいと思いますが、今、言われる場所だとか時間だとかそういうことも含めて、配慮しながら、会議を開催していきたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

●議長

(10時34分)

三浦議員。

●3番

岡山県の奈義町という町が昨年3月の議会で子育て応援宣言というのを決議しています。

人口6,200人の農林業の町だそうです。

庁舎に、子育てするなら奈義町でという、このでっかい垂れ幕を掲げたそうです。

昨年は議会が町の乳幼児の保護者会、幼稚園、小学校、中学校、高校のPTAとの懇談を持って、参加者から多くの要望が出されたということです。

私も議員として何が出来るか、この点について、課題を抱えて、このテーマに今後と

も向き合っていきたいと思います。

最後に、小学校でのフッ化物洗口実施について教育長にお尋ねします。

小学校教職員への説明会と保護者会への説明会が終了しましたが、保護者説明会に参加した方に、聞いたんだけどもということ、これは間接的なんですけれども、参加者があまり多くなかったということ、お聞きしました。

新1年生については既に、幼稚園や保育所で実施しているので、説明は省かれるのかなと思うんですけれども、新2年生から6年生までの保護者への説明は、丁寧にして頂きたいと思います。

説明の対象となる保護者は何人ぐらいいて、そのうち、説明を今までに聞いた方は何人なのか、まず伺いたいと思います。

また、説明会で保護者の方から質問などがありましたら、どんな内容だったのかも合わせて伺いたいと思います。

更に、参加されなかった保護者への説明、今後どのように行うのか質問します。

●議長

(10時37分)

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

今ほど、三浦議員から小学校でのフッ化物洗口事業についてということの中で、小学校教職員への説明会、そして保護者説明会はどのように行われたか、ということのご質問でございます。

小学校の教職員への説明会につきましては、昨年12月25日、午後1時30分から、両小学校の教職員合同で行ったところでございます。

奈井江小学校で開催致しました。

当日は、北海道空知総合振興局保健環境部保健行政室の歯科医師であります主任技師の秋野先生と、奈井江小学校の学校歯科医の安達先生、そして江南小学校の学校歯科医の山中先生にもご出席を頂いて、DVDを使いながら、本事業の必要性、安全性について、それぞれの立場からご説明を頂きました。

教職員からは、質問や意見が多く出されているところがございますけれども、質問の内容につきましては、どのような時間帯で行うことが効果があるのか。また、効果はいつ頃現れるのか。実施場所の設定は学校に任せるのか。フッ化物洗口を行えば、歯磨きをしなくても虫歯は減るのか。安全性が確立されているのに関らず、保護者に実施の選択を行うのは何故か。希望する家庭が歯科医院に通い、行えばいいのではないか。医師の指導の下で行うべきではないか。後にアレルギーが出るのではないか。危機管理に対する準備はできているのか。診療をしていないのにフッ化物洗口を行うことはインフォームドコンセントに反しているのではないか。リスクの説明をしていないのではないか。環境汚染物質を学校で処分することはどうなのか。劇薬であるものは薄めても劇薬であ

るため、安全とは言えないのではないかと。悪意のある者が試薬にいたずらすることはないので。

以上、13件の質問・意見がありました。

これらの質問に対して、専門的な立場の秋野先生らから、一つひとつ丁寧に回答し、理解をして頂いたというふうに考えております。

教職員の出席ですけれども32名で出席を頂いているところでございます。

また、保護者説明会につきましては、1月30日、午後3時30分からと、午後6時からの2回に分けて開催をさせて頂きました。

この出席者につきましては、2回合わせて8名ということでございます。

この日も、空知総合振興局の秋野先生にお越しを頂き、また歯科衛生士の日野技師にもご協力を頂いて、フッ化物洗口の必要性、安全性の説明や、既に実施している学校の様子のDVDの見て頂いて、そして、保護者にフッ化物洗口を実際に体験をして頂いて、事業の理解を深めて頂いたところでございます。

保護者からの質問を頂きまして、現在、保育所で週5回行っているが、週1回との違いはなんなのか。どのくらいの期間実施すれば効果があるのか。フッ素塗布との違いは何か。洗口の実施後、30分以内は飲んだり、食べたりしないこととされているが、絶対だめなのか。という4つの質問を頂きました。

この質問につきましても秋野先生から回答をさせて頂いて、理解を頂いたのかなというふうに思います。

ただ、当日、今、お話ししたように8名の出席ということでございましたから、説明会に参加できなかった保護者に対して、学校又は保育所・幼稚園を通じて、説明会で使用した資料を配布し、事業内容の周知を図ったところでございます。

このことによつてですね、事業の理解を求めているところでございまして、3月7日現在、本事業の参加希望状況につきましては、対象児童数254名を予定しておりますけれども、そのうち224名、88%の方がフッ化物洗口を希望している状況でございます。

25名、10%になりますけれども、希望しないという回答を頂いております。

また、5名の方がまだ意志を明らかにしていないということでございますから、以上の状況からですね、本事業に向けた、一定の理解が得られているのかなというふうに考えている所でございますけれども、5名の方がまだ意思表示がされておられませんので、引き続き、電話等で直接電話をかけて、この内容について、不安をもっていたり、直接聞いて、また電話等でできなければ、面談をしながらですね、ご説明をしながら、理解を得て参りたいというふうに考えているところでございます。

いずれに致しましても、そのような形で理解を得られるように努力していきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時43分)

三浦議員。

● 3 番

保護者への説明は一応終わったということになっているんだと思うんですけども、説明会に大変少ない人数しか来ていなかったということですので、新学期が始まってから、色々なPTAの行事とかあると思いますので、そのような所も利用して、何回でも何回でも色々な機会に、保護者の質問や疑問に答られるような、そういうチャンスを作って頂きたいと思います。

全国的にもフッ化物洗口を学校で行うことが急速に今広がっているんですけども、歯に関するトラブルは虫歯だけではありません。

ゆくゆくは歯槽膿漏の予防が大切になって来るんだと思うんですけども、正しい磨き方の習慣をつけるということも含めて、子どもたちに指導していかなければならないと思うんですね。

ただ、ぶくぶくとやったら、磨かなくてもいいというような子どもは作って頂きたくないというふうに思うんですけども。

ここにですね、新聞記事があるんですけども、大阪府の状況なんですけれども、学校での歯科検診で治療が必要と診断された子どもでも、歯医者に行って治療を受けたのは半分だという、そういう調査結果です。

背景には、経済的に困難だということがあるのではないかというふうに分析しているというふうに書いてあります。

奈井江町は、中学校卒業まで、歯医者も無料で受診できるわけですから、学校でも家庭に向けても定期的に歯医者でチェックする習慣をつけるように、繰り返し、繰り返し呼び掛けて頂くことをお願いしたいと思います。

そして、フッ化物洗口については、今、ネットで調べると色々なことが出てくるんですね。

すごいもう、えっ、ていうような、それを見たら多分、保護者の方が心配してしまうんでないかというようなことがすぐに出てくるので、やっぱり色々な機会を通してですね、そこに出てくるような、例えば、歯の質が悪くなって溶けていくような写真なんかも載っているんですね。

ですから、色々な不安を保護者は持っていると思いますので、何回も何回も機会を捉えて、そういうことについての疑問を解いていくという努力をこれからもお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

● 議長

以上で、三浦議員の総括質問を終わります。

ここで11時00分まで休憩を致します。

(休憩)

(10時47分)

●議長

それでは休憩前に引き続き、総括質問を続けます。
森岡議員。

(5番 登壇)

●5番

改めまして、おはようございます。

それでは、通告にしたがいまして、昨日提案のございました、町政執行方針に対し、大綱4件につきまして、町長に質問をさせていただきます。

1つめの質問は、防災対策についてであります。

私にとりまして、この災害、防災対策に関わることにつきましては、振り返りますと3年続けて、内容は若干違いますが、質問をさせて頂いておりまして、自分なりに、非常に重要なことだなというような感じをしておりますことをまずご理解頂きたいと思っております。

一昨年のちょうど今頃、正式には3月11日でございますけれども、未だに大きな被害の爪痕を残す東日本大震災が発生を致しました。

復興への道のりもまだ半ばであり、一日も早い被災地の復興を願うとともに、改めて自然災害の恐ろしさを感じるどころであり、町民にとっても災害時にはどうすれば良いのかということについては、非常に関心のあることだと思っております。

奈井江町におきましても、大規模災害時の対策として、昨年より避難所備蓄品の計画的な整備や、前にはハザードマップを始め、町の広報による啓発活動等、努力をされている事につきましては、心からの敬意を表するしだいでありまして。

私がかねてより、防災意識の更なる高揚のためにも、全町的な町民の関心が持つような防災訓練や避難訓練の必要性を、この議会の中で申し上げて参りましたけれども、この思いは今も当然ながらその必要性を強く感じておりますし、町としてもいずれかの時期には実施にむけて検討されるものではないのかなと期待をしているところであります。

そこで、質問の1点目でございますけれども、新年度において整備をされます災害対応備蓄品の内容について、更に実施を計画されている防災講演会の概要について伺いたいと思っております。

更に、あわせてですけれども、災害の可能性の一つとして考えなければならない大規模停電という事に関しても合わせての質問とさせて頂きたいと思っておりますけれども、大規模停電につきましては、北海道におきましても、今現在、泊の原発が稼働していない中、電力の供給不足が心配されていたということでもありますけれども、自治体はじめ企業や道民の節電に対する取組もありまして、冬季においても余力を残して無事に過ごす事が出来たと思っております。

しかしながら、この冬に、自然災害が、その要因となる、大きな停電が道内でも発生

しております。

皆さんご存知のように、昨年11月末には登別市・室蘭市において、約2万世帯が停電となって、これは復旧にはかなりの日にちを要しておりました。

更に、つい先日は道東においても停電が発生しております。

ともに、冬としては、かつてないような低気圧、いわゆる爆弾低気圧の発生がその原因となっておりますが、現在の自然環境の変化、これは本当に毎年のように感じるわけでありませうけれども、それを思えば、道内の何処で起きても不思議ではなく、わが町でも起こりうる可能性があることだろうと思わざるを得ません。

自分自身と致しましても、真冬の厳寒期に、もし電気が使えなくなったら一体どう対応したらいいのかという事については、これはもっと、これは自分自身ですよ、もっともっと深く考えて、それに対処する備えをしなければならないというように思っておりますし、奈井江町としても、その対応、対策について検討しておかなければいけない事ではないのかなと思っておりますけれども、この点につきましても、合わせて防災対策に関する質問とさせていただきます。

よろしくご答弁お願い致します。

●議長

(11時05分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

森岡議員のご質問にお答えを申し上げたいと思いますが、防災対策についてということで、1点目の避難所備蓄品の整備状況については、平成24年度から、5カ年間にわたる計画的な整備を進めておまして、住民300人の1日分の備蓄を行って参ります。

平成24年度中には、お粥や粉ミルク、ほ乳びん、おむつ、生理用品、寝袋、カセットコンロ等について、すでに備蓄が完了しているほか、飲料水や、アルファ米、毛布等については、平成25年度も継続して備蓄して行く予定でございます。

また、消費期限の切れたものについては、随時、更新を行って参りたいと考えている所でございます。

2点目の、防災講演会の概要についてでございますが、災害時の避難はもとより、日常生活の中での備えなど、「地域でできること」「家庭でできること」は何か、をテーマとした住民向けの講演会を実施するよう検討しており、広く町民の防災意識の高揚を図って参りたいと考えております。

3点目の災害としての大規模停電時の対策については、昨年、11月に発生致しました暴風雪により、登別市において、3日間にわたる大規模な停電が発生致しました。

登別市の状況につきましては、送電線が1系統しかなかったため、復旧により多くの時間がかかりましたが、奈井江町においては、砂川市側と美唄市側から、2系統による電力供給が行われているため、万が一の場合でも、復旧が早期に完了すると伺っている

ところでございます。

また、新年度においては、発電機5台の購入を予定しておりまして、電灯やストーブなどが使用できるよう、避難所での電力確保に努めて参りたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

また、全町的な、災害訓練というお話がございましたが、これらについても、十分、消防と協議しながら、どういう形に、どういうふうにするかということ今後検討して参りたいとこういうふうを考えておりますので、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時08分)

森岡議員。

●5番

只今、防災対策についての町長の答弁頂きました。

それで備蓄品につきましては、計画的な整備をされている、これは本当に町民の足に繋がることですから、その部分に関しては、こういう備蓄品があると、これは前に笹木利律子議員も言ったことかと思えますけれども、町民にお知らせをするようなことを取り組んで頂きたいと思えます。

それで、防災講演会についてなんですけれども、今、町長の答弁、ちょっと全部書ききれなかったんですけど、災害時の避難、それから地域で出来ることと、災害の時に住民が出来ることについてに関して検討しているというお話がありましたけれども、これ大賛成です。

私はこの災害の時の質問でもよく言わせて頂きましたけれども、何か、起こった時にですね、一番、最初やっぱり自分がまずどうしたらいいのかというのは、これが一番大事なところですよ。

確かに、色々、自分では出来なくて、人に助けを求めなくてはならない、そういう高齢者を含めてね、障がい者の方もいらっしゃるけれども、先ほど三浦議員の質問にもありましたけれども、地域の中でどうやって、救っていくかということが本当に重要でありますし、まずは行政や消防や警察が何をしてくれるというより、まず発生した段階では、自分で助かるための対処するという事は非常にこれ重要なことだと思いますので、その件に関して、是非、その講演の中で、町民によく理解できるような形の講演会にして頂きたいなと思えますけれども、その確認が1点とですね。

それと今、停電についてのお話がありまして、確かに地域性があって、登別、室蘭で起きたものに関しては、電気系統がね、1線だったと、確かその通りだったと思います。

それで今奈井江町については2系統があるので、ということでありましたけれども、これ、確か、ちょっと年次ははつきり忘れてしまったんですけど、過去に私が議員になってからです、奈井江で、この間の登別のように電線に雪が付着してね、その後、大荒れになって、電柱があの時、1箇所15号線倒れたんでないかなと思えますし、そ

の時、小学校のバックネットが倒れたというようなね、災害もあったという覚えがあるんですけども、当然、町内においても、これは可能性の一つとして、本当に考えていかなければいけないと思いますので、その件について、引き続きね、色々とにかく災害全般に含めて、広報やまたあらゆる機会を活用して、防災意識の高揚に最大限の努力をして頂きたいと思いますけれども、今一度、ご答弁お願い致します。

●議長

(11時11分)

町長。

●町長

まずは最初の講演会のことですが、これにつきましては、先ほど説明申し上げましたように、身近なこと、自分が出来ること、いわゆる簡単にいえばですね、公と私と、どういうふうに混ぜ合いながら、自分が出来ることはやっぱりしなければいけないということも含めた講演会に、意義ある講演会にしていきたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから今一つの課題ですが、停電の問題、停電があるとですね、災害というものは、どんな災害があるか分からない。

ただ、2系統あるから、美唄側から、砂川側から2系統あるから、登別市のようなことは起きないよということは言っていますが、しかし更にですね、どんな災害が、想定外という言葉今言われておりますが、まさに、考えられない災害がある可能性もありますから、こういったことも含めてですね、備えておかなければいけない、こういうふうに考えておりますので、そのためにはまず意識が大事だと。

公と共、私と合わせてですね、どんなような形を作っていくかということも含めながら、今後とも検討して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

●議長

(11時13分)

森岡議員。

●5番

それでは次の質問にさせて頂きたいと思います。

2つ目の質問につきましては、広域連携における消防に関わることでございますけれども、平成25年度実施設計を行う、奈井江浦臼統合支署の新庁舎について質問を致したいと思います。

かねてよりの計画通り、奈井江浦臼統合支署が、平成26年度新規建設にむけて、実施設計が新年度予定されております。

消防につきましては、地域住民の生命、そして財産を守る事を最大の目的として非常に重要な役割を果たして活動されていることは皆さんご存知の通りでございます。

現在の統合支署につきましては、建設年次も古いですし、浦臼町との仮統合以来、当然、職員数も増えておりますので、事務作業や活動のスペース、これは消防の活動も含

めて全部ですけれども、手狭でありますし、消防車両においては、一部分なんですけれども、裏の方で、ずっと出勤に手間どる、これは車両が増えたということで、それは仕方ないことなんですけれども、課題を抱えておりますが、新たに建設が予定されている新庁舎につきましては、現在の問題点を解消し、地域住民の暮らしを守る拠点施設として大いに期待をするものであります。

今日まで関係機関と協議を十分重ねられまして、より良い庁舎建設に向けての努力を頂いた事と思われませんが、新年度実施設計をされます奈井江浦臼統合支署の概要についてまず1点お伺いしたいと思います。

もう1点なんですけれども、建設予定地につきましては、15号線通りに面している場所ですけれども、皆さんお分かりの通り、15線に面した部分しか、出入りが出来ない場所です。

いわゆる通り抜けができない敷地になっておりますことから、救急出勤については出勤は1台ですから心配してないんですけれども、例えば、火災出勤の時等、複数車両が同時に出ていくという場面も当然あるでしょうし、サイレンが鳴ったり、招集がかかると、たしか45名の団員が全員が署に集まって出勤ということではないですけれども、そばにいる団員については署に来て、自分たちの車に乗って、火災現場に向かうということになりますけれども、その出入り口の関係、それから15号線に対しての安全対策ということについては、これは本当に重要な部分でないのかなと思いますし、建設に向けては十分考慮しなければならないと思っておりますけれども、その部分の対策についてもお伺いを致します。

●議長

(11時17分)

答弁を求めます。

町長。

●町長

2点目の消防の統合庁舎についてということでご質問でございますが、奈井江・浦臼統合支署の庁舎建設につきましては、平成20年4月の仮統合以降、消防組合本署や支署の職員、両町の担当職員による、「統合支署施設整備計画策定委員会」を設置致しまして、建設用地や施設規模、事業年度などについて、協議を行って参りました。

建設予定地については、今ご紹介ございましたように、15号線で、建設については、奈井江町所有の旧・流域下水道事務所跡地と決定致しております。

本年、実施設計を行いまして、平成26年度に建設工事を実施する予定となっております。

そこで、1点目の、奈井江浦臼統合支署の概要についてでございますが、消防庁舎については、1階を事務室、2階を会議室とするほか、併設する車庫については平屋と致しまして建設し、出勤時の動線を配慮した車両の配置等について検討を行うなど、現在、基本プランの作成を行っているところであります。

両町の住民が、安心、安全に生活していくために、消防および救急機能が遺憾なく発

揮できるよう、策定委員会において十分、検討をして参りたいと考えております。

2つ目の出入り口の心配ですが、おっしゃる通り、懸念されていることの一つでございましたが、職・団員の緊急集合時を含めた対策についてでございますが、新庁舎は、道々江別・奈井江線に接する面が出入口となる予定です。

そこで、緊急出動時の交通安全を確保するため、集合経路の指定のほか、建設用地周辺の未利用地の地権者の方と協議を行って、駐車場の確保を図るなど、緊急車両出動時に、車両同士の交錯がないようにして参りたいと考えております。

また、出入口には赤色灯の配備を行いながら、一般車両への啓発についても検討を行っているところでありますので、ご理解を賜りたいと思うしだいでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時20分)

森岡議員。

●5番

只今、消防庁舎計画されている部分について、今現在の考え方、取り組みをご説明頂きました。

いっぱい再質問しようと思っていたんですけども、殆ど説明されたので、再質問する部分は少なくなってしまうんですけども、僕、一番確認したかったことは、まずね、車両が平場で1台ずつちゃんと並んでいるんでしょうねという、それは確認出来ました。

それから15号線の、全く思った通りに出入口には、他の車両のね、啓発になるようなものが必要だと、これも全く答弁頂いた通りでありまして、それで、あと中身のことで、ちょっと1点だけ質問したいと思うんですけども、細部については、これから間取り等については大体決まっているんでしょうけれども、今後検討される部分も中身については、あるのかなと思いますけれども、災害とか119番があったりして、まず、何といても一番最初に出るのは職員なんですよ。

そのことは当然ご存じだと思うんですけども、それで、職員も限られた人数というか、定員がありますので、それで足りない時は、休みの人を招集したりして、行っているわけですけども、福利厚生とはそこまで大きく言うつもりはないんですけどもね、本当に職員の皆さんが仕事のしやすい環境というか、そういうことに十分配慮して頂きたいなど、これはまた住民の安全にも繋がっていくことではないのかなと自分なりには思っているんですけども、その点についても1点だけご質問させて頂きたいと思いません。

●議長

(11時22分)

町長。

●町長

今、おっしゃる通りですね、住民の安全、安心を考えれば、職員の諸般の環境をですね、きちっと整えるということも含めて、建設していますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁と致します。

●議長

(1 1 時 2 2 分)

森岡議員。

●5番

それでは3点目の質問をさせていただきます。

3件目の質問につきましては、奈井江町交流プラザ「みなクル」についてであります。

この奈井江町交流プラザ「みなクル」につきましては、今定例会の初日におきまして、地域活性化ホールに関する調査特別委員会の報告が委員長からございましたように、施設の概要や管理運営についても十分協議をし、今定例会には施設の設置条例が提案され、現在9月の完成に向けて建設工事が進められている最中であります。

提案されている条例案にもありますように、これは設置の目的だと思いますが「町民のコミュニティー活動や農商工連携活動の拠点として、町の活性化を図るため」設置するという、本当に、町民に親しまれて、大いに有効利用される事を期待しておりますし、またそれぞれの立場でそのための努力をしていかなければならないなという思いであります。

そこで、今回の質問なんですけれども、今回の質問については、「みなクル」の施設の周り、周辺と申しますか、の安全対策と、今後の整備ということについてお伺いをしたいと思います。

施設の設置場所につきましては、皆さんご存知のように、JA新砂川農協店舗の裏手の方ではありますが、この施設に面する道路ということですので、裏側に通っている東1条通りしかありません。

これは特別委員会の中でも質問させて頂いた部分ではありますけれども、施設の北側と南側、正面向かって右左の方ですけれども、そこでは車の乗り降りができる事を想定して、事業が進められておりますし、そういうことを勘案すると、歩行者を含め施設周りの交通安全対策ということが、とっても重要なことではないかと思えます。

更に、12号線からこの施設に向かう道路、道路という規定になるのかどうかちょっと定かではありませんが、その部分についても、より安全確保が必要なことではないのかなと思っております。

ただ、今言った12号線からの部分については、これ民地でありますから、町でこういうような整備をするといってもなかなか難しい部分なんだろうと思えますが、そこは十分協議を頂いて、出来る限りの安全対策を講じていかなければならないんじゃないかなと思っております。

当然ながら、オープンが10月ということでもありますけれども、その10月にはオープンの時に記念のイベントもあるでしょうし、関係機関も色々と企画を練って事業を実

施されることと思います。

更に、町民の施設への関心も高い状況の中、時を同じくしてちょうど「地域公共交通」の本格運行も始まりまして、循環バスにおいては駅からJAに行く通路、あそこがちょうど「みなクル」、角というかね、そういうところを通行することになります。

そういうようなことを踏まえますと、本当に多くの町民がオープンからしばらく「みなクル」に集って頂く事が出来るんじゃないかなということが予想されます。

そこで、施設周辺における歩行者や、更にあそこは自動車も裏も通れますし、駅側からも行ける、また農協の方から、12号線からも行けるということで、ちょっとなかなかスムーズな流れということにはならないのではないかなというような思いをしますけれども、その辺に關しての交通安全対策について今現在、町長の考えをお伺いしたいと思います。

それと合わせまして、もう1点、これは、施設の前面、正面の方ですけれども、そこは民地でありまして、町で今整備をするというようなことではないんですけれども、ご存知のように、施設からみると、大きな傾斜があると。

例えば何かそこを借りて、施設で一体的に、外も使って何かやろうとなると、なかなか難しい状況ではあると思います。

あくまで、これは農協さんの敷地でありますけれども、農協さんにおいても今後色々自分たちは店舗をどうするのか、ということを含め、検討されるんだろうと思いますけれども、出来るならば、施設の更なる有効利用を進めていくためにも、一体となって、考えていく必要があるんじゃないかなと、当然、そう思っているんじゃないかなと思いますけれども、その辺についても町長の考えをお伺い致します。

●議長
町長。

(11時28分)

●町長

森岡議員の奈井江町交流プラザ「みなクル」についてですね、交通安全対策を含めてですね、ご質問がございました。

お答え申し上げたいと思います。

交流プラザ「みなクル」については、平成23年度より、多くの町民の皆さん方にご参加を頂き、計画を策定して参りましたが、この話し合いの中でも、交通安全対策について、「十分配慮するように」との、ご意見を頂いております。

この施設につきましては、幅広い年代層が気軽に立ち寄れる空間として、多くの町内外の皆様方にご利用を頂くことを期待しているところでございます。

更には、新たな取り組みと致しまして、今もお話ございましたように、地域公共交通の拠点となる施設であることから、交通安全対策は重要な課題と考えております。

この対策と致しまして、まず、施設の使用を目的に車両で利用される方には、駅側より東1条通りを通行し、新設する駐車場を利用して頂きたいと考えております。

この誘導策、PRの徹底が必要と考えております。

また、農協駐車場からの車両の出入りに関しましても、スピードダウン、安全確認などの看板を設置するなど、通行に関しては、何らかの安全対策を講じて参りたいと考えているところでございます。

地域公共交通の関係につきましては、本格運行時には、「みなクル」南側玄関の風除室をバスの待合室として利用を考えているところでございます。

そこで具体的には、ワゴンタイプのバスが、東1条の駅側道路から駐車場内に入る動線・入口を確保し、南側風除室前の停留所で乗降して頂き、その後、駐車場の中を抜けて、駅側に戻るルートを考えております。

お分かりかと思いますが、そういうことでございます。

次に、歩行者については、駅側からは歩道の整備を行いますが、国道12号線、農協側から「みなクル」に向かう動線につきましては、農協の改築計画もあることから、農協にもご協力を頂きながら、当面は臨時的な措置と致しまして、農協駐車場の南側の塀沿いに、歩行者通路となるスペースを確保しながら、表示や看板を設置致しまして、車両通行と区分する等の対策を行って参ります。

入ってもですね、車両通行の所だけを区分けしてやりたい、こういう意味でございますので、ご理解を賜りたいと。

最後に農協駐車場用地と施設とのつながり、あるいは、土地の傾斜について、対象地は農協の用地となりますが、今後、取り進めるにあたりまして、店舗建替え計画と併せて、十分協議を行い、施設とのつながりにおいて、その安全性、更には利用しやすい環境に配慮するよう検討して参りたいと考えております。

いずれにしましても、交流プラザ「みなクル」のオープンまでの間に、交通安全対策を含めて、十分検討して参りたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時33分)

森岡議員。

●5番

只今の、「みなクル」の周辺的安全対策ということには、本当に全力で取り組んで頂けるということですので、これは、本当にくれぐれもお願いしたい部分であります。

色々な催事もそうなんですけれども、特に、葬儀が行われるという時には、これは同じ時間帯で、通行量ね、一気に、通常の時より増えることがやっぱり考えられます。

当然、施設のそばまで行かなきゃ降りれない人もいらっしゃいますし、遠くに車置いて歩いて行ける方はいいんですけど、そのような状況も踏まえるとね、この周り、また14号から入ってくるという場合もありますので、最善を尽くして、とにかく歩行者と車両の安全対策には全力を尽くして頂きたい。

これはこれから出来ることですから、町長も今、ご答弁頂いたように努力を頂きたい

と思います。

それでは、質問の最後なんですけれども、道の駅と奈井江温泉の活性化ということについてお伺いを致したいと思います。

道の駅につきましては、町外から多くの利用者がある施設でもありまして、町内の地域の情報の発信拠点として、また奈井江温泉につきましては、町民の憩いの場所として、更には、町民の健康増進を図る施設としての役割があるわけなんですけれども、両施設共、奈井江町における、私は重要な観光資源として思っておりますが、残念ながら、ここ数年、利用者が段々少なくなって、残念なことなんですけれども、それは現在までの経済や社会環境の変化にも影響されることもあるでしょうから、これは致し方ない部分も多々ある事と思います。

道の駅につきましては、これは指定管理者が、昨日の臨時会で決定したように指定管理者、奈井江温泉については隣接の両隣の施設の指定管理者への無償貸与ということで、両施設とも共に民間企業が管理運営に努力をされているところなんですけれども、本当に昨今の様々な情勢を踏まえすと、本当に今後もなかなか厳しい状況が続くのではないかなということは感じざるを得ません。

両施設共、先程も申し上げた通り、奈井江町にとりましては、重要な施設でございますし、町民の財産でもあることから、管理者についてはこれは当然なんですけれども、町としても今後共、施設の活性化について検討や取り組むことが必要ではなんではないかなと思っております。

例えばなんですけれども、施設において、町としての事業の開催を何か検討するという事や、これも例えばなんですけど、今現在「交流プラザ・みなクル」で、実施にむけて、世代間交流事業として協議されている、北翔大学との連携事業のような活動、この活動ということではないんですけれども、こういうようなことを、今後、道の駅や奈井江温泉においても、色々と考えてみるような努力が必要ではないのかと思いますけれども、町長の考えをお伺い致したいと思います。

●議長

(11時36分)

町長。

●町長

道の駅、ないえ温泉の活性化についてというご質問でございます。

道の駅やないえ温泉については、私から申し上げ、町の観光施設としてそれぞれ重要な役割を果たしているところでございます。

両施設については、他の公共施設と違い、民間のノウハウを活かすことによって、より施設の有効性、能力が発揮されることが期待される所でございます。

指定管理や民営による管理がなされてきたところでありますが、道の駅については、先の臨時会において、再度指定管理者としてご承認を頂いたところであります。

計画に示された内容に基づき、施設の特色を活かし、今後も奈井江町をPRする拠点として、管理を進めていきたいと考えているところでございます。

奈井江町も施設の設置者として、連携を深めて行きたいと考えております。

また、ないえ温泉については、観光のみならず、設置当初から、町民の健康保持、保養の場として、多くの町民に親しまれておりまして、町として福祉施策など、引き続き、連携を図って参りたいと考えております。

今後も、高齢者や障がい者に対する入浴券交付事業も継続して参りますし、また、障がい者については、増えるということに相成るかと思えます。

そのようにして、より一層ですね、活性化に力を入れていきたいと、こういうふうに思っております。

現在、地域公共交通事業については、運行や路線等の見直しを検討しておりますが、福祉バスは従来どおりの体系を維持するほか、向ヶ丘線も郊外バス路線として温泉発着を確保して参ります。

基本合意書に基づく民営化の方針を継続しながら、今後も可能な連携や福祉施策を推進して参りたいと思っておりますので、ご理解を賜ります。

ご存知の通り、基本合意書については、議会も全会一致で、お互いに論議しながら作り上げたものです。

そういったことがございます。

それから2点目の、交流プラザ「みなクル」における北翔大学との関わりについてでございますが、8年に及ぶ大学と障がい者事業との繋がりからの発案であります。

奈井江町からの交流の申し入れに対して、大学側も、現在取り組んでいる地域貢献策と一致するものとして、前向きな意向を伺っております。

当面は、大学の授業としての位置づけも関連することから、大学側の意思を尊重しながら、まずは、交流プラザ「みなクル」における可能な交流事業について協議していく予定でございます。

また、そこから発展して、道の駅だとか、あるいはないえ温泉を利用したいよということになる可能性も非常に高いと。宿泊もしますよということも考えられますので、そういう意味では、やはり今後の方向性といいますか、交流の仕方次第によって広がっていくだろうと、こういうふうに期待を込めているところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時41分)

森岡議員。

●5番

只今、ご答弁頂いて、本当にその通りだなと思っております。

今回、非常に、難しく悩んで、自分なりには悩んで、どうしようかということであったんですけど、質問させて頂いたんですけど、多分、道の駅はつい先日、色々な新たな協定も項目も増やしてね、管理者もそれに向けて努力が、4月からスタートする段階ですからね、一生懸命やってくれると思っておりますし、ないえ温泉においても、管理する人は本当に一生懸命努力されていると思えます。

それで、これはちょっと私の想定なんですけど、この、今議場にいらっしやる中で、一番温泉利用しているのは、多分町長でないかなという思いがあります。

違っているかもしれませんが。

町長は本当に温泉によく行ってらっしゃるということを伺いしておりますし、もっともっと、本当に町民の憩いの場ということで、多くの町民が利用して頂けるような何か方策はないのかなと、自分なりにも考えているわけでありましてけれども、例えば、町でも色々やっている健康づくり事業、これは新たなのを検討されてることもあるでしょうし、この温泉の目的を踏まえればね、何かあそこで健康づくりに繋がる事業があってもいいんじゃないかなというような思いもしております。

当然、施設の管理者がね、管理をしている施設について、それは経営しているわけですから、どうやってやるかって当然考えることは、これ一番重要なことであり当たり前の話なんですけれども、町の観光施設としても重要な位置づけである、この道の駅や温泉については、もっともっと活用するような、うまくは言えませんが、仕掛けとかね、そういうことを行政も一緒になって是非考えて頂きたいなと思っております。

なかなか難しいこともあるのかもしれませんが、その辺も含めてね、もう一度だけ答弁をお願いします。

●議長

(11時43分)

町長。

●町長

ご承知のとおり、基本合意書が決まっております。

そして、その中で、もし、その基本合意書の中で、我々は計画通り、その通り進めていかなければいけない。

そして、それを超えるということになりますと、町民合意が必要です。

これは、もう、私どもは観光施設として非常にない温泉を重要視しております。

これは軽視しておりません。

体育館もあります。そして、指定管理、一部指定、議会でもご承認頂いておりますが、両方で700万、年間出しております。これもご存知の通りだと思います。

しかも、町民の健康ということも含めて、あの時に説明致しましたように、そういうことも含めて、やっているということも事実でございます。

ただ、ご存知の通り、不況下において、厳しい経営ということも、私ども承知しておりますが、そういう場合において、健康づくり、より一層しようということになりますと、これまた町民合意が必要だろうと。

もちろん議会ともご相談しながら、そういうことも含めて考えなければいけないということでございますから、今ただちにどうと、対応ということは非常に厳しい、難しいということを申し上げておきたいと思う所でございます。

以上でございます。

●議長

(11時45分)

森岡議員。

●5番

分かりました。

僕も本当に道の駅と、温泉については他の公共施設はやっぱり違う位置づけであってね、よその町からの人もほんとに来て欲しいと思ってますし、また、さっきちょっと言い忘れましたけど、職員の皆さんもことあるごとに利用されているという、そういうこともね、努力されているということも理解をしています。

それで、本当にないえ温泉は設置からかなり年数もきてますからね、施設の維持ということについても今後、協定書に基づくことではありますけれども、大きな政治的決断がある時がもしかしたらあるかもしれない、そんなことも考えながら、我々も出来る限り地域の施設の活性化ということについては努力しながら、努めて協力をしていきたいと思っておりますので、今後とも行政の皆さんにおきましては、知恵を出して頂いたり、様々な面で努力を頂くことをお願いを致しまして、私の質問を終わらせて頂きます。

●議長

これもちまして、森岡議員の総括質問を終わります。

この後、昼食のため1時00分まで休憩を致します。

(休憩)

(11時46分)

(3. 4番大矢議員の質問・答弁)

(13時00分)

●議長

会議を再開致します。

休憩前に引き続き、総括質問を続けます。

4番大矢議員。

(4番 登壇)

●4番

平成25年度は、交付金の減額が予測される中で、地域公共交通の整備、公共施設の長寿命化計画の策定・推進、小学校の統合に伴う大規模改修工事、中学校の耐震化工事、奈井江町交流プラザ「みなクル」建設・運営、消防庁舎建設準備、また認定子ども園の対応など、奈井江町にとって大変重要な一年であると認識しています。

私からは、これらの問題とは別な問題について、質問させていただきます。

通告に従い町長に大綱3点、質問させていただきます。

最初に、町政執行方針5頁にあります「地球温暖化防止対策」について質問致します。

温室効果ガス削減は世界規模で強力に推進されてきましたが、福島第一原発の事故により、原子力発電の信頼が揺らぎ、再生可能エネルギーに取り組んでいますが、削減には至っていない状況です。

しかし、世界的に温暖化による影響といわれている異常気象が多発しており、温室効果ガス削減は避けて通れない世界的課題であります。

そこで、奈井江町における温室効果ガスの排出削減の推進について質問致します。

1点目は、現在、北電の節電要請もあり、昨日で終わりましたか、節電に努力されていますか。

夏場はかなりの効果がありましたが、今年の冬は寒さも厳しく、また前半は悪天候が続きましたので、厳しい環境でありましたが、平成24年度の推進状況と、平成25年度の取り組み内容を伺います。

2点目は、防犯灯や施設のLED化を進めるとしてありますが、平成25年度の取り組みを伺います。

以上2点について答弁をお願い致します。

●議長

(13時02分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

大矢議員のご質問にお答えして参りたいと思います。

まず、地球温暖化防止対策ということで、奈井江町においては、行政改革の一環と致しまして、役場庁舎の蛍光灯の間引きや、昼休みの消灯など、かねてから省エネルギーに取り組んでいることはご承知の通りだと思います。

また、平成24年度からは、地球温暖化防止対策実行計画を定めまして、各公共施設の二酸化炭素の排出量削減を目指しながら、節電を含めエネルギー使用量の削減に取り組んでいます。

そこで、1点目でございますが、昨年、泊発電所が停止している状況から、「万が一、電力需給が逼迫した場合は計画停電を実施する可能性がある」とのことから、国や北海道電力より、7月～9月、12月～3月までの期間、節電の要請を受けたところであります。

計画停電が実施された場合、住民生活に大きな影響を及ぼすことから、広報誌での周知を始めと致しまして、役場や農協、商工会館に懸垂幕を設置致しまして、「町民、皆で節電に取り組もう」との呼びかけを実施したほか、公共施設においては、病院、奈井江小学校の照明をLEDや省電力照明等に変更するなど設備改修を行うほか、パソコンの省電力設定や蛍光灯の間引きを更に進めるなど、日頃から省エネ対策を推進しております。

また、冬期は夏期の取組みに加えまして、庁舎内において、電気暖房器の使用禁止や

各種電気機器の省電力設定の見直し等を行っております。

国は電力需給の最も高かった平成22年の電力使用量の7.8%の削減を要請しておりますが、現在のところ町内の公共施設全体では、利用の有無により電気の使用が異なるため、2月末で7%程度の削減になっておりますが、役場庁舎においては、夏期7月から9月まで平均20%、冬期10月から2月まで平均9%の使用電力量の削減効果をあげているところでございます。

平成25年度の取り組みについてですが、現在のところ、国から平成25年度の節電目標については示されておりませんが、要請の有無に関らず、公共施設等、引続き、節電の取り組みを実施して参りたいと考えております。

2点目の、防犯灯や施設のLED化を進めるにあたって、平成25年度 of 取組みでございしますが、各自治体において、省エネ型の照明機器の導入については、昨今の電力不足の懸念もあり、近隣市町でも徐々に検討・導入が進められておりますが、当町においても、平成22年度より、水銀灯を使用した防犯灯を、LED灯へ取り替える事業を計画的に進めておりました、24年度末では45基が整備済みで、25年度には22基を整備致しまして、25年度末のLED化率は約6%であります。

また、町立国保病院におきましては、24年度から26年度の3年間で、LED化の整備を行う予定でございまして、24年度は院内照明の切り替えを行っておりました、25年度も継続して整備を進めて参ります。

奈井江小学校では24年度に一般教室、25年度には特別教室など、大規模改修に合わせて、蛍光灯型の高効率照明器具の導入を進めて参ります。

他の公共施設については、計画的かつ、効果的・効率的な節電対策を進めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁と致します。

●議長

(13時07分)

大矢議員。

●4番

奈井江の施設については大変、古いと言っては怒られますけど、そういう中であって、全体で7%、庁舎だけであれば冬場で10%以上ですから、大変な努力を頂いたんだなと思います。

昼休みに帰る時にラジオで札幌の状況がちらっと言ってましたけれども、札幌はなんとか7%、要請のあった7%達成できるという話だったんですけども。札幌の場合でしたら、よくテレビやなんかで出るように、エレベーター等の台数を動かなさい、減らすとか、ロードヒーティングを止めるとかという、割合に簡単に達成できるのかなというふうに感じるんですけども、私どもの施設の場合は殆どそういう格好が出来ないという中で、本当に皆さん地道な努力を頂いたということで感謝をするところであります。

ただ、その中で、努力にはやっぱり、ソフト面だけの努力だけではある程度限界があるのかなというふうには私は思うんですね。

今ほど計画的に省エネ型の照明には切り替えるという話だったですけれども、こういうソフト面だけでは限界がありますので、施設の長寿命化計画とも関係しますけれども、温室効果ガス削減を考慮した施設改修、照明だけでなく暖房、それから断熱材の性能ですか、そういうことで断熱型の高断熱型の窓サッシを入れるとか、そういうことも検討しなければならないだろうと思いますし、それから色々施設利用している中ではありますけれども、施設統合も検討していく必要があるんでないかというふうに考えるんですけれども、その辺を町長にお伺いしたいと思います。

それから、LED化につきましては、今現在24年度で45基ということなんですけれども、私、よその町村のことは言いたくないんですけれども、浦臼町では農村部の外灯を大変大幅に見直しをして、半分ぐらいになったんでないかと思うんですけれども、全面LED化にしたんですね。

そういう格好もあるものですから、奈井江の場合は22、23、24と4年間かけて45基ということですから、全体をこれ交換すると一体何年かかるんだろうと、その辺がどういうふうに考えているのか、今一度答弁頂きたいと思います。

それともう1点は、これ、直接的な問題ではないんですけれども、家庭での温室効果ガス削減を目的に、クールシェア、ウォームシェアということに取り組んでいます。

札幌でも確か取り組んでいると思いますけれども、そういう自治体が増えてきているんですけれども、奈井江町ではそのことに対してどのように考えているのか、以上、3点お伺いします。

●議長
町長。

(13時09分)

●町長

今のご質問ですが、今、温暖化に対する再質問ですか、そういうことですね。

したがって、これについては、基本的には、今おっしゃった通りですね、ソフト面で、努力する、それには限界がある。ということで、全くその通りでございまして、したがって、ハード面でどういうふうに取り組むかということがこれからの課題でございます。

しかし、実際問題、色々な面で節電計画をしながらですね、そういう計画といいますか、効率的にはやっているということも事実でございます。

今後、例えば、外灯のことが例として出されているとおり、ただ、外灯については、やはり明るくなかったら困るよということも含めてですね、LED化にすれば、ただちにすればいいことは分かっておりますが、これも計画的に取り進めていかなければいけない。

将来的には、財政余裕が出来た時には、スピードアップして、これをやろうという計画もありますので、ただ、今、慎重を期しながら、少しずつ歩んでいるというのが実態でございまして、ご理解を賜りたいと思う所でございます。

それから、今、お話ございましたクールシェア、ウォームシェアということについてでございますが、これらについても、簡単にこう出来るものではないんですが、出来る

だけのことをして、集中的にですね、これを方向性としてやらなければいけない。

例えば、家庭の問題で言いますと、実際問題、なかなか、町民の皆さん方に理解を得るということは難しいわけですが、出来るだけ、その家の実態にそったようにやらなければいけません、出来るだけ節電効果と、それが集中的にするかどうかということはそれぞれの家庭で考えると思いますが、やはりソフト面で色々な面でですね、町民に徹底を図っていかねばいけないということは事実でございますので、そういう意味で各家庭に協力を含めて、クールシェア、ウォームシェアに対しての町として取り組んで参りたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解を賜りますよう、お願いを申し上げます次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(13時12分)

大矢議員。

●4番

ソフト面では今後も強力に押し進めて頂くということでございます。

ハード面につきましては、財政も絡みますので、財政とバランスを取りながら、計画的にやっていくということでございますので、出来るだけ、そういうような方向で、進めて頂きたいと思っております。

続きまして、私から2点目でありますけれども、8頁にあります「エゾシカ対策」について質問致します。

エゾシカの被害対策を強力に推進してはいますが、被害は年々増加しており、昨年の全道の被害は過去最高であると報じられています。

空知でも前年に引き続き2億円を上回る被害が出ています。

更なる対策の強化が求められているところであります。

奈井江町では、砂川市と連携して被害防止に向けた取り組みを行っており、電気牧柵の設置を進めてきました。

山手に集中していた被害は軽減されましたが、道路や河川は封鎖できないことから、山に封じ込めることが出来ず被害が分散化している現状にあります。

被害軽減の為に個体数調整を強力に押し進める必要があります。

そこで、被害防止に向けた取り組みについて質問致します。

1点目は、奈井江町における個体数調整の現状と平成25年度の対応を伺います。

また、狩猟免許取得され、括りわな等が導入されていますが、導入件数と捕獲実績を伺います。

2点目は、個体数調整の主力はやはり猟友会によると思われます。

猟友会との連携を強化するとしていますが、どのような内容なのか伺います。

以上、2点について答弁をお願いします。

●議長

(13時14分)

町長。

●町長

2点目でございますが、エゾシカの被害防止に向けた取り組みについてということでございます。

エゾシカによる農業被害を軽減するためには、電気柵等の設置によりまして、侵入防止活動と合わせて、増えすぎた個体数を減少させるための個体数調整を行っていくことが必要と考えております。

エゾシカの個体数調整に係る活動と致しましては、砂川市と共同で設置しております「有害鳥獣対策連絡協議会」で実施しているところでございますが、一斉捕獲活動、及び、くくりわなによる捕獲、銃器による有害鳥獣駆除活動などを実施しております。

くくりわなについては、平成23年度に60基購入致しまして、同年2箇所を設置されております。24年度には、1箇所に貸し出しを行っておりまして、平成24年度の捕獲実績については、くくりわなによる捕獲が3頭、銃器による駆除が56頭で、合計59頭となっております。

3月中旬には、一斉捕獲活動を実施する予定となっております。平成25年度についても、同様の取り組みを実施し、農業被害の軽減に努めて参りたいと考えております。

次に、猟友会との連携につきましては、これまで、駆除活動全般に協力を頂きながら進めておりますが、平成24年度については、2団体22名の方が銃器による有害鳥獣駆除の従事者として活動頂いているほか、くくりわなにより捕獲したエゾシカの

とめさし
止め差し、協議会で実施している一斉駆除などにも協力を頂いております。

平成25年度につきましては、本定例会に条例案を提出させて頂いている「奈井江町鳥獣被害対策実施隊員」と致しまして、立場を明確にした上で、これまで同様に個体数調整や協議会の活動などに従事して頂く予定を致しているところでございます。

また、熊の出没時や捕獲時など、必要に応じて実施隊が行う駆除やパトロール活動に対しましては、協議会を通じて、報酬等の支払いを可能にするなど、より連携を深めながら対策を実施して参りたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思うところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(13時17分)

大矢議員。

●4番

今ほど24年度の実績が言われましたけれども、やはりくくりわな、かなり導入されているんですけれども、3頭しか捕獲されていないということなんで、これ全道でも設置はかなり進んでいるんですけれども、農業者の場合、敷地内での設置が主となることから、それとエゾシカに対する行動の理解がやはり不十分だということで、なかなか捕

獲実績が上がっていないということなんですけれども、その辺、勉強会・講習会の開催も、案内しているというふうには伺っているんですけれども、なかなか農業者がそういう地方やら札幌なんかに行って、講習会受けるというのは難しいと思いますので、その辺もうちょっと設置の指導に対しての強化が必要だと思いますけれども、その辺どういうふうに考えているのか、お伺いしたいと思います。

それと、もう1点、猟友会の方については、免許の更新だとか、銃の保持には大変、事務量が多いことなどから大変だという中で、猟友会に対して支援体制を整えるということは大変歓迎するところでありますけれども、ただ、これは、猟友会の支援という格好なだけであって、決して、要請ということではないと思うんですね。

今回の3月5日開催された空知地域エゾシカ対策連絡協議会の中で、目標として捕獲目標を決めて対策に取り組むことと、ハンター養成に力を入れることなどを確認したということなんですけれども、やはり今、高齢化等によりまして、ハンターが大変減少しているということなんで、ハンター要請にもなんとか、町としての考え方はどういうふうに考えているのか、今一度、答弁を頂きたいと思います。

●議長

(13時19分)

町長。

●町長

再質問でございますが、わなの講習会の開催、年2回については、農家FAXにより全農家に周知していることは事実でございます。

ただ、講習費用が、5千円かかっておりますから、協議会でですね、半額補助しております。

2分の1を助成しているところでございまして、従事者に対して、協議会より、講習を実施、今後も必要な対応を取りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、エゾシカ対策協議会、町の対応ということでございますが、そういうことですね。

ハンターの要請については、常日頃、要請活動をしながら、皆さん方に協力を。

育てる（養成）という意味ですね。

いずれにせよ、ハンターを育てるということは非常に大切なことだと思います。

したがって今後とも十分協議しながら育成にあたっていきたい。

ハンターが不足していることは事実でございまして、実際問題、しかも、高齢化しているという中で、どう育てていくかというのは我々の課題でもありますから、参加できる環境づくりをしていかなきゃいけないと、こういうふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

以上でございます。

●議長

(13時21分)

大矢議員。

● 4 番

今ほど、講習等については、案内しているということでありましたけれども、先ほども言いましたように、なかなか参加が難しい中でなんとか、もうちょっと効率的な、設置の仕方の指導体制というものがひけないのかなということで、もう一度答弁願いたいと思いますのと。

もう1点は、私の地区で、高速道路、自動車道路沿いに電気牧柵とゲートを設けているんですけども、山菜採りなどで山に入られる方が大変多いんですね。

そうすると、帰り、出入りの時、開けっ放しで入られてしまうものですから、なかなかその効果が発揮できてない状況で、その間にシカが中に入り込んでしまって、今度は反対に出ていかないという状態も出ています。

私どもの地域では、町民に対しまして、それらのことをPRする手段がありませんので、町として、これらの町民に対する協力のお願いをすることは出来いのか、今一度答弁お願いします。

● 議長

(13時22分)

町長。

● 町長

今一つは、参加者が少ないといいますが、講習してもですね、これをどう、もう少しといいますが、やはり理解してもらおうべくですね、参加者を増やす必要があるんでないかと。

全くその通りでございますけれども、これらの手段等についてはですね、やはり広報で流して、協力を求めるということが基本だと思います。

そして、地域の人たちも、地区を通してですね、これらをより徹底しながら、区長等にご協力を頂きながら、連合区区長等に協力を頂きながら、より参加数を増やすように努力して参りたいとこういうふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、今一つは、高速道路のゲートの問題は、これについては、地域が主体的に設置されたものであるということから、管理についても、是非、地元で対応を願いたいと、こう思いますが、普及PRなど全町的な対応が必要な場合は地域と協議の上、対応を検討して参りたいとこういうふうに考えております。

いずれにせよ、実際問題ですね、こういう場合、地域で作って頂いたと、ゲートについてですね、だから、地域で全部やれということでは、意味ではなく、やはり、きちっと理解を求めるように、協力を求め、地域がやはり主体的に取り組んで頂かなければ困るということとですね、町の協力という意味で、今質問があったところでございますが、そういう場合どういう形でやるかということも含めて、地域と十分協議して参りたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

●議長
大矢議員。

(13時24分)

●4番

質問は以上で終わりますけれども、今のゲートの話はちょっと若干認識が違うんですね。

私どもは、管理は全てしていますし、そのことについては問題ないんですけれども、ゲートとか電気牧柵、当然、道路やなんかですから、封鎖が出来ませんから、開放出来るようになっているんですね。

で、山に入られるのは自由に入って頂いて結構なんですけれども、その代り、めんどくさいものですから、開けっ放しで出入りしちゃうんですね。

そうすると、開いているものですから、その間にシカが入られて、今度は、勝手に、その後に我々が閉めると、今度は中に入りこんだシカが出る所ないものですから、中で暴れるということで、その辺を何とか協力を願いたいなということですので、その辺も合わせてお願いをしたいと思います。

それでは3点目の質問に入らせて頂きます。

3点目は8頁にあります土地改良事業の推進について質問致します。

奈井江町は、土地改良事業に大変理解を頂いており計画的に推進されてきました。

現在、道営事業では4地区で事業継続しており、25年度より新たに巖島南地区が着工されることが決まり、更には現在2地区でも採択に向け準備がされている状況にあります。

しかし、これらの事業で整備できない方などから、農業体質強化基盤整備促進事業に関心が大変寄せられていますので質問させていただきます。

1点目としまして、平成24年度は希望者が多く一部の対応となりました。

平成25年度では、昨年度より予算規模は縮小されているようではありますが、取りまとめ方法と、推進の方法を伺います。

また、昨年は道営事業に準ずる整備内容ということでありましたけれども、今回は簡易な暗渠排水というふうに書かれていますけれども、基準の変更があったのか伺います。

2点目につきましては、平成25年度は、全道的に農業体質強化基盤整備促進事業が推進されることですので、奈井江地区でも道営事業が5地区あります。

また、美唄では国営事業が始まることなど、基盤整備等の公共事業が大変多く見込まれていますので、施工業者や資材不足が予測されます。

対応策を考えているのか伺います。

以上、2点について答弁お願いします。

●議長
町長。

(13時27分)

●町長

質問、土地改良事業の推進についてということで、先ほどのゲートの関係で、ちょっと、再々質問がありましたので、申し上げたいと思います。

全町的な対応をした場合は、地域と十分協議しながら、今後どういうことをしていくことが役割を果たすことかということですね、十分協議して参りたいと、相談して参りたいと、こういうふうを考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

土地改良事業の推進についてでございますが、農業体質強化基盤整備促進事業につきましては、直近の情報では、平成25年度以降「農業基盤整備促進事業」と事業名が変更となりまして、「非公共予算」から「公共予算」に振り替えて措置される予定と伺っている所でございます。

この事業に対する農業者からの要望調査については、まず、事業が創設された平成24年1月に実施し、その際の事業量については、暗渠と区画拡大併せまして110haの要望でありました。

この要望に対する国の補助金に関しては、平成23年度の第4次補正予算及び平成24年度予備費によります、本町において1億1,537万円が配分されておりまして、この補助金の枠で事業を実施した後の要望の残事業量は、暗渠と区画拡大併せて43haとなる見込みでございます。

また、これとは別に、追加要望の問い合わせがあったことから、平成25年度事業に向けては、本年1月に実施した要望調査では、新たに、暗渠と区画拡大44haの要望を受けておりまして、そこで、平成25年度の事業実施に関しては、昨年1月に要望頂いたものから優先的に実施していくことを考えております。

平成25年度の国の予算配分に係る要望調査も、まだ通知がない状況でありまして、本年度、どの程度の事業が実施できるかについては、ご説明できない状況下にあります。

前政権下では、この事業は、平成25年までの時限的な措置でありましたが、本年以降、公共事業扱いとされまして、通常の農業農村整備事業の一部として位置づけられます。

しかしながら、事業実施の手法や平成26年度以降の事業の継続なども、現時点で明確になっていない状況であります。

この事業は、小面積でも簡易な基盤整備を実施することができる事業でございまして、町内においても相当な要望量があることから、事業の継続などについては、国の動向を注視し、必要に応じて町村会などと連携しながら、農業者の皆様から要望頂いた事業について、できるだけ多く、計画的に実施できるよう進めて参りたいと考えております。

2点目の、工事に関する部分についてであります。平成24年度補正予算及び25年度については、大幅削減が行われる前の平成21年度予算を上回る予算額となる見込みでございます。

ご質問にありましたとおり、施工業者や資材の不足が懸念される状況となっております。

今後、町に対して、どの程度の事業費の割り当てがあるかは分からない状況であります。現時点で具体的な対策を行うことは大変難しい状況にございます。

道内の予定事業量やスケジュール等については、道が把握し、調整を行うことも予想されることから、空知総合振興局との連携を密にしながら、施工時期の検討や資材の供給状況の把握などを行いながら、事業の実施に支障をきたさないよう、関係機関や団体などと協議をして進めて参りたいと考えている所でございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(13時32分)

大矢議員。

●4番

対応方法については分かりましたけれども、まだ国の方針がはっきりしない中ですので、なんというふうに質問していいのか分からないところなんですけれども、やはり希望、これだけずっと私どもの奈井江町は基盤整備事業やっていますが、これだけ希望者がまだ多くて、昨年度の部分はなんとか今年やれるんですけれども、それ以上にまた、予定している以上に追加で希望者があるということは理解をしました。

今のところ何とか継続事業という方向になるのではないかと予測ですので、なんとかその皆さんの希望に添えるように町としても全力で取り組んで頂きたいと思います。

それと、一番こういう、北海道特殊の事情なんで、あまり国に通用しない面もあるんですけれども、春作業が出来ればだいぶ改善できるんですね。

昨年も秋以降の天候が大変悪くて、思うように工事が出来なかったということで、出来れば今の段階で見えないということは当然、夏以降の工事になろうかと思っておりますけれども、今後に向けては、そういう春作業にも対応できるような方法はないのかどうかということも国に対して強く要望して頂きたいなと思います。

それと、補助の内容がはっきりしないということなので、まだ要件等もはっきりしないということなのでございますけれども、昨年、私もやらせて頂いたんですけれども、小規模であったり個別にとんでいる関係から、道営事業よりも簡易な暗渠といいながら、事業費がかかってしまっているんですね。

ですから、反、15万円の補助ということながら、実際には持ち出しが非常に多くなってしまったということで、その辺はもうちょっと柔軟に個人の要望にそった小さな工事にすることが出来ないのか、その辺も、要請になるのかどうか分かりませんが、その辺、町としてどういうふうに考えているか、今一度、答弁お願いします。

●議長

(13時33分)

町長。

●町長

まず、今の時点で、不明確な部分が相当ございまして、明確に答えることが出来ませんが、例えば、今お話ございましたように、春工事、夏工事を含めて、今の事業そのものがですね、1年を通してやれるような、こういう事業に繰り越しを含めて、やれ

ないかということは、国に直接、お話申し上げてですね、空知管内の町村会、北海道としても道の町村会としても申し入れを致しております。

ただ、局長の話によりますと、今、国会で、審議しているので、私どもは想定としては、繰り越しになる可能性が高いし、そうでないと実質的に出来ないかもしれない。

しかし、実際は、国会議員がその要を握っているのです、私どもは余計なことを言えないということをしていましたが、地区の要望に十分配慮したいと、考慮したいというお話をして頂いていることも事実であることをご報告申し上げたいと思う所でございます。

それから、暗渠についても、今、お話ございました。

15万円で、それ以上で、小さな工事については、実際ね、そんなに金かけなくてもやれるよということでございますが、10ha以上の工事費が補助の対象となるということでございますから、そういう意味も含めて、国にも、こういう声もあるということは要請していきますが、実際問題なかなかそのことが難しい、補助の対象としてそうなっている、仕組みがそうなっているということも含めて、ご理解というより、国には申し上げますが、承知おき願いたいと、こういうように思っております。

よろしく申し上げます。

●議長

(13時35分)

大矢議員。

●4番

国が決めることですから、これ以上の質問は終わらせて頂きますけれども、なんとか、皆さんの要望に沿えるような形で実現できるようによろしくお願いをお申しあげまして、私からの質問を終わらせて頂きます。

ありがとうございました。

●議長

以上で、大矢議員の総括質問を終わります。

(4. 2番石川議員の質問・答弁)

(13時37分)

●議長

総括質問を続けます。

石川議員。

(2番 登壇)

●2番

よろしくお願い致します。

私は、今回の総括質問で社会情勢が大きく変化する中、私たちの町、奈井江町のコミュニティの再構築について、中心市街地の活性化と、それに関連する商店街の再開発を中心に大綱で1点、細目で2点町長にお伺い致します。

今、私たちの国では高齢化と人口減少という、日本人の誰もが経験したことの無い事が起こっております。

第2次世界大戦後、人口も経済も右肩上がりという大前提が崩れたことで、役所の運営の仕組みや、さまざまなビジネスモデルのほとんどが世の中と合わなくなり、時代に合った変更を余儀なくされているのではないのでしょうか。

加えて地方では過疎化という、地域生活を営む上で、安全、安心に大きく関わる現象が起こっております。

私たちの町、奈井江町においても高齢化や人口減少と共に、過疎化が進んでおります。

私は、これは大変難しく、時間のかかる課題であり、また取り組まなければならない課題であり、解決しなくてはならない事であると思います。

その有効な解決策の一つとして、広がった街を小さく縮めることであると思います。

過去の人口増加に伴い郊外に拡散した人たちを、もう一度集積させ、既に民間投資・公共投資ともに済み、インフラ整備の終わっている、街の中心部に新たな投資を行って活性化し、過度に車に頼らなくても暮らせる安全で安心な街をつくる。そして、そこからあがってくる税収で地方分権に耐えうるような自治体の財政をつくる。つまり、中心市街地の活性化を改めて考える時期に来ていると思います。

私は地方分権という言葉は間違いで、地域主権が正しい言葉であると思っております。ここではあえて地方分権という言葉を使わせて頂きます。

国による地方分権は着々と進んでおります。

本州のある商店街の理事長さんは、地方分権というのは、国を親として地方を子どもとすると、親が事業に失敗して会社を潰してしまったので「仕送りのお金、これは地方交付税の事であると思いますが、なくなったから、子どもたちは自立をしろ」ということです。と言っております。

子どもたちは昔から、ずっと親からの仕送り頼みで生活をしてきましたから、この仕送りをカットされると、たちどころにパニックが起きるくらい、依存体質が強くなっている。

ところが、親が会社を潰してしまった以上、政権の如何にかかわらず地方分権はやらざるをえない。とも言っております。

この言い方は乱暴な言い方で、地方交付税は地方の確固たる権利である。今後もしっかりと守らなければならない権利です。

町長も地方固有の財産であり、国の都合によって変化することは、ありえないとおっしゃっており、私も同感であります。

しかし、地方分権は一層進むと予測され、社会保障費や震災復興経費等、財政悪化の要因も増大し、それに伴い、地方交付税も減少する可能性は否めないと思います。

もし、そうであれば、また、そうではなくとも、地方は自立を目指すために、自分たちの財源を確保しなければならないと思います。

私は、奈井江町は、近隣市町村と比べても大変住みよい町であると思っております。

便利な交通アクセスに加え、医療・福祉・住環境整備・子育て支援等多くの政策の充実は、常に先駆的・先進的な取り組みを行ってきた成果であり、理事者を始めとする職員の皆さんに敬意を表したいと思います。

その中で、定住化促進対策や集合住宅建設助成事業、住宅リフォーム事業等を行い、確実に成果を上げておりますし、これも過疎化防止策の一環と理解しております。

その上で、それら政策を含めて、今すでにインフラ整備の終わっている中心市街地にもう一度再投資をして、そこからしっかり税収をあげ、更に町外からの移住者を迎え入れる。そして行政コストの削減を図る、つまり収入を増やし支出を抑える、それによって自治体の自立する力を高めるべきであると思います。

現在の奈井江町は、人口の約8割が本町、北町、東町、南町に居住しており、近隣市町村と比べても、比較的コンパクトに集約されております。また、今年4月からは、地域公共交通の実証運行が開始され、10月からは、町民の生活の足の再編が行われます。

これも、常に町民の目線に立ち、「まちづくり基本条例」を基本として、各種施策を推進してきた奈井江町だから出来ることであると思います。

町政執行方針に示された、地域コミュニティの再構築に取り組む、町長のお考えを、国の行う地方分権の今後の動向に対するご見解と、将来の奈井江町の過疎化の推察と対応を踏まえて、どうあるべきかについてお伺いしたいと思います。

●議長

(13時42分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

石川議員の質問にお答え申し上げたいと思いますが、中心市街地の活性化ということでございます。

石川議員の質問に対し、はじめに国の地方分権に対する私の考え方について、基本的なことを申し上げておきたいと思いますが、昨年末の劇的な政権交代から3カ月を経過致しました。

アベノミクスといわれる経済政策など、様々な政策提案がなされております。

地方分権においては、一括交付金制度が廃止されるなどの懸念がある一方で、今後、どのような分権改革がなされていくかは、まだ見えていない状況でございます。

私は、常々、権限と財源は一体のものだと。

交付税というのは、決して、先ほどお話あったように、親から子へお金を送るという、仕送りするのと全く違ひまして、地方の権利でありますのと同時にですね、財政調整機能、社会、補償機能というのは、しっかりと根についております。

我々は、町村会としては、常にそのことを主張しておりますから、そういう立場から
もですね、財源と権限は一体である、権限は、現場に最も近い、市町村にあるべきだと、
いつも私も主張させて頂いているところでございます。

新政権に期待しつつも、地方交付税の動向など地方の権限、財源についてどういった
位置づけがなされるのか、見極めていきたいと、こういうふうを考えているところでご
ざいます。

私の基本的な考えを、まず、申し上げておきたいと思えます。

次に、過疎化の現状にあって、どうやって町を活性化していくか、お答え致してい
きたいと思えますが、私の見解ということで聞いて頂きたいと思えます。

奈井江町だけではありませんが、お話ありましたように、過疎化が進行しております。
しかも、その中で、超という言葉付けていいと思えますが、少子高齢化が進んでおり
ます。

そういった現実を見極めながら、町政の推進を図っていかねばいけないという現
状においては、町内に、昔でいえば、商店が沢山あってですね、それが全て栄えていく、
旧来の夢を追ってもだめだと。新しい時代にどうやって生きていく、頑張っていかな
ければいけない、新しい角度でものを考えていかねばいけない、奈井江町は住民と徹
底的に話し合いながら、住民とともに作り上げる町づくりを行って参りました。

現実的には可能なものから実践してきておまして、今回、駅前に建設する交流プラ
ザ「みなクル」もその一つでございます。

「みなクル」については、自主的に障がい者のイベントに参加を頂いてきた北翔大学
の学生の皆さん、差別なく共に触れ合う気持ちをもって、8年に渡りご参加を頂きまし
た。

私も毎年感激をしてきたところでございますが、都市部の学生との交流が、町内の高
齢者、あるいは子育て中の人たちをはじめと致しまして、多くの町民にとってコミュニ
ティの再構築に大きな働きになるんでないかと。

学校側もですね、いわゆる、学科の一つとして、カリキュラムの中に取り入れたいと
いう今、検討しているところで、これは、先般も、実は総務省に行きまして、総務省の
課長を含めて話し合いをしました。

相澤課長も同行して頂き、その後に、文科省に私、この話をもって行きました。

いずれに致しましても、新しい動きだと、なんらかの形で支援していきたいと、こ
ういう話もありますが、ただ、そういうことで、この過疎化が全て解決するというわけ
ではございません。

今、提案がありました、再投資による中心市街地の活性化についてということでござ
いますが、これは、軽微な投資で実現できるものではございません。

したがって、町が単独で実施するのはなかなか難しいと思えます。

難しいというよりも、大変、困難というよりも不可能に近い、町単独でやるのは。

したがって、奈井江町は、お話ありましたように、非常にコンパクトにまとまった町
で、本町、北町、東町、南町ということですね、比較的コンパクトにまとまって、地
域コミュニティも作りやすい状況にあります。

ただ、その中で、どうやって過疎化を、より過疎化になるのを防いでいくかと、全国的考えとして、過疎化を止める施策が必要であると主張していることも事実でございます。

したがって、国にですね、これらの抜本的な中心市街地も含めて地域の活性化をどういうふうにしていくかということも含めて、国のバックアップが絶対的に必要でございます。

ただ、今、国が示そうとしているですね、定住自立圏構想だとか、様々なものがあります。

しかし、これは、ある面でいえば、地方の都市にですね、中心都市であります、そこに一つの拠点を設けて、それを中心に発展しようという気持ちがありますから、私はこれに対して、きちっともの申しております。

総務省に行っても、局長にこの話をし、講演をして頂くということであったものですから、講演するのにですよ、周辺都市とはなにごとだと。いわゆる、周辺の扱いされては困る。中心都市とはどこなんだと。みんな中心都市でないかと。そういう話をさせて頂きました。

それを早速ですね、講演会でそれを取り入れて頂いて、その報告を受けている所でございますが、ただ、国の動きというのは注意しながら、地域がどう発展していくかということも含めながら、地域の活性化に、どんな軸が必要かということですね、地域ぐるみで、町ぐるみで、そして、みんなで町民みんなで考え、みんなで作り上げる、そういう地域づくりにしていかなければいけないとこういう考えておりますので、基本的には、石川議員のご指摘があったことも含めて、色々と考えていきたいと、こういうふうにご理解のほどをお願い申し上げる次第でございます。

以上でございます。

●議長

(13時50分)

石川議員。

●2番

今の町長の答弁で十分納得させて頂きたいと思えます。

それとですね、これは、確かに町長おっしゃるように、時間のかかる、それも経費もかかる大変な問題だと思えます。

しかし、奈井江町にもこれだけの施策を先進的に取り組んだ奈井江町にもですね、必ずいずれはやってくることなのかなということも、もちろん私だけではなくて、ご理解頂けると思えます。

それに対して、今からでもですね、役場の職員さんもはじめ、町民の皆さんが、そういう時にはどうなったら、これからどうなるのか、そういうことも、決して不安をあおるわけではありませんけれども、しっかりと、気持ちの上からでも、準備をしていかなければならないと、私は考えております。

続きまして、商店街の再開発について、伺いたいと思えます。

近年の、奈井江町商工会に加盟する小売業、サービス業者数は昭和55年以降の統計によると、小売業では昭和57年の117事業所、サービス業では昭和59年の55事業所をピークに、年々減少して、昨年平成24年には小売業55事業所、サービス業25事業所と、それぞれ半数以下に減少しております。

また、先月末には町内唯一の生鮮食品を販売する小規模事業者が48年間続いた商売を廃業致しました。

ちなみに、商工会員数は昭和59年の253事業所をピークに、現在は168事業所まで減少しております。

確実に地域の商工業、特に商業、サービス業は衰退しております。

一方、全国的に見て、消費者は単に物を買う場所としては、明らかに郊外にある大型店を支持しております。

奈井江町においても、町内町外の大型店とコンビニでの買い物が多いのが現状です。

つまり、一般消費者の立場に立って考えると小規模事業者が事業を営む商店街の再生ということは、本当に必要なのかと。

事業者のためだけの事業ではないのか、商店街が衰退しても、消費者は一向に困らない、これが実際の消費者の感情ではないのかと。今まで私も自問自答を繰り返して参りました。

ご承知のように、奈井江町の小規模事業所は約70%商工会に加盟して、経営の改善や地域の振興に取り組んでおります。

それは、自らの生活の糧である事業の繁盛を目指すことは当然であります。加えて、ひとえにお世話になっている町民の皆さんへのサービスの向上を目指し、またこれからもご愛顧を願いたいという気持ちの表れであります。

私は、事業者としてその行動と気持ちが微力ではありますが、奈井江町の経済や地域の活性化に、また、地域のコミュニティの構築にも寄与しているという自負を抱いております。

そういう意味においても、また、先ほどの自治体の自立する力を高める意味においても自問自答の結論は、小規模事業所のある商店街は、中心市街地の活性化とともに再開発しなければならないと強く感じております。

このことも地域コミュニティの再構築には必要不可欠な取り組みであると思っております。

ここで、具体的に事例を挙げて質問致します。

それは、商店街を再開発するためのハード事業である、土地の所有権と利用権の分離とソフト事業である、丁稚制度や徒弟制度であります。

商業地域を再開発する場合に、まず最初に直面する問題は、最大の問題である土地問題であります。

土地は普通、地権者が利用権をもっております。

この利用権を放棄してもらい、必要な場所に必要な施設を配置していくという方法です。

国のまちづくり支援制度等を活用し、更に公費を投入して、地権者の保証金を支払い、新たな事業所がそこに出来ることによって、商店街に活気が戻り、町は固定資産税がア

ップする、いわゆるオールインの計画づくりを行政が中心になって行わなければならない時にきているのではないのでしょうか。

次に、ソフト事業から商工業を含めた商店街の再開発をする後継者育成事業ともいえる丁稚制度や徒弟制であります。

これは、町内商工業に従事する職人を育成するための助成制度であります。

これにより、町内の雇用を促進し、後継者を育成して、新たな小規模事業者を育成するという考え方です。

この土地の所有権と利用権の分離と、丁稚制度や徒弟制度に対する町長のご見解と商店街の再開発に対するお考えを伺いたいと思います。

●議長

(13時56分)

町長。

●町長

石川委員の社会情勢の変化に伴う奈井江町のコミュニティの再構築、商店街の再構築についてということも含めてのご質問かと思うわけですが、地域の商店街の衰退に伴う空店舗、あるいは、空地の対策が全国各地で課題となっているところでございます。

奈井江町においても、近隣自治体と同様に、人口減少、購買流出、商店の閉店が続くなど、その現状は同様でございます。

奈井江町において、かつて、駅前の顔となる文化ホール建設を行い、その後において、国・道とともに、多額の事業費をかけて、ご承知だと思いますが、「ゆうゆうロード整備事業」に着手させて頂きました。商店街を中心に、そして思い切った区画整理もさせて頂きました。街路事業を実施してきた歴史もございます。

しかしながら、その後においても、過疎化、商店街の衰退が続く中において、同時に高齢化の進展に伴う、昨今の買い物支援、地域公共交通などの新たな地域課題にも直面致しております。

こうした背景から、交流プラザ「みなクル」の建設をはじめとして、中心市街地を拠点とする、新たな施策、あるいはコミュニティの再構築の検討に着手して参りたいと考えております。

高齢者をはじめ、生活弱者にとって、住み慣れた地域での生活において、ご質問にあります、小規模事業所の存在が必要であることは認識しております。

ご提案のあります、商店街対策についても、国の調査において、先進的な取り組みも聞いておりますが、四国の高松市の商店街でも、「会社組織」を立ち上げて、「土地の所有権と利用権の集約」を行うなど、空き店舗、空き地の再編が行われております。

取り組みの効果など、詳細までは承知しておりませんが、「地権者全員が出資する会社」を組織し、精度の高い収支計画を立てる中で、取り組まれているとの報道があります。

地元の職人、後継者を育てる取り組みも併せて、こうした取り組みについては、商店

街・地権者などの関係者自らがそのエネルギーを集めながら、時間をかけて議論を積み重ねることがまず必要でないかなと思います。

その先に、行政が、支援がどうあるべきかと、検討すべき課題と考えておりますが、そういう意味ではですね、大変、行政が頭から入るといことでなく、積み上げた中で、行政と相談があり、その中で一体となって、やっていくということが必要でないかなと。

今まさに町をあげて進めている交流プラザにおける中心市街地、高齢者支援の対策、地元商店街も関りを深めて頂き、共にこの課題を考える土壌を作っていく、そういう素地を作っていくということが大事。今、ただちに、土地の所有権と利用権の集約を行うということで、行政が中に入ってですね、協力を求めていくは非常に難しいことではないかなと思いますが、しかし、その、地ならしといいますか、いうことも含めてですね、地域づくりの中で、交流プラザ等によってより交流を深めながらですね、そういう中で今後とも課題として、商工会を含めて、各団体と協議しながら、そういう方向性といいますか、を含めて、考えていくということは必要であると思いますが、ただちに、そういう行動を起こすということは非常に難しいということをお願いしておきたいと思えます。

以上、答弁と致します。

●議長

石川議員。

●2番

町長の今のご答弁の中で、私が質問している部分のうちの丁稚制度と徒弟制度についてのお答えがあれば、伺いたいと思います。

●議長

町長。

●町長

丁稚制度だとか徒弟制度だとか、いわゆる職人の育成の観点から、そのお話をされているので、こういうこともですね、地域ぐるみといいますか、そういう中で人を育てるということも大切な要素の一つだということに理解しておりますが、なかなかそこまで言葉として飛躍して、私どもがですね、徒弟制度、あるいは丁稚制度、そのことを尊重しながらいうわけにはいかない、そういう一つの地域ぐるみといいますか、地域コミュニティに積み上げた中で、人を育成していくという方向で考えていきたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解頂きたいと思えます。

●議長

石川議員。

● 2 番

今のは再質問ということではなくて、これを再質問として頂きたいんですが、丁稚制度というのは、商人の世界、それから徒弟制度は工業の世界で、確かに職人の育成であります。

でも、今では、既に農業と同じような、後継者育成に取り組まなければならないということでもあります。

今の、例えば、商店街にしてもですね、確かに、おっしゃる通りに、僕も感じているんですけども非常に力が弱まっています。

その中で人を雇うのもままならない状況で、行っている商店、それから工業、そういう職人さんたちが多い。

職人も確実に減っております。

そういう中で、育成していくためには、それに対する行政の力添えは出来れば、私は前向きに考えて頂きたいと思うんですが、いかがでしょうか。

● 議長

町長。

● 町長

徒弟制度だとかですね、含めて、丁稚制度、含めてですね、そういう関係を通じて人を育てるということ、意味は分かるんですが、そういう言葉が、私どもとしては適当でない、こういうふうに判断しておりますが、いずれにせよ、地域コミュニティ、様々な職場環境を作っていくという意味では、意義あるし、人を育てていくということには色々な協議をして参りたいとこういうふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

以上、答弁と致します。

● 議長

(1 4 時 0 4 分)

石川議員。

● 2 番

昔ですね、古き良き時代は、商工業者は地域のイベントで、地域でイベントをやっていけばなんとなく町民の皆さんも喜んでくれるし、なんとなく町づくりになっているような気持ちで、店や事業所を、奥さんや従業員に任せて、参加をしていました。

多少のロスは当時の経済成長が支えてくれていました。

しかし、現在、冒頭、私が申し上げたように、社会が大きく変わりました。

商工業者は、そのビジネスモデルを変えなければ、生き抜くことは出来ません。

行政にも同じことが言えると思います。

今後も先進的、先駆的な取り組みを積極的に行って頂いて、町民の皆さんに対して、公平にリスクをとることを恐れず、汗を流すことを惜しまず、一生懸命に頑張る人を応

援するような行政の政策にご期待申し上げて、私の質問を終わります。

どうもありがとうございます。

●議長

以上で、石川議員の総括質問を終わります。

ここで休憩をはさみたいと思います。

2時15分まで休憩を致します。

(休憩)

(14時05分)

(5. 1番遠藤議員の質問・答弁)

(14時15分)

●議長

会議を再開致します。

休憩前に引き続き、総括質問を続けます。

1番遠藤議員。

(1番 登壇)

●1番

第1回定例会出席大変ご苦労さまです。

今日はですね、町長に1点と教育長に2点の質問をお願い致します。

まず、町長に質問させていただきます。

生活習慣予防対策と、がん検診の推進についてということで伺います。

生活習慣病予防対策については、特定健診、特定保健指導についても、資料の中では、実施率が低く、目標値に届くには、少し厳しいものがあります。

昨年は、特定健診受診率アップを目指し、イベントの中での声かけなど、かなりの努力をされておりました。

平成29年度に向けて実施率を国の設定目標値である60%以上を目標として定められていますが、この高いハードルをクリアするには、町民の方々に内容を十分に理解してもらうことや、地域の保健推進委員さんとの連携を深め、掛け声など、願いのするなどの対策が必要かと思えます。

しかし、一番大切なことは予防であり、運動や食に関わる多くの団体との連携も重要な事であります。

室内にこもらず、地域の中で声をかけ合い、積極的に団体との関わりを持つことや、そうした小さな活動が自然と地域の中で絆が形成されるなど、時には、高齢者の方々の見守りとなる事もあると思えます。

今、主体的に活動している方々が地域の健康づくりを担う、リーダーとして活躍して頂けたらなというふうな期待をもっております。

また、がん検診の拡大を図るため、引き続き、乳がん検診、子宮がん、大腸がんの検診の無料クーポン券事業に取り組むとあります。

昨年度は、無料クーポン券事業を取り入れたことでの、対象となる人数と受診者の率とそれと効果ついて伺います。

●議長
町長。

(14時17分)

(町長 登壇)

●町長

遠藤議員のご質問にお答え申し上げたいと思いますが、質問の要旨につきましては、生活習慣病予防対策とがん検診の推進についてということでございますが、全国的にも、高血圧や糖尿病などの生活習慣病の有病率が依然高く、また、がんについても死亡原因の第1位が続いている中、40歳から74歳までの国保被保険者を対象に進めております特定健診・特定保健指導については、24年度の特定健診実施見込み率が33.9%と昨年度より、約10%上昇する見込みであります。

上昇した要因と致しましては、がん検診との同時実施、受診料金の無料化、医療機関との連携強化、受診医療機関の拡大などが考えられます。

特に、40歳、50歳代の若い世代の受診が少ないことや高齢化が進んでいることから既に医療機関で治療中の方が多いことなどから、目標の実施率に至っていないのが現状にあります。

平成25年度から29年度までの5年間の第2期実施計画では、平成25年度の目標実施率を40%としておりますので、今後も、健診と保健指導の必要性を理解して頂くため、積極的な受診勧奨に努めて参ります。

また、乳がん、子宮がん、大腸がんの無料クーポン券については、24年度の2月末日までの状況でございますが、乳がんについては対象者183人のうち受診者64人、受診率35%、昨年度と比較して5.9%の増になっております。

子宮がんが、対象者124人のうち受診者26人、受診率21%で、昨年度と比較致しまして、これは逆に5.9%減っております。

大腸がんについても、対象者369人のうち受診者64人、受診率17.3%で、昨年度と比較して、これまた0.6%でございますが減少致しております。

無料クーポン券事業を取り入れた効果としては、今まで一度も検診を受けたことがない方を、受診に繋ぐことができたこと、個別に検診の重要性をお知らせすることにより、受診に繋がったことであります。

なお、クーポン券と通常のがん検診を合わせた受診者数は、ほとんどのがん検診が、昨年度と比較し増えている状況にあります。

今後も、がん検診の目的である早期発見、早期治療の重要性をアピールしながら、受診率向上に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思う次第です。

以上答弁と致します。

●議長

(14時21分)

遠藤議員。

●1番

特定健診で、ついこの間なんですけれども、テレビで出ていたのが、少しでも受診率の向上を目指すためにということで、その地域の健康に関わる人たちが1件1件声かけをして、そして検診の日にち、時間、場所を、設定されておりますので、声かけをして歩いて、そして、一人でも多くの受診者を、目標を定めて、そういった活動をしておりましてけれども、その地域は本当に他から比べるともっとも受診率は高く、とてもいいんだというお話がありましたけれども、この受診に来てくれた住民の人に結果が何日に出るんだということもお伝えをして、帰りにですね、結果が出るので、それ以降の何日頃、そこのお宅にお邪魔をしていいですかという問い合わせも保健師さんが出口の方で対応しているのが、ちょっとテレビに出ていたんですよ。

奈井江の中でもやはりこれだけのけっこう大勢の方がいるので、ちょっと一人一人というのは困難な所もあるかと思うんですけれども、でもやはりそういった小さな積み重ねがきっと大きな結果を生んでいくのではないかなというふうな私は期待をしております。

でも、可能であるのであればね、地域に出向いて頂いてくれるのであれば、その推進委員の方々に声かけをしてもらって、人を集めて、そこでみんなで受診に向かうというような施策がとれないのかなというふうな思いもありますけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

●議長

(14時23分)

町長。

●町長

今、遠藤議員が提案した通りでございます。

今後、そういうことも含めてですね、地域の声かけ運動、そして地域に出向く、そして理解してもらおうと、そういう努力を積み上げているんですが、少しですが良くなっていることを、全体的には良くなっていることは事実でございますけれども、今後ともそういう努力を、受診率が高い、予防ということで、大変重要なことでございますから、国が目標としているのは65%で、したがって、そういうことを考えますと、まだまだ遠い、高い所にハードルがありますけれども、より、今言ったように地域ぐるみで、すべて声かけ運動を含めて、どのようにするかということも含めながらですね、より効率的、効果的にしていきたいと、こういうふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

●議長

(14時24分)

遠藤議員。

●1番

町長の前向きなお言葉を聞いて、私、安心しましたので、地元地域に帰って、こういったことも取り組んで、みんなでいこうやというふうな声かけもして参りたいと思います。

今後とも町民の健康を守るという視点に立って、色々なことでご健闘を頂きたいと思っています。

どうぞ、よろしくお願い致します。

次に、教育長にお願い致します。

奈井江町においては、10年先を見据えた教育の基本の目標や、施策の方向を示すため、平成23年7月より、奈井江町教育ビジョンを制定し、昨年4月から推進をしております。

平成25年度より新たな奈井江小学校が新設され、これまで両校が築いて来た特色ある、教育を生かし質の高い学校づくりに期待をるところでもあります。

また、保護者の立場としても、子ども達の心に寄り添った温かい家庭づくりが、大切でもあると思います。

教育委員会としては、教育ビジョンの目標達成に向けて、家庭、学校、地域が、それぞれの役割を果たし、一体となって地域ぐるみで子ども達の育みを支え、教育と、子どもの成長を地域全体で支えていく教育を推進するということではありますが、これまで、教育に関わり地域の方々から、子ども達の見守りや、指導や意見要望などの、外部評価があるかと思いますが、その内容について伺いたいと思います。

2番目として、少しでも多くの声を学校教育に反映させるために、小中学校における評議委員制度について伺います。

この制度は、家庭と地域が連携して、協力をし、子供達の健やかな成長を図っていく観点から、開かれた学校づくりを推進して行くためのものでもあります。

また、学校運営にあたり保護者や、地域住民の意見を聞く事で改善に生かし、特徴ある教育活動を主体的にし、又、積極的に展開して行く事も期待が出来るものと思われま

す。

今や、いじめ、不登校、問題行動、また、保護者や教員による体罰や虐待など、後を絶たない中で、これらの未然の防止策と早期発見、早期対応などが徹底した対応が求められております。

これまで、事があることに、教職員としての責任を一心に背負って来たという背景もあったように思えます。

今後において、児童生徒の教育の責任は、家庭はもちろんの事、学校と地域そして教育委員会とそれぞれが、役割を担っていくことも重要だと考えます。

一つの例ですが、この制度を導入をする事で、双方の意見や協力を得て、学校と地域の橋渡しや、また地域情報の収集、各団体との連携など目に見えない形での支援や協力

が大きな力となっているという例もありました。

1番目に外部評価の中で、特に地域の声としてどのような声があったのか、そしてそれがまた学校運営にどう活かされてきたのか質問させていただきます。

2番目として、小中学校における評議委員制度についてお伺い致します。

●議長

(14時28分)

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

遠藤議員から地域ぐるみで子供たちの育みを支える教育について、子どもたちの成長を地域で支える教育についてということで、これに伴う外部評価はどうだったのかというようなことのご質問だと思います。

私どもの現在、本町におきましては、議員が指摘する外部評価機関として、町議会議員、それから学校長、PTA役員、商工会代表者、女性団体連絡協議会の代表者、農民協議会の代表者を構成メンバーとする奈井江町教育推進協議会を組織しているところでございます。

毎年6月に教育についての現状や情報を共有し、理解を深めるための会議を開催しているところでございます。

例年、幼稚園、保育所、小学校、中学校及び高校の各教育機関における、教育活動重点事項や自己評価など、学校の現状や計画について、それぞれ学校長から発表して頂いて、それらに対して参加者から意見や評価を頂いているところであります。

そして、そのことを学校の改善に役立てて頂いて、経営計画等に反映をさせて頂いているという状況でございます。

しかしながら、この会議は、今ほど申し上げましたように、毎年1回ということで6月に開催でありますので、運営計画に反映させるのにもちょっとタイムラグが生じてしまうというようなところがありまして、不十分なところもあるのも私どもも承知しているところでございます。

新年度において、各学校で実施している自己評価の客観性や透明性を高めるために、教職員と地域住民、保護者が学校運営についての共通理解と、一体となって教育活動を推進するための、「学校関係者評価委員会」を小学校と中学校に、新たに設置をしてですね、地域ぐるみで子供たちを支える教育、子どもたちの成長を地域全体で支える教育の推進に努めて参りたいというふうに考えているところでございます。

今ほど、評議委員会制度の関係で、議員からご指摘があったところでございますけれども、この評議委員会制度についてはですね、今、良い点もあるんですが、学校長が必要がある時に、その経営方針について、意見を求める、意見を頂くというような形も一つ側面にあるということですね、今、自己評価と、更に関係者が自由にこう、経営計画の中に意見を述べるという中の学校関係者評価委員会というものが主流になってきて

いるのも、この地域の実態かなというふうに思っております。

私も、ここの部分をですね、強化しながら、25年度に向けて設置をして、より保護者との意見、団体との意見を聞きながら、進めて参りたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

よろしく申し上げます。

●議長

(14時32分)

遠藤議員。

●1番

教育長の答弁でよく理解を致しました。

ちょっとですね、外部評価の中に、例えば、地域の方が、学校である運動会だとか学芸会だとか、そういった大きな行事に割と、孫や子どもがいなくても出て、どんな様子なのかということを見してみるんですよという地域の人たちが結構いるんですよ。

そういった場で、色々な意見とか聞くんですけども、やはり、雨の降った日の対応だとか、それが次の日になったり、また、2日後になったりとかいう、そういった場面もあるんですけど、仕方がない面もあるんですけども、やはりそういうものも、親御さんはどう考えているのかねという心配な、そういう声をかけてくれる地域の人もありますし、何かの形で何か、地域の人たちの意見を取り入れて、学校に、運営に対応出来るような何かがあれば、ちょっとは何か違ってくるのかなというような気もしますし、特に見守り隊とかについては、1年間通して、会合とかもないようで、学校からのそういう情報が得られないんだけど、どんななっているんだろうねっていうような声も聞くんですよ。

保護者や私たちみたいな立場には、色々FAXだとかって、情報が入ってくるんですけど、一般の人たちの中にはやはりそういう情報が入りづらいという場面も多々あるようで、年2回ぐらい会合開いてもいいんじゃないだろうかねっていうような声もありますので、その辺もちょっと今後検討頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長

(14時34分)

教育長。

●教育長

今、再度の質問ということで、先ほど、学校関係者評価委員会の関係を申し上げましたけれども、そのメンバーにその地域の人たちが入ることがより地域に根差した学校づくりというものに繋がっていくんでないかなというふうに思います。

どの程度入れるかというのは、ちょっとあれですけども、ここで一概には言えませんが、そういう地域の方も入れながら、そして、見守り隊もですね、どういうふうな形で入れるか検討しながら、そのメンバーの中で、構成していきたいなというふう

に思っているところでございます。

ご理解頂きたいと思っております。

●議長

(14時35分)

遠藤議員。

●1番

何年も前ですけれども、私が民生委員の役をしている時に、研修会に行った時なんです。

苫小牧の民生委員をしていた方です。

その学校では、地域で困り感のある子ども、問題のある子どもたちがいた場合には、その地域の人たちに声をかけて、そして、子どもたちを見守ってもらうというような活動をしていますというような報告がありました。

今現在で、やはり個人情報等そういったものもあるんですけれども、やはり、隠さず、ある程度地域の方に協力を頂いて、とても助かっていますというような意見もありました。

また、今後において、奈井江でも出来ることがあればまた地域の方々に掛け声をかけて、何かの形で協力を頂くということも可能であるのかなというふうに思いました。

地域の立場からの学校教育を評価してくれることで、開かれた学校づくりの推進をしていくものとも思いますし、特に、問題行動においては、教育委員会と学校との連携を十分に深めていってほしいなという思いがありますので、是非とも、今後において検討を頂きたいと思っております。

次に、4頁にある心身の健康の育成についてということで伺います。

児童生徒の体力や、運動能力の低下が懸念される中で、北海道教育委員会の体力向上支援プログラムの活用を用いて、子ども達がスポーツへの関心を深め、体力の向上が図られるよう努めていくとありますが、近年の児童生徒の減少もあり、特に中学生においては、部活動が維持できないという状況にもあります。

この部活動を通して得たことは、体力がついた、楽しさや、良き仲間ができた、技術の向上、精神や責任感が強くなった、また選手として活躍ができる、日々の生活が充実できるなどの声があります。

こうした状況を踏まえて、奈井江町の中学生の部活動の様子では、運動系では4つ、文化系では1つ、生徒全体では約75%の生徒が部活動に携わっております。

あとの25%は、帰宅部ということで家に帰ります。

帰宅する生徒の中には、好きな部活がないということで、帰る生徒がいるんですけれども、今後に向けて、生徒が主体的にやりたいクラブなど支援体制ができないのかというものを、また、教職員の協力の体制にも無理があるのであれば、地域の有力な人材の力をお借りするなどの手段があると思っておりますが、ここで2点お伺い致します。

1点目は、体力向上支援プログラムの内容について伺います。

2点目に、中学校における部活動の支援についてということでお伺い致します。

●議長
教育長。

(14時38分)

●教育長

遠藤議員の2点目の心身の健康の育成についてということで、1つは、体力向上支援プログラムの内容について、そして2点目が、中学校における部活動の支援についてということでございます。

1点目の子どもの体力向上のためには、子ども自身が目標を持って、運動を楽しみながら継続して行うことができるよう、また、望ましい生活習慣を確立することができるよう、学校、地域、家庭がそれぞれ役割分担を果たしながら、相互に連携し、一体となって、体力づくりを推進していく必要があるというふうに考えております。

そのため、町と致しましては、道教委が取り組むべきものの課題や、学校における体力づくり、地域における運動、遊びの機会の確保、家庭における生活習慣を示したものが、体力向上支援プログラムであります。

体力向上支援プログラムの内容と致しましては、学校では、子どもの体力・運動能力を把握するための体力テストの実施、体育授業の改善・充実、休み時間や放課後等を活用し、運動や外遊び、集団遊びなどをすることです。

地域では、子どもが、運動する習慣を身に付けることができるよう、教育委員会が主体となり、住民参加型のイベントの積極的な実施、冬の屋外での運動の活性化、家庭ではジョギングやマラソン、縄跳びなどを家族と一緒に取り組んだり、「早寝早起き朝ごはん」運動を実践して頂くよう取組の事例として示しているところであります。

次に、中学校における部活動の支援についてでありますけれども、現在、中学校の部活動の加入率は、今もお話あったように、約75%が部活動で励んでいるということでございます。

生徒の中には、新たな部活動を希望する声があるということであればですね、その声を教職員にしっかりと伝えて頂くことがまず大事なのかなというふうに思っております。

その上で、学校と子どもたちが十分話し合って頂くことが重要でないかなというふうに思っております。

その結果を踏まえて、学校側から部活動における支援要請が教育委員会の方にありましたら、教育委員会としては、その実施に向けて支援をして参りたいというふうに考えております。

そういう中で学校、教職員の指導者という問題も、必ずもその部分が100%ですね、教職員が出来るかという難しい面もあるかと思っております。

今、ご提案あったような形で外部の、地域の方がですね、その部活動を支えるような方がいらっしゃれば教育委員会としてもそういう方をお探しして、そして支援出来るものについては支援していきたいなというふうに考えておりますので、ご理解のほどをお願いしたいとお願い致します。

●議長

(14時42分)

遠藤議員。

●1番

特に中学生の部活動については、勝ち負けを争うものばかりじゃなくて、子どもたちの中では例えば美術が良かったりだとか、料理クラブが良かったとか、ひょっとしたら、剣道だとか、相撲だとかって、子どもたちの好みとかも色々あるんですけども、アンケートを取った中で、子どもたちのやりたいような、何かそういったクラブが推進されていけばいいのかなというふうに思いました。

児童生徒が毎日、明るく生き生きとして生活できるような、環境も考慮して頂ければ、教育推進にありがたいなというふうに思いますので、今後ともどうぞ、検討頂きたいと思います。

終わります。

●議長

以上で、遠藤議員の総括質問を終わります。

(14時43分)

(6. 7番笹木議員の質問・答弁)

(14時43分)

●議長

総括質問を続けます。

笹木議員。

(7番 登壇)

●7番

7番笹木利津子です。

先の通告に従い質問をさせていただきます。

北町長が、町政推進の軸としている町民の声を聞き反映させるという行政・町民が一体となった協働のまちづくりを目指しての構想に立ち、平成25年度「町政執行方針」が先般提案されました。

1年間にわたっての施策の中から、6点質問をさせていただきますが、これまでの質問と重複している所もあり、簡略な質問になろうかと思っておりますのでよろしくお願い致します。

始めに、生活環境の整備について2点お伺い致します。

公営住宅の整備では、年次計画に沿って本年度も宮村団地・みのり団地の修繕、黄金団地の解体が進められますが、町全体としての住宅施策として「奈井江町住生活基本計画」が策定されております。

まずその内容についてお伺い致します。

また、近年、高齢化等に伴い戸建の空き家が多く目立ちます。

商工会ホームページで紹介されていますが、それ以外にもかなり件数が増えているように思われます。

これら戸建の空き家対策について、今後の施策として、夏の雑草・冬の倒壊も含め、どのように取組まれる計画があるのかお伺い致します。

また、道路法の改正に伴い、町独自として立てた「条例」が提案されました。

この道路法が改正になった事で丸4年委託を受けていた夏季の道路維持・冬季の除雪業務に変更が生じないのか、お伺い致します。

●議長

(14時45分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

笹木議員のご質問にお答えして参りたいと思いますが、生活環境の整備ということで、1つ目は、公営住宅の整備での奈井江町住生活基本計画の内容についてということ、2つ目は、空き家対策を含めてでございますが、ご答弁申し上げたいと思います。

奈井江町では、平成16年度で計画期間を10年間と致しまして「奈井江町住宅マスタープラン」を策定致しました。

10年が経過する中におきまして、見直しの必要があり、以後10年の、住まい・住環境づくりの指針とすべく、「奈井江町住生活基本計画」を平成25年度に策定致します。

そこで1点目の公営住宅の整備における「奈井江町住生活基本計画」の内容であります。住生活基本法に基づきまして、奈井江町における住宅政策の目標、推進方針を定めながら、具体的な住宅施策を推進するとともに、住宅施策の基本となる計画と致しましては、行政、居住者、住宅関連事業者による住まいづくりのガイドラインの役割を担うものであります。

「住生活基本計画」では、主に持家や民間借家に対する施策を検討するものでございまして、公営住宅については、長寿命化計画に基づき、具体的な事業計画等を整理して参ります。

計画の作成にあたりましては、現在の町内の住宅事情の調査を行い、急速な少子高齢化の進展や、また人口・世帯数の減少、住宅需要の転換等の情勢を勘案しながら、若者や子育て世代が安心して暮らせるよう、時代や地域のニーズに配慮した計画を考え、策定して参ります。

次に、町の空き家対策の取り組み状況について申し上げます。

町と致しましては、平成23年度より、毎年、空き家の状況を把握し、文書等により冬季間の適切な管理をお願いしております。

平成23年で37件、平成24年では48件で、また平成19年より商工会と連携を

行いながら「ないえ住宅情報」と題し、町のホームページにおいて、民間のアパートや空き家、空き地などの情報提供を行って参りました。

毎年、固定資産税の納付書を発送する際にチラシを同封し、制度の周知に努めて参りましたが、現在まで9件の掲載希望がございまして、内8件が契約に至っております。

2点目の、「道路法改正に伴い、道路維持、除雪業務に変更があるのか」とのご質問でございますが、今回の定例会で提案しております道路の構造の技術的基準等を定める条例は、平成23年5月に「地域の自主性および自立性を高めるための、改革の推進を図るための、関係法律の整備に関する法律」、いわゆる地域主権改革第1次一括法が公布された後、平成24年4月に道路法の一部が改正され、これまで国の省令で定められていた道路の構造の技術的基準について、各市町村が自らの判断と責任によりまして基準を定める条例を制定することになりました。

条例の制定にあたっては、これまでの国の省令による基準を参酌し、国道や道道との整合性を勘案しながら検討を行ったところでありますが、北海道の地域性、豪雪地域でございまして、配慮しており、本町においては別の基準を追加する必要がないと判断されることから、現行の基準どおりとする条例の制定であります。

また、今回の条例では、道路を整備するための技術的構造基準を定める内容でございまして、道路維持、除雪業務に対しての変更が伴わないため、来年度以降も、今までと同様に維持管理を行って参りたいと考えております。

以上、答弁と致します。

●議長

(14時51分)

笹木議員。

●7番

今ほど3点のご答弁を頂きました。

なかで1点、戸建の空き家について、もう一度伺いたいと思います。

近年、私の家の地域でも大変戸建の空き家が増えてきております。

なかに、不動産会社とかが入れば、情報も入ってきますけれども、家が欲しい方、また家売りたい方の情報を町として提供、広報も含めてですけれども、することで人口増、定住対策、そして先ほども申し上げた、雑草、倒壊、それらの解消にも繋がる大事な施策だと思っておりますので是非取り組んで頂きたいと思っておりますが、この点について、再度、町長にお伺い致します。

●議長

(14時52分)

町長。

●町長

今のお話しですが、戸建住宅についてですが、空き家が増えてきているということも含めて、私どもとしては、常にそれをやっております。

ご存知かと思いますが、もし抜かりがあれば、今後十分気をつけながら、きちっとした対応をしていきたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

●議長

(14時52分)

笹木議員。

●7番

町の方では情報提供しているということですが、現実問題、家を売りたいんだ、気持ちはあるんだけど、どのようにしたらいいのかという悩みの相談というんですか、空き家をそのままにしているという状況も、町内の方で知人の方にもいらっしゃいます。

ですから、全部すべてということには、なかなかならないかもしれませんが、町民の方また口伝えでも町外の方でも奈井江町にこういう空き家があるよということで、売買は当事者同士がすることですから、本当に広く広報して頂いて、できれば奈井江に住んで頂ければいいなという思いで今質問させて頂きました。

次に、エゾシカ対策についてお伺い致します。

有害鳥獣になるエゾシカの被害が、農林業を含め甚大になっている事は皆さんご承知の通りかと思えます。

多くの機関が被害を減少させるため施策を実施していますが、なかなか成果に繋がらないという状況です。

奈井江町においても取り組みをされている所ですが、ここでも高齢化などが要因で、狩猟免許を取得されている方が減少しております。

現在、奈井江町に狩猟免許取得者が何人いらっしゃるのか。又、狩猟免許取得の推進策についてお伺い致します。

●議長

(14時54分)

町長。

●町長

2つ目のエゾシカ対策についてでございますが、狩猟免許取得者の減少、高齢化が進行し、先ほどの大矢議員の質問にもお答え申し上げました通りでございます。有害鳥獣駆除に対する協力を得ることが非常に難しくなっている実態があります。

当町の有害鳥獣駆除をお願いしている狩猟免許取得者については、2団体22名でございます。平均年齢51才となっております。

全国的な狩猟免許取得者の減少を受け、国では、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」の改正を行いまして、市町村の鳥獣被害対策の「実施隊」である従事者等については、銃刀法に基づく猟銃の所持許可の更新等における「技能講習を免除する」こととしております。

また、平成20年度からは、市町村の有害鳥獣駆除に係る「実施隊員」であります場合に、道税である狩猟税の軽減、2分の1が受けられる措置も実施されております。

本町においても、農業被害の軽減を図るため銃器による有害鳥獣駆除は重要であり、狩猟免許取得者に引き続き活動して頂くことが必要と考えております。

そのため、平成25年度より「奈井江町鳥獣被害対策実施隊」を新たに設置させて頂きまして、この実施隊員となることで受けられる、各種メリットを狩猟免許取得者の皆さんに活用して頂けるよう進めて参りたいと考えております。

なお、平成22年度から実施しているわな免許取得に係る講習会の周知や、協議会における平成23年度から実施している、わな免許取得に係る予備講習費用の助成については、引き続き実施するなど、農業者等による免許取得についても推進していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(14時57分)

笹木議員。

●7番

先ほどの大矢議員との質問とも重複して申し訳なかったんですが、ちょっと新聞記事を目にしました。

人材育成ということで載っております、銃猟を担う人材育成ということですね。

ここで、豊頃町それから沼田町の例が出ております。

今ほど、町長のご答弁の中にも若干あったかと思うんですけども、豊頃町の例ですと、第1種銃猟免許を取得するための銃器の購入費、それから、免許試験予備講習料、また、医師診断料などに対する町の助成が費用の約半額にあたる25万円、それからこの助成を受けて免許を取得したのが1999年から11名取得しているということでもあります。

また管内の沼田町ですけれども、ここでは、国の助成を活用して、免許を取得経費やわなの購入費を補うことによって、農業従事者の自衛を後押しする。

私この言葉がすごく、ちょっとひっかかったんですね。

町内の農家200人のうち、わな免許を35人が持つ、沼田町です。

シカの食害が深刻な農家は、ほぼ全員が免許を持っている状態になったということです。

この他にも沼田町では、止め差しを担うハンターに1頭6千円の補助、また自治体を仲介役にですね、自衛を図る農家の負担を軽減しているということでもあります。

あくまでも自治体の支援が前提になるんでしょうけれども、農業従事者の方の自衛を図っていくための推進という観点について、奈井江町としてはどうなのか、また町長もご見解がありましたら伺いたいと思います。

●議長

(14時59分)

町長。

●町長

今、豊頃町と沼田町の事例が紹介されましたけれども、私どももそのことを承知致しております。

いずれにせよ、今後の取り組みはやはり積極果敢にやっていると、大変なことになると。

自治体も我々も深刻に受け止めているところがございますから、今後とも色々な面で国の助成はもちろんのことですが、町、自治体としてどのようにするかということも含めながら、住民の総意も含めながら検討して参りたいとこういうふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

●議長

(15時00分)

笹木議員。

●7番

それでは次の質問に入ります。

次に、企業との情報交換と町の対応について、お伺い致します。

今、国としても景気の回復に向け、多くの施策に予算措置され、今後の期待はありますが、地域の雇用や景気回復に影響を感じられるまでには、かなりの時間がかかると思われれます。

町内立地企業においても、鋭意努力され町にとっても大きく貢献されている所ではありますが、一方、ここ数年の景気低迷に影響を受け厳しい経営を余儀なくされている企業が多くあります。

このような厳しい経営の企業にこそ、情報交換の必要性を感じます。

このような企業の掌握、また情報の交換を、町としてどのように取組まれているのか、お伺い致します。

●議長

(15時01分)

町長。

●町長

商工業の振興ということでございますが、企業との情報交換に対する質問でございますが、当町の工業出荷額について申し上げておきたいと思いますが、空知管内で岩見沢、砂川両市に継ぐ第3位でございます、町では、トップの位置でございます。

企業の取り組みが、雇用や定住対策など、まちづくりに深く関わっているところでございます。

こうした背景から、町内企業を定期的に訪問し、企業の経営状況をはじめ、今後に向けての投資計画、更には、各企業と関わりのある業界を含めて、様々な情報を得ながら、

懇談を行っているところであります。

また、企業側からも、直接役場に訪問を頂いて、情報交換をする場合もございます。

今年度においても、昨年6月と12月に、北海道住電精密、釜屋電機、北光電子など5社を訪問しております。

また、一昨年は、太田精器ももちろん行っておりますし、こうした企業、事業所との関わりについては、議員のご質問にあるとおり、その規模や投資に関わらず、様々な視点からの対応が必要と考えております。

地域経済を支える、小規模事業者の皆さんとは、年末年始を始めと致しまして、1年を通じて、商工会関係者、そこに属する青年部、女性部、あるいは、建設協会や建築士会など、幅広い組織、団体の会合にも出席をさせて頂きながら、膝を交えて、各業界、事業所などから、近況をお伺いし、また町の姿勢についても、お話を申し上げるなど、日々情報の交換に努めているところでございます。

円安・株高が進むなど、国の経済状況も雰囲気として、明るさが出てきたと報じられておりますが、地域の経済において、この状況を実感するまでには至っておりません。

今後も、立地企業、事業所、それぞれが持つ経営意欲を尊重しながら、町と致しまして可能な支援を続けて行くために情報交換等を継続するとともに、自治体で対応できない地域経済の振興策については、国に対しても要請して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいとお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(15時03分)

笹木議員。

●7番

企業をおこされているのは、それぞれ皆さんが経営のプロであります。

ですが、厳しい状況下のもとですね、今、経営に対しての、本当に行政が持っている知識をアプローチするだとか、時には励ましてもよからうかと思えます。

何より、町として、それぞれの企業の把握をすることが、大事なことじゃないのかなと私は思っております。

今ほど答弁頂きましたけれども、幅広くですね、そして、細やかな対応をそれぞれの企業にお願いしたいと思えます。

次の質問に入らせて頂きます。

次に、子育て支援の充実についてお伺い致します。

フッ化物洗口事業が、平成21年、道の条例制定と共にスタートされ、奈井江町においては、昨年より幼稚園・保育所の年長児を対象に実施されております。

本年度から小学校まで拡大されますが、「歯の健康づくり事業」の内容についてお伺い致します。

この中で、安全性のとり方については、先程の教育長のご答弁で理解を致しましたが、対象が子どもでありますから、十分な配慮をお願いしたいと思えます。

また、この事業に対して若干の費用が計上されていますが、費用の面がどのようなになっているのかお伺い致します。

子ども子育て支援会議で予定されている構成メンバー、内容については、先程の三浦議員のご答弁で理解をさせて頂きましたが、特に、この会議設置後に期待される効果について町長のご見解をお伺いしたいと思います。

●議長

(15時05分)

町長。

●町長

笹木議員の子育て支援の充実ということでございますが、国が定める「フッ化物洗口ガイドライン」並びに北海道が制定致します「歯・口腔の健康づくり8020（はちまるにいまる）推進条例」に基づきますフッ化物洗口事業につきましては、子供たちが、将来にわたり、健康で丈夫な歯を保つうえで、大変効果が高い事業であると認識しております。

道内の普及状況につきましては、昨年12月末日現在でございますが、179市町村のうち126の市町村が既の実施しております、19の市町村が、北海道から重点推進地域として指定を受けるなど、道内各地で更に事業が拡大しております。

本町におきましても、第5期のまちづくり計画並びに健康づくり計画において、「歯の健康づくり事業」を位置づけ、現在進めております乳幼児期の「フッ化物塗布歯科検診」とともに、推進するものであります。

昨年9月より、保育所、幼稚園の年長児を対象に、フッ化物洗口事業を進めておりますが、本年4月から対象者を小学6年生まで拡大し実施致します。

実施にあたりましては、小学校の場合、学校歯科医の指示によりまして、学校薬剤師が薬剤の調製を行い、学校の担当者は、調製された薬剤を溶解用タンクを用いながら、水道水に溶解させ希釈し、所定の濃度の洗口液となるよう調製します。

そして、溶解タンク中の洗口液を学級ごとに分注ポンプに移し、1回当たり、10ミリリットルを分注ポンプから一人ひとりのコップへ、洗口液を注ぎ、週1回、各担任の先生の監督・指導のもと、合図とともに一斉に、約1分間うがいを実施します。

1分間が経過したら、うがいを止め、各自のコップに吐き出し、ティッシュ1枚をコップに入れまして、そのまま所定のゴミ袋に捨てて終了となります。

なお、保育所、幼稚園の場合は、1回当たり7ミリリットルで、週5回実施します。

以上が、フッ化物洗口事業の実施内容ですが、事業の費用につきましては、フッ化物の薬剤希釈用の容器については北海道及び北海道教育委員会から支給されており、費用はかかりません。

また、その他の紙コップ、分注ポンプ等、消耗品など、小学校においては新年度予算で10万4千円計上しております。

保育所、幼稚園については、使用するコップを各自持参頂いております、消耗品等は予算計上しておりません。

実施にあたっては、国や北海道が定めるガイドラインを遵守し、学校関係者、保護者の皆さんなどの理解と協力のもと進めて参りたいと考えております。

なお、期待する具体的な効果についてはありますが、今回の計画策定にあたりまして、国の指針はもとより、本町における子育て支援をどのように取り組むべきなのか、極めて重要なものであります。

子ども・子育て会議において、子育て世帯や保育所、幼稚園関係者、ボランティアなどから幅広い意見・要望を聞くことができ、ニーズ調査と合わせて、現在実施していません事業の評価や、求められる施策など、現場の声を的確に反映できるかが大切であり、子育て支援の更なる充実を図ることが、期待する効果をもっているところでございます

以上、答弁と致します。

●議長

(15時10分)

笹木議員。

●7番

只今のご答弁で理解をさせていただきました。

次に、健寿苑・やすらぎの家ボランティア推進事業について、お伺い致します。

この「ボランティアポイント制度」は、平成21年から昨年まで提案をさせて頂き、新年度いよいよ実施されることになり、大変嬉しく思います。

思えば私が健寿苑ボランティアに始めて参加したのは20年以上も前になり、入所者との話し相手ボランティアでした。

家族の事、自分の半世紀、時にはご主人との馴れ初めと、訪問するのを待っていて下さった入所者の方も高齢になり、介護度数も進み、お話を聞かせて頂く事も出来なくなった現状です。

合わせて、ボランティアメンバーも高齢化により、人数の減少で維持が難しい状況を目の当たりにし、新しい施策によりメンバーの増員、特に町民の社会参加を目的として、提案をさせていただきました。

町民参加の啓発については、今日まであらゆる啓蒙・啓発の努力を進めて頂いた結果の今回の施策の決定だと認識しております。

そこで今回予算計上されております事業内容について4点お伺い致します。

1点目に、登録方法の周知について。

2点目、活動内容をシーツ交換・布きりに限定した理由について。

3点目、実施期間を本年4月から2年間と定めた根拠について。

4点目、ポイントの付与額の設定について。これについては、活動時間30分に1ポイント、同日4ポイントの上限、計算すると1時間500円、半期最高ポイントで2万5千円になります。

全国での実施状況を見ますと、おおむね年間の限度額が5千円程度になっております。今回の実施にあたり、特にポイントの付与額について、施策に対しての大きな期待を

込めてとの思いが伺えますが、以上4点について町長のご見解をお伺い致します。

●議長

(15時13分)

町長。

●町長

笹木議員の医療介護施設の充実ということですね、ボランティアを含めまして、意見を含めまして、質問があったところでございます。

健寿苑、やすらぎの家ボランティアは、町民と共に高齢者を支えて行くという目的により、開設以来、多くの町民の皆さん方のご理解とご協力による様々な活動を頂き、施設運営を支えて頂いております。

このことを大切に、これからもボランティア活動が必要と考えております。

そこで、新年度からポイント制を導入した、新たなボランティア事業を始めようとするものですが、1点目の登録方法の周知についてでございますが、広報ないえへの掲載、各施設、ボランティアグループへの周知、依頼があった場合、行政区や老人クラブ等の各団体への紹介等を進めたいと思います。

2点目でございますが、活動内容、シーツ交換と布切りに限定した理由につきましては、現在、計画的な作業として活動を頂いているシーツ交換、布切りについては参加者が年々減少していることから、まず今回の事業により、一人でも多くの参加者が募り、進めていきたいと、こういうふうを考えているところでございます。

3点目については、実施期間、本年4月から2年間と定めた根拠につきましては、今回新たにポイント制を導入した活動であり、この内容についてまた今後のボランティア活動の取り組みなど、ご意見やご要望等を聞きながら、その中で広く、検証を進めながら、将来、地域住民同士の支え合い、ネットワーク作りに繋げていくことの切り札として実施したく、この2年間の中で取り組んで参りたいと考えております。

4点目のポイント付与額設定についてでございますが、活動時間30分ごとに1ポイント付与致しまして、半年間の合計により、商品券に交換致します。

設定区分については10ポイント～100ポイントまで、10段階に区分致しまして、2,500円～25,000円までとなっております。

先ほど、1時間500円といたしましたが、1時間1千円ということでございますので、ご理解を頂きたいと思う次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(15時15分)

笹木議員。

●7番

実は、このポイント付与額については、私も知った瞬間大変驚きまして、今ほども申し上げました通り、全国でずいぶんこの事業、施策も実施されているんですが、大体、

限度額が、年間通して、様々な付与方法はありますけれども、5千円ぐらいが上限ぐらいで全国でやっています。

今回、奈井江町の新規事業、半期2万5千円ですから、1年間本当に本当に頑張ってお下さって、今までも頑張ってお下さっては来たんですけども、本当に相当額の金額になるということで、実は驚きました。

と、同時に、本当に町民が今回の事業を通して、まだまだ拡大していくでしょう、本当にボランティア活動に進んで参加するための啓発のためと捉えた時に、町長本当にこの今回の新規事業に対してものすごい思いがあるんだろうなというふうに私自身はこの額を見てですね、まずもって驚いたのと同時に、そういうふう感じたんです。

それで、ただですね、実施をこれからしていくにあたってですね、望まれることとして、望むこととしてですね、私もボランティアに、中に入っている部分がありますので、まず、周知啓発に関しては今ほどお話ありましたけれども、現在在籍しているメンバーの方の理解のもとで、新しい方が参加しやすい施策になること、これ、大変重要だと思うんです。

今までも行政としてもものすごい啓発活動に頑張ってお下さいました。

でも、なかなか人数が増えていかないという現状がありました。

そんな中で、今回この施策に本当に新しい方が、初めての方が参加しやすい体制を是非作って頂きたいということと、またポイント制ですけども、これを設けられることによって、偏らないですね、バランスの良い参加体制が組まれる、これ大変重要なことだと思うんです。

大方、女性の世界です、ボランティア活動というのは。

特に、やすらぎ、健寿苑のボランティアというのは、大方が女性での方ですので、私も女性ですけども、なかなか難しい、部分があるんです。

それで、本当にバランスの良い参加体制を、上手に組んでいくことが長く一人の方に、長く続けていって頂ける大きな要因になろうかなと思うんですが、この点に関して町長いかがでしょうか、お伺い致します。

●議長

(15時19分)

町長。

●町長

今、笹木議員から意見も交えて、お話がございました。

私も何回か見に行ってます。

そして、皆さんの頑張りを体で受け止めてます。

そして、その中で参加している人が段々段々少なくなっていることを、細まっていくということもよく承知している。これはどういうふうに打開するかと、どういうふうに切り札として、やっていかなければいけないかということも含めて、やはりボランティア、基本はボランティア活動ですが、何らかの形で、まさに励みになるような、こういうことですね、大切だなと、こういうことで、このポイント制を考えます。

そして、担当と十分相談して、何回も行ったり来たり、議論をしながら、今日に至っているわけです。

そして、その中で、ポイント制というのは、奈井江町にかえってくる。

商品券。

これが非常に大事なことです。

このことも含めながら、今回、私は担当と議論を重ねながら、今日に至っている、思いが深い思いがある、ということでございます。

フィンランドもそうでございますが、フィンランドもボランティア活動盛んでございますが、ただ、基礎的にはきちっと、有償ボランティアが殆どでございます。

そういう意味で、これが全国に広がりがあればと、こういう思いの中で今日に至っている。

ただ、限定的なものがあります。

シーツ交換と布切りと。

しかし、これが議論をし、実施する流れの中で、また考え出すことも、出てくるだろうと、こういうふうに思いますので、ご理解を頂きたいと思います。

以上でございます。

●議長

(15時21分)

笹木議員。

●7番

本当に今回のこの施策ですけれども、新しい新規事業として、町民の皆さんに本当に幅広く皆さんに親しまれるといたらおかしいんですけども、ボランティアの制度に繋がっていけばいいなというふうに私自身も思っております。

最後の質問になります。

障がい者支援についてお伺い致します。

「おもいやり明日へ」をスローガンとしているわが町において、障がい者総合支援法へと法改正があり、全国に先駆けて「奈井江町おもいやりの障がい福祉条例」が制定されます。

この町に住む私達一人ひとりが、わが事と捉えていきたいものです。

そこで、障がい者施設の物産品等の支援をするための助成とありますが、どのような助成になるのか内容についてお伺い致します。

●議長

(15時22分)

町長。

●町長

福祉の充実ということでのご質問でございます。

障がい者支援施設の特産品等の支援助成について、予算支援なのか、人的支援なのか

を含めてだと思いますが、町内における、障がい者支援施設内において、北海道拓明公社では、入所者の日中活動の一つとして「ほうき」や「革製品縫製」などを手がけておりまして、「障がい者施設ないえ」においては、就労支援事業として、リサイクル活動のほか、全道の品評会において優秀な成績を収めています「しいたけ」を生産・販売をしています。

これは、各障がい者支援施設において、利用者が自立した社会生活や日常生活が営むことができるよう、就労の機会を提供すると共に、その活動を通じて必要な訓練を効果的に行うもので、それぞれ、販売された利益が施設利用者の工賃となるものでございます。

しかし、各施設や利用者が日々苦勞しても、月額の工賃については、1人当月額7千円から8千円程度にしかならないのが現状でございます。

このことは、北海道内においても同様の悩みを抱えておりまして、どのようにして利用者の工賃や賃金を引き上げ、自立を促すかが大きな課題となっております。

施設で取り扱っている製品につきましては、奈井江町の立派な特産品でもあり、販売を促進することで、利益が上がり、利用者の工賃改善が図られるよう支援をして参りたいと思っております。

内容と致しましては、各施設において作成されるパンフレットやチラシ、旅費などのPR経費のほか、販売に関する経費の一部を助成することで、販売促進・販路拡大に繋げたい。

また、助成制度と関連して、町の施設や各種イベントにおいても、積極的な参加、場所の提供を進めるとともに、障がいのある人との交流が進み、理解が深まることも期待するところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(15時25分)

笹木議員。

●7番

只今の質問は理解をさせて頂きました。

以上、質問させて頂きましたけれども、新年度執行方針、これにのっとり私たちも住みよい奈井江町づくりのために努力をして参りたいと思っております。

ありがとうございました。

●議長

以上で、笹木議員の総括質問を終わります。

(7. 6番森議員の質問・答弁)

(15時26分)

●議長

引き続き、総括質問を続けます。

森議員。

(6番 登壇)

●6番

お疲れのところ続行して頂き、ありがとうございます。

最後の質問者となりましたので、もう少し時間を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

私は、今回、第1回の定例会に対しまして、町長の町政執行方針に対しては、大綱1点、教育長の教育行政執行方針に対しても、大綱1点の質問を致しますので、よろしくお願ひ申し上げます。

最初に、町長に質問を致します。

町長は、町政執行方針の2頁のところ、今年、町村の取り組みとしては全国でも初となる「奈井江町おもいやりの障がい福祉条例」を制定し、奈井江町にふさわしい基本理念、目標を明らかにし、障がいのある人とない人が、共に安心して暮らすまちの実現を目指して参りますと書いてあります。

北町長は、町長に就任の時から健康と福祉のまちづくりに取り組まれており、特に、平成8年4月から、障がい者に活動の場を提供するのに、地域交流センター、道の駅に活動の場所を提供するなど、住民福祉に多くの政策に取り組まれており、福祉条例の制定はまさしくこのことを補完していくことになると思ひますが、まちづくり自治基本条例の第7条の第4項で、障がい者が地域社会の一員として、まちづくりに参加できるようにとあります。

この自治基本条例の中でも十分に福祉政策を展開できると、私は思ひますが、福祉条例では、こころの入った政策を目指して具現化していくことになっていくのかどうか、この点について、まずお伺ひします。

合わせて、生かした福祉条例にするには、町民にも充分、条例の意味を理解してもらうことが必要なのと、協力と連携が必要ではないかと思ひますが、この点についてもお伺ひします。

よろしくお願ひします。

●議長

(15時28分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

森議員の質問、おもいやりの障がい者福祉条例についてでございます。

まちづくり自治基本条例との関係につきましては、おもいやりの障がい福祉条例を制定するにあたり、私の考え方の大きな一つに、子どもから高齢者、障がいのある人、全ての町民は平等であることが基本的な考え方であり、それぞれが、地域における役割を担いながら、理解を深め協力すること。

障がいに対し区別することなく、人権を尊重し合うこと。

地域の対等な一員として、あらゆる分野の参加を目指していかなければなりません。

そのためには、障がいのある人の自立を促すことが大切であると考えています。

今回の条例につきましては、「まちづくり自治基本条例」におけるまちづくりの原則であります、情報共有、町民参加、協働、及び人権尊重を基とし、これらの考え方を引き継ぎ、具現化するものでありまして、自治基本条例第7条で規定しています、障がいのある人も対等な一員として、まちづくりに参加することはとても重要であると考えております。

障がいのある人が、地域社会の一員としてまちづくりに参加する機会を得て、町と町民が共に支えあう福祉のまちづくりでなければならない。

今ほどお話ございましたように、町民の理解、協力が必要だと、全くその通りでございまして、町民の理解を深めながらですね、より一層、この条例を含めて、諸施策が理解を深まるよう、努力して参りたいとこういうふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

2点目と致しまして、協力と連携の取組みにつきまして、1つは、障がい者自立支援協議会において、障がいのある人や障がい者施設に対する誤解や偏見から、道に迷っていたら不審者と思われた。あるいは、精神障がいと聞いただけでイメージが悪いなどの話があり、これらは、障がいに対する理解不足からくるものと考えておりまして、お互いに交流を進め、理解を深めるための協力が必要と考えております。

パンフレットの作成や障がい者について考えるフォーラム開催などに取り組んで参りたいと考えております。

また、障がい者施設で扱う製品を積極的に購入して頂くことも支援に繋がるものと考えております。

今一つは、障がいのある人の就労の現実是非常に厳しい状況にあります、自立を促すためにも、雇用・就労への支援が大切になります。

そのために、事業者の協力を得て、雇用・就労を促進するために一定の助成を行うこととしております。

このように、暮らしやすい地域づくりのためには、様々な支援と地域住民の理解と協力が必要であります。

そのためには、障がい者施設はもとよりでございますが、地域、事業者、相談支援事業所などの連携が重要であり、町と障がい者地域自立支援協議会が中心となりまして、取組みを進めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

この別のまた新たな質問の時かと思いましたので、大変申し訳なく存じます。

以上、答弁と致します。

●議長
森議員。

(15時33分)

●6番

今ほど、町長から答弁頂きましたことで、大変理解は致しますけれども、今の町長の答弁の中で、本当に協議会を通じて、町民との理解を得るんだと。それから障がい者を就労支援をしていくというお話がございました。

本当に、今、障がい者に対して、町民との理解が必要だと私自身も思いますし、その部分を十二分、地域の町民にやっぱりお話をしながら、理解して頂くことは大切なことと、今、町長の方から、就労支援をしていくということですので、そのことは大いに期待するところでもあります。

今、障がい者、本当に全てが就労出来るわけではないんですけれども、就労したくてもなかなか就労場所がないと、働く場所がないと、たまにあっても、本当にパートだとかそういった所しかなくて、またパート賃金も差別化されているような見方少しあるのかなという、私自身感じているところでございます。

そういったことで是非とも就労も支援して頂くのと、それから、今言ったように、障がい者が地域の中に入っていくんですけれども、その入っていく時に、地域住民との本当にお話し合いのコンセンサスも作って頂きたいと思います。

よろしく申し上げます。

続きまして、教育長の行政執行方針について質問致したいと思っております。

教育長の執行方針の1頁のところ、教育委員会と致しましては、本教育ビジョンの目標達成に向けて、家庭・学校・地域が、それぞれの役割を果たしつつ、一体となって、地域ぐるみで子どもたちの育みを支える教育、子どもの成長を地域全体で支える教育を推進して参りますとあります。

そのところでお伺いします。

近年、核家族化の中、家庭や地域の教育力が著しく低下しているのを感じているのは、私だけではないと思っております。

このような時こそ教育委員会の果たす役割は重要ではないかと思っております。

家庭や学校との連携や地域との連携が特に重要になってきているのではないかと思います。

教育委員会と致しましては、とりわけ学校との連携は信頼関係があつての連携が必要と思っております。

私だけかも分かりませんが、最近学校との信頼関係が薄らいで見えるような気が致しております。

私は、より一層緊密な連携が必要と思いますが、具体的に連携に向けてどう取り組まれていくのか、この点についてお伺いします。

合わせて、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たしつつとありますが、教育委員会が思っておられる、それぞれの役割とは、具体的にはどのように考えておられるのか

この点についても伺います。

●議長

(15時36分)

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

森議員の学校教育の連携についてということで2点の質問でございますけれども、第1点目の家庭・学校・地域の連携に向けた具体的な取り組みについてということでございます。

子どもの成長にとって、生活時間の多くを占める家庭と学校の教育、そして両者の連携・協力は極めて大切であると思っております。

連携の基本としては、学校はそれぞれの子どもたちの家庭での教育についての考え方、実態などを理解して学校での指導に生かすこと、保護者は学校に対する要望を伝えると共に、学校の指導方針を理解し、協力することであると考えています。

そのために、教育委員会と致しましては、新年度において、先ほども申し上げましたが、学校に関係する保護者や地域の方々が、一緒になって子どものことを考え、それぞれの立場、視点から意見を出し合うことで、よりよい学校を作るために、新たに「学校関係者評価委員会」を小学校と中学校にそれぞれ設置する考えであります。

また、子どもたちの安全を地域で守るという意識を高めるため、「あいさつ運動」の啓発用看板を設置し、地域であいさつの輪を広げる取り組みを、家庭、学校そして地域が一体となって、一層活発に展開が図られるよう努めて参りたいというふうに考えているところでございます。

このあいさつ運動をさらに広めていきたいと、取り組んで参りたいということでございます。

2点目の家庭・学校・地域の役割について、家庭教育の重要性は言うまでもありません。

「教育の原点は家庭教育にある」と言われております。

子どもにとって家庭は、日常生活の多くの時間を過ごす所であり、家庭の果たす役割は大きなものがあると思います。

しかし、家庭の役割を考える場合、様々な家庭が存在することを念頭におく必要があると思います。

その点を認識した上で、子どもたちの生活習慣や学習習慣の定着が十分でない等の課題にしばって、その課題を家庭でどのように取り組んでいけばよいのか、私ども教育委員会や学校が、意識的、継続的に伝えていくことも重要でないかなというふうに考えております。

学校の役割については、家庭、地域からの要望を受け止め、教育活動に限らず、子どもたちに関わる様々な活動を行うことが、家庭、地域から信頼を得られるものと考えて

おります。

学校における教育によって学力を身に付けるための方法、また、児童生徒が直面している課題などを、家庭、地域に示し、それぞれができることは何かを話し合っていくことも大切であると考えております。

話し合いを通じて、学校、家庭、地域それぞれの役割を明らかにし、連携して子どもの教育を行って参りたいと考えております。

そして、地域は、子どもの日常の生活の舞台であり、豊かな人間性を育む場でもあります。

子どもに、ふるさとの良さを実感して頂くことは、地域の果たす大きな役割であるとの考えから、職場体験や農業体験など、各種体験活動を継続して、子どもたちに提供することや、「あいさつ運動」を盛り上げていくことも大切なことであると思ひ、このような事業を取り組んで参りたいというふうに思っておりますので、ご理解を頂きたいと思ひます。

●議長

(15時40分)

森議員。

●6番

私の質問、先ほど質問させて頂きました信頼関係という部分なんですけれども、私は信頼関係が薄らいで見えるという表現をさせて頂きました。

このことは、一つ例を取って申し上げますと、先ほど、昨年は教育ビジョンを策定、その前に、それぞれ、学校やら先生やらのアンケート、家庭からもアンケートを頂いているんですけれども、学校の先生のアンケートを回収するにあたり、70%しか回収できていないんですよ。アンケート。

本当に学校の先生方が子どもたちを真剣に思うなら、100%のアンケートの、地元の先生なんですから、回答率があってもいいのかなという思いがするところです。

そういうところが一つ薄らいでいる点と、もう一つ、今、私たち、奈井江の中では、みんな、子どもたちを地域で見守ろうということで、なえっ子見守り隊がありますけれども、それに対して、登録は四百何名ですか、登録されているんですけれども、本当にしたら、登録している人が全くなえっ子見守り隊のステッカーもあるんですけども、貼っているとは言いませんけれども、せめて学校の先生はステッカーぐらい、自家用車で来ている人は多分沢山いると思うんですけども、あまり学校の先生でそういうステッカーを貼っているのは、私からすると見られないんですよ。

そういうところ一つとっても、じゃ、教育委員会の方から、そこまで指導するのがいいのかわかりませんが、信頼関係、ちょっと薄らいでいるのかなという見方を、私はさせてもらってます。

是非、そういったところから、我が町の教育の目標、学校の先生に指導していくのは、教育委員会だと思ひますので、是非、そういったことも含めながら、今後とも強い意志のもとで、学校の先生方にも指導して頂きたいし、それから家庭にもやっぱりそれぞれ

の役割、今、言われてましたように、あると思います。

それから地域でも役割は当然あると思いますので、そういったところにも強くお願いしていくということが私は必要かと思っておりますので、もう一度その点について教育長のお考えをお聞きしたいと思っております。

●議長 (15時44分)
教育長。

●教育長
今ほど、森議員の方から教師の役割の中で、どうなんだというようなご質問があったと思います。

この関係を指導する教育委員会として、そのことを重く受け止めながら、今後の指導、学校指導、教師、それから校内研修に向けて、努力して参りたいというふうに思っております。

ご理解頂きたいと思っております。

●議長 (15時45分)
森議員。

●6番
今、教育長から答弁頂きましたように、強い意志をもって教育行政にあたって頂きたいという思いの中で、質問させて頂きましたので、よろしくお願い申し上げます。
以上、質問を終わります。

●議長
以上で、総括質問を終わります。

閉会

●議長
おはかりします。
議案調査及び予算審査特別委員会開催のため、3月9日から3月14日までの6日間を休会としたいと思っております。
ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

3月9日から3月14日までの6日間を、休会とすることに決定しました。

以上で、本日予定した議事日程を全部終了しましたので、本日は、これで散会と致します。

なお、15日は10時00分より会議を再開致します。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

(15時46分)

開会

●議長

皆さん、おはようございます。

第1回の定例会最終日となりましたが、出席大変ご苦労さまです。

只今、出席議員10名で定足数に達しておりますので、会議を再開します。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、6番森議員、7番笹木議員を指名致します。

日程第2 14議案一括報告

●議長

日程第2

議案第21号「奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

議案第22号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」

議案第29号「奈井江町鳥獣被害対策実施隊設置条例」

議案第23号「奈井江町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに嘱託手当等に関する条例の一部を改正する条例」

議案第25号「奈井江町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」

議案第30号「奈井江町交流プラザみなクルの設置及び管理に関する条例」

議案第31号「石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建設事業）に対する支援に関する事務の委託について」

議案第8号「平成25年度奈井江町一般会計予算について」

議案第9号「平成25年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」

議案第10号「平成25年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」

議案第11号「平成25年度奈井江町下水道事業会計予算について」

議案第12号「平成25年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」

議案第13号「平成25年度奈井江町老人保健施設事業会計予算について」

議案第14号「平成25年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算について」

14の議案を一括議題とします。

14の議案については、予算審査特別委員長より、審査報告書が議長に提出されておりますので、事務局長に報告させます。

事務局長。

●事務局長

(審査報告書) 朗読

●議長

予算審査特別委員長の細部報告について、発言を許します。

予算審査特別委員長、9番鈴木議員。

(9番 登壇)

●9番

皆さん、改めまして、おはようございます。

それでは、私の方から今ほど申し上げました、局長からの報告と重複しないように、申し上げたいと思います。

予算審査特別委員会で付されました意見要望をご報告致します。

国の財政再建を目的とした三位一体改革により、市町村の地域間格差が拡大し、厳しい財政運営を強いられました。

このような状況から、他の多くの自治体と同様に、本町では国に先駆けて、給与の独自削減をはじめ職員定数の見直し等、更には町民のご理解をいただきながら各種施設の利用料等の行政サービスの見直し等、痛みのある行財政改革に早くから取り組んできたところであります。

特に今年度は、職員費2.5%の削減を2年延長し、その影響額は、一般会計、特別会計、企業会計合わせまして、総額3,300万円となり、財政の健全化に大変ご努力をいただいておりますことに心より敬意を表するところであります。

また今月初め、本道を襲った記録的な暴風雪は、道東や道北を中心に9人の尊い人命が犠牲となり、畑作用ビニールハウス、農業倉庫の損壊など甚大な被害をもたらしたことに心よりお見舞いを申し上げます。

今般の暴風雪では、多くの車が立ち往生し痛ましい事故が相次ぎ、特に通行止め等の道路規制では、道道と市町村道の連携のあり方が大きな課題になったとの報道がありました。

本町は、道道と町道の一体管理を行なっていることから、過去において、道道奈浦線を町独自の判断で通行止めにしたなど、一体管理の有効性を実現できたところであります。

暴風雪は、局地的に大きく変化することから、この広い北海道では、地元自治体の情報と判断がいかにか重要かを改めて感じているところであります。

それでは、主だった会計の意見要望を申し上げます。

「一般会計予算」では、1つ目として、「障がい者支援」についてであります。

本年度予算では「障がい福祉就労・自立支援補助金」が新たに計上されました。

全国に先駆けて上程された「奈井江町おもいやりの障がい福祉条例」にあるように、障がい者の自立を促し、「障がいのある人もない人も共に住み慣れた町で分け隔てなく安心して暮らすことの出来るまちづくり」の第1歩となるものと大いに期待するところでもあります。

2つ目として、「生活交通確保対策」についてであります。

本定例会初日のまちづくり常任委員会の報告にもありましたとおり、少子高齢化がさらに進む中で、スーパーマーケット、病院、駅等のアクセスのために、今回の取り組みは、大変評価するところでもあります。

正式な運行計画では、実証運行の結果と地域住民のニーズの把握が重要でありますので、実証運行については、町民、特に利用者の理解を充分得られるよう努力願いたい。

3つ目として、「認定子ども園」についてであります。

現在、開園に向けて準備がすすめられております。

少子化に伴い、園児の減少も想定されますことから、浦臼町との更なる広域連携を図るとともに子育て支援センター機能の充実に向けてご努力願いたい。

4つ目として、「すこやか健診」についてであります。

全国的にも先進的取り組みであります「すこやか健診」は、子ども達の健康保持のために欠かせない事業であります。

受診率をはじめ精検受診率を各課連携して、更なる向上に向けて、努力願いたい。

5つ目として「間口除雪サービス」についてであります。

今後もさらに高齢化が進み、独居の高齢者世帯が増加することが見込まれる状況の中、道内でも有数の豪雪地帯である本町では、除雪作業は非常に負担となるものであります。

公営住宅の取扱いも含めて、今後とも十分な検討を願うものであります。

6つ目として、「道営水利施設事業」についてであります。

本町では、幸いにして最近、大きな被害はありませんが、全国各地では毎年のように集中豪雨により甚大な被害が出ております。

更には、近年大雪が続く中で、融雪時の増水が大変心配するところでもあります。

修理と整備に工夫を凝らし、非常時に備えるようお願いするとともに新たな排水機の1日も早い稼働を願うものであります。

7つ目として、「役場分庁舎の解体工事」についてであります。

今般の解体工事では、整地も含んでいることから、周辺状況を確認し、必要な改善策を講ずるよう願います。

8つ目として、「西1線等の通学路の除排雪」についてであります。

小学校の統合により西1線等を通学する児童が多くなりますので、特に冬期間の幹線通学路の除排雪に万全を期されたい。

9つ目として、「物品の調達」についてであります。

本年度、交流プラザみなクルの開設に伴い、多額の備品購入を予定されておりますが、その他の事業を含めて役場での物品の調達にありましては、出来る限り、地元での調

達にご努力願います。

次に「国民健康保険事業」についてであります。

医療費の動向を押さえることは困難を要するものと理解しますが、中期的展望に立ち税率改正等も含めて充分精査されますよう望むものであります。

次に「病院事業会計」についてであります。

病院の経営状況は、患者数の減少や診療報酬の抑制等により、非常に厳しい経営環境となっている中、安定的な医療体制のため、医師をはじめ医療スタッフの確保に努力されていることに敬意を表するものであります。

今後とも町民の健康保持と福祉の向上のため、健全な病院経営に努力されるようお願いしたい。

次に「ボランティア推進事業」であります。

健寿苑、「やすらぎの家」等のボランティア活動の更なる充実を目指して、啓蒙、啓発に努力願いたい。

以上が、当予算審査特別委員会で付託された案件の審議の概要であります。委員会審議において、出された意見要望も含めて充分検討され、事業遂行に当たっていただきたいと思っております。

これをもちまして、委員長報告といたします。

議案第21号の討論・採決

(10時12分)

●議長

議案第21号「奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 22 号の討論・採決

(10時13分)

●議長

議案第 22 号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 22 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 29 号の討論・採決

●議長

議案第 29 号「奈井江町鳥獣被害対策実施隊設置条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 29 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第23号の討論・採決

●議長

議案第23号「奈井江町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに嘱託手当等に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第25号の討論・採決

●議長

議案第25号「奈井江町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第30号の討論・採決

●議長

議案第30号「奈井江町交流プラザ みなクル の設置及び管理に関する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第31号の討論・採決

●議長

議案第31号「石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建設事業）に対する支援に関する事務の委託について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第8号の討論・採決

●議長

議案第8号「平成25年度奈井江町一般会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第9号の討論・採決

●議長

議案第9号「平成25年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第10号の討論・採決

●議長

議案第10号「平成25年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第11号の討論・採決

●議長

議案第11号「平成25年度奈井江町下水道事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第12号の討論・採決

●議長

議案第12号「平成25年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第13号の討論・採決

●議長

議案第13号「平成25年度奈井江町老人保健施設事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第14号の討論・採決

●議長

議案第14号「平成25年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第15号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時21分)

●議長

日程第3、議案第15号「奈井江町下水道条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。

議案書138頁をお開き下さい。

議案第15号「奈井江町下水道条例の一部を改正する条例」について。

奈井江町下水道条例の一部を次のように改正する。

平成25年3月4日提出、奈井江町長。

本条例の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革第2次一括法が公布され、下水道法の一部が改正されたことに伴い、公共下水道の構造に関する技術上の基準を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細については担当課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

まちなみ課長。

●まちなみ課長

改めまして、おはようございます。

最終日定例会ご出席大変お疲れさまでございます。

それでは私の方から、只今、提案致しました議案第15号「奈井江町下水道条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げますので、議案書と併せて資料を提出しておりますので資料58頁、資料No.17新旧対照表をお開き願います。

今回の条例改正は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる地域主権改革第2次一括法が公布された後、「下水道法」の一部が改正されまして、これまで国の法律や政令で定められていました「公共下水道の構造に関する技術上の基準」について、各市町村が自らの判断と責任により条例で定めることとされたことに伴いまして、これらの基準について定めるため「奈井江町下水道条例」の一部を改正したいとするものであります。

改正の内容につきましては、これまでの国の政令による基準を参酌し、安全面及び衛生面において、遵守すべき事項と認められ、かつ、本町における特別の事情により別の基準を追加する必要がないと判断されることから、現行の基準どおりとすることとした

いとするものであります。

５８頁、第１条は文言整理であります。

第２条第２号の次に排水施設を追加し、以下３号から１６号までを１号ずつ繰り下げするものであります。

５９頁、第３章の次に第４章公共下水道の施設に関する構造基準等を加え、新たな第１９条につきましては「排水施設の構造の技術上の基準」について、１０号にわたって、現行の基準どおり定めるものであります。

６１頁、第２０条につきましては、第１９条各号に規定する基準について、工事を施行するために仮に設ける公共下水道については、適用しない旨の「適用除外」規定で、現行の基準どおり定めるものであります。

６１頁から６４頁にわたります第４章雑則を第５章とし、第１９条から第２８条までを２条ずつ繰り下げするものであります。

附則につきましては、第１項において、この条例の施行期日を平成２５年４月１日とし、第２項において条例の施行時において現に存する施設に関する経過措置、第３項において奈井江町個別排水処理施設条例第２７条内の条文を整理。

以上、「奈井江町下水道条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第１５号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

●議長

日程第4、議案第16号「奈井江町営住宅条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

141頁をお開き下さい。

議案第16号「奈井江町営住宅条例の一部を改正する条例」について。

奈井江町営住宅条例の一部を次のように改正する。

平成25年3月4日提出、奈井江町長。

本条例におきましても、地域主権改革第2次一括法の公布に伴い、町営住宅等の整備に関する基準及び福島県復興再生特別措置法の施行に伴う入居資格の特例について定めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細について担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

まちなみ課長。

●まちなみ課長

只今、提案致しました議案第16号「奈井江町営住宅条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げますので、定例会資料66頁の資料No.18、新旧対照表をお開き願います。

今回の条例改正につきましても、地域主権改革第2次一括法が公布された後、法の制定に伴う町営住宅等の整備に関する基準及び福島県復興再生特別措置法の制定に伴う入居資格の特例について定める必要があり、市町村が自ら条例で定めることになることから「奈井江町営住宅条例の一部を改正する条例」の一部を改正し、整備基準を定めるとともに関係条文を整理しようとするものであります。

改正の内容につきましては、目次中「第1章総則(第1条から第3条)」を「第1章総則(第1条から第3条)」「第1章の2 町営住宅等の整備基準(第3条の2から第3条の17)」に改め、第1条の「目的」では文言整理を行っております。

67頁の第1章の次に、第1章の2 町営住宅等の整備基準を加えております。

第3条の2は、町営住宅等の整備基準を定め、第3条の3は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成を、第3条の4は、安全、衛生、美観等、良好な居住環境の確保を、第3条の5は、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮することを規定しております。

68頁、第3条の6は、敷地の位置は、災害発生のおそれが多い土地や居住環境が著しく阻害される土地を避け、その他入居者の日常生活の利便を考慮した位置の選定を規定しております。

第3条の7では、敷地の安全等を規定。第1項では、軟弱地盤な土地、第2項では雨水及び汚水を有効に排出することを規定しております。

第3条の8は、地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置を規定しております。

69頁、第3条の9では、住宅の基準を、70頁、第3条の10は、住戸の基準を、第3条の11は、住戸内の各部を、第3条の12は、共用部分をそれぞれ規定しております。

71頁の第3条の13は、自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設を、第3条の14は、児童公園の位置及び規模を、第3条の15は、集会所の位置及び規模を、第3条の16は、広場及び緑地の位置及び規模をそれぞれ規定しております。

72頁の第3条の17第1項で、敷地内の通路は、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で配置することを規定し、第2項では、通路の階段は、高齢者等の通行の安全に配慮することを規定しております。

第6条の入居者の資格については、福島復興再生特別措置法第20条第1項に規定する居住制限者を加え、規定しております

73頁第7条第2項は、被災者等の次に「及び居住制限者」を加えております。

附則につきましては、この条例の施行期日を平成25年4月1日としたいとするものであります。

以上、「奈井江町営住宅条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第16号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第17号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時32分)

●議長

日程第5、議案第17号「奈井江町都市公園条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書145頁をお開き下さい。

議案第17号「奈井江町都市公園条例の一部を改正する条例」について。

奈井江町都市公園条例の一部を次のように改正する。

平成25年3月4日提出、奈井江町長。

本条例につきましても、同様に地域主権改革第2次一括法の公布に伴う改正でありまして、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準等及び移動等円滑化のために必要な特定施設の設置に関する基準について定めるため、改正しようとするものであります。

詳細について担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

まちなみ課長。

●まちなみ課長

只今、ご提案致しました議案第17号「奈井江町都市公園条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げますので、資料74頁、資料No.19、新旧対照表をお開き願います。

今回の条例改正につきましても、地域主権改革第2次一括法が公布された後、「都市公園法」の一部が改正されまして、これまで国の法律や政令で定められていました「都市公園の配置及び規模に関する技術的基準並びに都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積割合」について、各市町村が自らの判断と責任により基準を定めることに伴い、「奈井江町都市公園条例」の一部を改正したいとするものであります。

改正の内容につきましては、これまでの国の法律や政令による基準を参酌しまして、奈井江町における特別の事情により別の基準を追加する必要がないと判断されますことから、現行の基準どおりとしたいとするものであります。

74頁、第2条用語の意義の第2号につきましては、文言整理であります。

第4号につきましては、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第13号に規定する特定公園施設として新たに号を追加するものであります。

以下、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げし、文言及び条文の整理であります。

第2条の次に、「公園の配置及び規模の基準」の規定と致しまして、第2条の2、第2条の3を新たに追加し、76頁、「公園施設の設置基準」の規定と致しまして、第2条の4、第2条の5を新たに追加するものであります。

77頁、「移動等円滑化の促進に係る特定施設の設置基準」として特定施設であります園路及び広場、屋根付広場、休憩所及び管理事務所、野外劇場及び野外音楽堂、駐車場、便所、水飲み場及び手洗場、標識及び掲示板に係る「高齢者、障害者等の移動円滑化基準」を定めたもので88頁にわたります条を新たに追加するものであります。

88頁、第18条は条文及び文言の整理であります。

附則につきましては、この条例の施行期日を平成25年4月1日としたいとするものです。

以上、奈井江町都市公園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

よろしくご審議の上ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第17号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第18号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時36分)

●議長

日程第6、議案第18号「奈井江町一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書156頁をお開き下さい。

議案第18号「奈井江町一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について。

奈井江町一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成25年3月4日提出、奈井江町長。

本条例も、今までのと同様、地域主権改革第2次一括法の公布に伴うものでありまして、市町村が設置する一般廃棄物処理施設におかれる技術管理者の資格基準を市町村の条例で定めるため改正しようとするものであります。

詳細について担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

まちなみ課長。

●まちなみ課長

只今、提案致しました議案第18号「奈井江町一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明致しますので、資料89頁、資料No.20をお開き願います。

今回の条例改正につきましても、地域主権改革第2次一括法が公布された後、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により、奈井江町が設置します一般廃棄物最終処分場施設におかれる技術管理者の資格基準を定める必要があるため、「奈井江町一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例」の一部を改正したいとするものであります。

改正の内容につきましては、廃棄物処理法を参酌し、本町における特別の事情により、別の基準を追加する必要がないと判断されますことから、現行の基準どおりとするものであります。

89頁、第5条の「職員等」を各4号からなる「技術管理者の資格」に改正するもので、第1号は、技術士法第2条第1項に規定する技術士（化学、上下水道、衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者）を、第2号は、技術士法第2条第1項に規定する技術士（第1号に該当しない者）であり、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの、第3号は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の17第2号イからチまでに掲げる者を、第4号は、前3号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者、それぞれ規定しております。

附則につきましては、この条例の施行期日を平成25年4月1日としたいとするものです。

以上、奈井江町一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第18号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第19号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時41分)

●議長

日程第7、議案第19号「奈井江町移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書157頁をお開き下さい。

議案第19号「奈井江町移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例」について。

奈井江町移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例を次のように制定する。

平成25年3月4日提出、奈井江町長。

本条例も、同様、地域主権改革第2次一括法の公布に伴い、特定道路の新設又は改築を行う場合における移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について、これを定めようとするものであります。

担当課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

まちなみ課長。

●まちなみ課長

只今、提案致しました議案第19号「奈井江町移動等円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例」についてご説明申し上げますので、議案書157頁をお開き願います。

この条例につきましても、地域主権改革第2次一括法が公布された後、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部が改正され、これまで国の政省令

で定められていました高齢者、障害者等が円滑に移動できる道路の構造基準を、各市町村が基準を定めることとされたことに伴いまして、新たに条例を制定したいとするものであります。

条例の内容につきましては、これまでの国の政省令による基準を参酌し基本的に現行の基準どおりとしたいとするものであります。

この条例は、総則、歩道等、立体横断施設、乗合自動車停留所、自動車駐車場、移動等円滑化のために必要なその他の施設等の第6章により構成しております。

第1章の総則につきましては、条例の趣旨を定めました第1条、用語の定義について規定しております第2条の2条により構成しております。

第2章の歩道等につきましては、157頁の第3条から159頁の第10条までの8条により構成されておりますが、157頁の第3条につきましては歩道を規定し、158頁の第4条は歩道の有効幅員を、第5条は歩道等の舗装等を、第6条は歩道等の勾配を、第7条は歩道等と車道等の分離を、それぞれ規定しております。

159頁の第8条は歩道等の車道等に対する高さを、第9条は横断歩道に接続する歩道等の部分を、第10条は車両乗り入れ部を、それぞれ規定しております。

第3章の立体横断施設につきましては、159頁の第11条から163頁の第16条までの6条により構成されております。

159頁の第11条は立体横断施設を、160頁の第12条は立体横断施設に設けるエレベーターを規定し、161頁第13条は立体横断施設に設ける傾斜路を規定、第14条は立体横断施設に設けるエスカレーターを規定しております。

162頁の第15条は立体横断施設に設ける通路を規定し、第16条は立体横断施設に設ける階段を規定しております。

163頁第4章の乗合自動車停留所につきましては、第17条及び第18条の2条により構成されております。

第17条は乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の高さを、第18条は乗合自動車停留所のベンチ及び上屋を、それぞれ規定しております。

第5章の自動車駐車場につきましては、163頁の第19条から167頁第29条までの11条により構成されております。

163頁、第19条は、障がい者が円滑に利用できる駐車のために供する障がい者用駐車施設を規定。

164頁、第20条は障がい者用駐車施設を、第21条は自動車駐車場の歩行者の出入り口を、第22条は障がい者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入り口から当該障がい者用駐車施設に至る通路を、それぞれ規定し、165頁、第23条は自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入り口がない階を有する自動車駐車場のエレベーターについて、第24条は構造上の理由によりやむを得ない場合において設けた傾斜路を規定し、第25条は自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入り口がない階に通ずる階段を、第26条は屋外に設けられる自動車駐車場の障がい者用駐車施設・障がい者用駐車施設や通路に設ける屋根について、第27条は障がい者用駐車施設を設ける階に設置する便所を、それぞれ規定しております。

166頁の第28条は便房を設ける便所を規定。

167頁の第29条は便所に係る読み替えを、規定しております

第6章の移動等円滑化のために必要なその他の施設等につきましては、167頁第30条から168頁第34条までの5条により構成されております。

167頁の第30条は交差点・駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所に設置する案内標識につきまして、第31条は歩道等や立体横断施設の通路・乗合自動車停留所の乗降場及び自動車駐車場の通路に敷設する視覚障がい者誘導用ブロックにつきまして、規定しております。

168頁第32条は歩道等に設ける休憩施設につきまして、第33条は歩道等及び立体横断施設に設ける照明施設につきまして、第34条は歩道等及び立体横断施設に設ける防雪施設につきまして、それぞれ規定しております。

附則と致しまして、この条例の施行期日を平成25年4月1日とし、第2項から6項までは経過措置を定めております。

以上、奈井江町移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例についてご説明申し上げました。

よろしくご審議の上ご決定をお願いします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第19号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

●議長

日程第 8、議案第 20 号「奈井江町道路の構造の技術的基準等を定める条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 170 頁をお開き下さい。

議案第 20 号「奈井江町道路の構造の技術的基準等を定める条例」について。

奈井江町道路の構造の技術的基準等を定める条例を次のように制定する。

平成 25 年 3 月 4 日提出、奈井江町長。

本条例につきましても、地域主権改革第 2 次一括法の公布に伴い、道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法等について定めるため、制定しようとするものであります。

詳細について担当課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

まちなみ課長。

●まちなみ課長

只今、提案致しました議案第 20 号「奈井江町道路の構造の技術的基準等を定める条例」についてご説明申し上げますので、議案書の 170 頁をお開き願います。

この条例につきましては、地域主権改革第 1 次一括法が公布された後、「道路法」の一部が改正されまして、これまで国の省令で定められておりました「道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法」について、各市町村が自らの判断と責任により基準を定めることに伴いまして、新たに条例を制定したいとするものであります。

条例の内容につきましては、これまでの国の政省令による基準を参酌し、国道や道道との整合性を勘案し、奈井江町における特別の事情により別の基準を追加する必要がないと判断されますことから、現行の基準どおりとしたいとするものであります。

170 頁、第 1 条は条例の趣旨を、第 2 条は使用する用語の定義について規定したものであります。

また、第 3 条では道路の区分を、第 4 条では町道を新設し又は、改築する場合における町道の構造の技術的基準を、第 5 条は車線等を、規定しております。

172頁の第6条では車線の分離等を、173頁の第7条は副道を、第8条は路肩を、規定しております。

174頁の第9条では停車帯を、第10条は自転車道を規定しております。

175頁の第11条は自転車歩行者道を、第12条は歩道を、規定しております。

176頁の第13条は歩行者の滞留の用に供する部分を、第14条は堆雪幅を、第15条は植樹帯を、それぞれ規定しております。

177頁の第16条は道路の設計速度を、第17条は車道の屈曲部を規定しており、178頁の第18条は曲線半径を、第19条は曲線部の片勾配を、第20条は曲線部の車線等の拡幅を、それぞれ規定しております。

179頁第21条は車道の屈曲部に設ける緩和区間を、第22条はドライバーが道路上で見通すことができる距離をいいます「視距」等を、規定しております。

180頁の第23条は車道の縦断勾配を規定しており、第24条は登坂車線を規定しております。

181頁の第25条は車道の縦断勾配が変移する箇所に設ける縦断曲線を規定し、182頁の第26条は舗装を、第27条は車道・中央帯及び車道に接続する路肩に付する横断勾配を、第28条は縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した合成勾配を、それぞれ規定しております。

183頁の第29条は排水施設を、第30条は平面交差又は接続を、規定しております。

184頁、第31条は立体交差を、第32条は鉄道との平面交差を規定しており、185頁第33条では第3種第5級の道路に設ける待避所を、第34条は交通安全施設を、第35条は凸部・狭窄部等を、第36条は乗合自動車の停留所に設ける交通島を、第37条は自動車駐車を、それぞれ規定しております。

186頁、第38条は雪崩・飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼす恐れがある箇所に設ける防雪施設その他の防護施設を、第39条はトンネルを、第40条は橋・高架の道路等を、第41条は附帯工事の特例を、規定しております。

187頁の第42条は小区間改築の場合の特例を、第43条は自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路を、規定しております。

188頁の第44条は歩行者専用道路を、第45条は町道に設ける道路標識の寸法を、それぞれ規定したものであります。

附則第1項につきましては、この条例の施行期日を平成25年4月1日としたいとするもので、附則第2項は経過措置を定めたものであります。

以上、奈井江町道路の構造の技術的基準等を定める条例についてご説明申し上げます。

よろしくご審議の上ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第20号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。
ここで11時10分まで休憩と致したいと思います。

(休憩)

日程第9 議案第24号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時10分)

●議長

会議を再開します。
日程第9、議案第24号「奈井江町災害対策本部条例の一部を改正する条例」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書193頁をお開き下さい。
「奈井江町災害対策本部条例の一部を改正する条例」
奈井江町災害対策本部条例の一部を次のように改正する。
平成25年3月4日提出、奈井江町長。
本案につきましては、災害発生時や防災の推進を図るために設置する奈井江町災害対策本部につきまして、その根拠法となる災害対策基本法の対策本部に関する事項の中で

都道府県と市町村を一つの条文として定めていたものをそれぞれに分割し、必要な事項を条例に定めることができることとしたため、条番号の移動を行うとともに所要の改正をしようとするものでありますので、よろしくお願いを致します。

なお、交付の日からこれを施行しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第24号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第26号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時12分)

●議長

日程第10、議案第26号「奈井江町役場庁舎整備基金条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 196 頁をお開き下さい。

「奈井江町役場庁舎整備基金条例」

平成 25 年 3 月 4 日提出、奈井江町長。

役場庁舎につきましては、平成 23 年度に実施した耐震診断により、耐震化の必要があるとの指摘を受けております。

将来的な建て替えも視野に入れた総合的、計画的な整備が必要であると判断した所です。

実施年次等につきましては、現在、検討中ではありますが、事業実施時における財政負担を軽減するため、本条例を制定し、庁舎整備に必要な資金の積み立てを行おうとするものであります。

基金の積立額につきましては、第 2 条により、一般会計歳入歳出予算の定める額と規定しておりますが、具体的な積立額につきましては、一般会計予算の決算により、確定する繰越金の範囲内で決定をして参りたいというふうに考えております。

また、第 6 条により、基金の処分については、役場庁舎の整備財源に充てる場合に限定するものであります。

また、この条例につきましては、交付の日から施行しようとするものであります。

以上、奈井江町役場庁舎整備基金条例について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

森議員。

●6 番

今、副町長の説明があったように、役場庁舎の基金条例のことなんですけれども、これは、将来に向けて建て替えも含めたというお話しでございました。

また、財源は一般会計の決算認定後の繰越金を充てるということなんですけれども、そのことは、私も理解するところなんですけれども、これが、想定のことを質問して大変申し訳ないんですけれども、いつ頃から積み立てが出来るのか、考えておられるのか、その点を一つ。

また、これとは直接は関係ないかもしれませんが、ふるさと納税というのが、他の町村に住んでいる方がふるさとに対する思い入れの中で、ふるさと納税というのがあるんですけれども、その項目の中に、今度、新しく、建て替えるとは言ってはいないんですけれども、庁舎を含めた整備基金の積み立ても、ふるさと納税を納める方が庁舎を建て替えるか、又は整備するというのを、お話し聞かされて、そういったところに、ふるさと納税を納めたいんですっていうお話しがあったら、それを受け入れる窓口があるのかないのか、そのへん 2 点お聞きたいと思います。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

只今の、森議員の質問でございますが、まず1点目のいつ頃から基金の積み立てをするのかということでございますが、先ほど、副町長の説明の中で、繰越金の範囲内というようなご説明をさせて頂きましたが、具体的には平成24年度の一般会計歳入歳出予算の決算確定後、繰越金が確定を致しますので、6月に開かれまず定例会の方に平成25年度の予算補正を行いまして、積み立てを行いたいというふうに考えてございます。

具体的な金額につきましては、過去の実績でいきますと例年6千万程度の繰越金が発生をしておりますので、財政調整基金など他の基金とのバランスも考えながら、決算で確定した繰越金の範囲内で金額を決定しておきたいというふうに考えてございます。

それと、もう1点、ふるさと納税との関係でございますが、正式名は、ふるさと応援寄付と申しておりますが、この条例の第2条の方に6項目それぞれ用途を定めております。

保健医療の福祉ですとか、少子高齢化対策等ということで、分かれているんですが、この6項目の中に、庁舎の整備は現実的には含まれないだろうというふうに考えております。

その場合ですね、第7号の方にその他町長が特に必要と認める事業というような規定がございますので、こちらの規定を適用致しまして、庁舎の整備にというような希望があれば、そういったことを認めて、今回提案しております整備基金の方に積み立てをして参りたいというふうに考えてございますので、よろしくご理解を頂きますよう、お願い致します。

●議長

他に質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第26号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 2 7 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(1 1 時 1 8 分)

●議長

日程第 1 1、議案第 2 7 号「奈井江町おもいやりの障がい福祉条例」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

1 9 8 頁をお開き下さい。

議案第 2 7 号「奈井江町おもいやりの障がい福祉条例」

平成 2 5 年 3 月 4 日提出、奈井江町長。

本案につきましては、障がいのある人もない人も共に住みなれた町で分け隔てなく安心して暮らすことが出来るまちづくりを推進するため、本条例を制定し、本年 4 月 1 日からこれを施行しようとするものであります。

詳細について担当課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

おもいやり課長。

●おもいやり課長

議会最終日、出席大変ご苦労さまでございます。

私から、議案第 2 7 号「奈井江町おもいやりの障がい福祉条例」についてご説明申し上げます。

議案書 1 9 8 頁をご覧頂きたいと思います。

まず、前文と致しまして、障がいに関わる状況、条例制定の考え方をまとめたところであります。

内容と致しましては、全ての町民は平等であり、誰もが等しく基本的人権が尊重されなければならぬこと。しかしながら、障がいに対する理解不足から誤解や偏見などがあり、障がいのある人の自立を支援し、誰もが分け隔てなく安心して暮らせるまちづくり

が求められています。

このため、奈井江町にふさわしい、目標、基本理念を明らかにし、町と町民が共に支えあう福祉の町を実現するため、この条例を制定しようとするものであります。

第1条の目的では、まちづくり自治基本条例の原則を引き継ぎ、障がいのある人もない人も、共に住み慣れた町で、分け隔てなく安心して暮らすことができる、まちづくりを推進することを目的としております。

199頁になりますが、第2条、言葉の意味におきましては、第2号において「障がい」について規定しております。

アとして、障がい者基本法等に規定する障がいとし、関係法令などにより必要な支援が受けられるものとしております。

イにおきましては、本町の実情を反映するため、社会参加やバリアフリーを考える時など、間接的な支援として、平等な社会参加が妨げられる状態とし、障がいを幅広く規定するものであります。

第3条、基本理念では、第1号において「平等と人権尊重」、第2号では「理解と権利擁護」、第3号では「協働と共生」、第4号では「自立と参加」と、基本理念を4点にまとめたものであります。

第4条から第6条では、町・町民・障がいのある人、それぞれの責務を規定しております。

以下、基本理念に基づき、第7条では「平等と人権尊重」、第8条では「理解の促進」、第9条では「権利擁護」として、差別・虐待・不利益行為などについて規定しております。

201頁になりますが、第10条、暮らしやすい地域づくりでは、社会的な障壁の除去、いわゆるバリアフリーについて規定し、合理的配慮というものにつきましては、費用や負担がかかり過ぎない範囲でバランスの取れた配慮を行うことを意味しております。

第11条では、障がいのある人の自立と社会参加を支援するため、町・町民・福祉サービス事業者それぞれが支援する旨の規定であります。

第12条では、理解を深めるための、情報共有について規定、第13条では、障がいのある人と家族に対して、地域で安全で安心して暮らすための配慮を規定しております。

第14条では、町の支援体制の充実のほか、関係機関との連携、町民の支援、障がいのある人を雇用する事業所等の積極的活用について規定をしております。

第15条では、雇用の促進及び、労働条件などの不利益な扱いを行わないなど、就労支援について規定をしております。

第16条では、町は、障がいに関わる相談支援体制の整備を図ることについて規定をしております。

第17条では、この条例の目的を達成するため、現在設置をされておりますが、奈井江町障がい者地域自立支援協議会におきまして、障がいに関わる施策や計画の協議検討を行うものであります。

203頁になりますが、第18条では委任事項を規定するものであります。

附則と致しまして、施行は、平成25年4月1日から行おうとするものであります。

なお、本条例の解説につきましては、別冊でお配りしております、第1回定例会資料の資料番号14にて提出しておりますので、お目通し願います。

以上、奈井江町おもいやりの障がい福祉条例についてご説明申し上げました。
よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第27号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第28号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時25分)

●議長

日程第12、議案第28号「奈井江町新型インフルエンザ等対策本部条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 204 頁をお開き下さい。

議案第 28 号「奈井江町新型インフルエンザ等対策本部条例」

平成 25 年 3 月 4 日提出、奈井江町長。

本条例の制定につきましては、新型インフルエンザ及び全国的かつ急速な蔓延の恐れのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護するため、国が新型インフルエンザ等対策特別措置法を制定したことに伴い、緊急事態宣言が発令された場合、市町村長は直に対策本部を設置し、住民への速やかな対応、措置を取ることが義務付けられました。

これに基づき、本条例において、対策本部の組織、会議の招集、及び委員会の設置について制定するものであります。

なお、本部、委員会の具体的な組織体制につきましては、国及び都道府県において、本年 6 月以降に策定される行動計画、ガイドラインの内容を確認の上、平成 21 年 8 月に策定した奈井江町行動計画の一部修正とともに決定をする考えであります。

また、本条例の施行年月日につきましては、特別措置法の施行日と同日とするものであります。

以上、奈井江町新型インフルエンザ等対策本部条例の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

笹木議員。

●7 番

只今、副町長から説明がありましたけれども、今回提案された議案第 28 号「奈井江町新型インフルエンザ等対策本部条例」に対しましては賛成であります。確認も含めて、3 点お伺い致したいと思います。

まず 1 つ目に、この条例は、採択後施行されますけれども、平成 21 年度の新型インフルエンザとの違いについて伺います。

2 つ目、私の判断では今回の対策本部に消防支署長、また消防団長が入りますが、大きな違いとしてはそれでよろしかったでしょうか。

3 つ目として、施行の実施が平成 25 年 5 月からですが、この法に基づいて、実際に訓練を行わなければいけないわけですから、訓練の予定があるかどうか伺います。

●議長

健康ふれあい課長。

●健康ふれあい課長

只今の笹木議員のご質問、3 点にわたってのご質問でございます。

まず 1 点目の 21 年当時のインフルエンザの違いと伺いますか、今回の新型インフル

エンザ等に関する定義といえますか、についてのお話しでございますけれども、当時、平成21年時のインフルエンザにつきましては、全国的に蔓延を致しました鳥インフルエンザを起因と致します新たなウイルス、それに対する新型インフルエンザという位置づけの中で、それに対する行動計画、これは全国的に計画を組みながら進めてきたということございまして、その後、このインフルエンザにつきましては、定期的な新型ではなく、通常のインフルエンザに切りかわったという状況で現在に至っている所でございます。

今回のこの特別措置法に基づく新型インフルエンザ等という部分につきましては、先ほど、副町長からもご説明がありました通り、現在ウイルスとして、認定されていないといえますか、新たなウイルス、それに対してのインフルエンザ、本当に今、現状にないインフルエンザに対しての対策でございます。

そういった部分での違いの中で、今回新たに行動計画を立て、全国的な対策を取っていきたいということの国の考えのもとで、このような条例を立てさせて頂きたいというふうに考えているところでございます。

それと2点目の消防機関との関係でございます。

今回、この特別措置法の中に消防機関を対策本部の中の一員として組み込みなさいという形の中での法律の制定がございました。

そのような中で今後この対策本部の設置に関しましては、消防機関の消防吏員等を含めた、その方々をこの本部の中に組み込んでいきたいと考えているところでございまして、従来、平成21年時の行動計画の中では消防支署長がオブザーバーという形で対策本部の中に入っていたという経過がございますが、今回、そのようなことで、この対策本部には、必須という形で、消防機関の吏員の方々にも入って頂くというように考えている所でございます。

それと3点目の訓練の関係でございますが、これにつきましても、今回の特別措置法の中に、国、都道府県、市町村が一体となって、共同でやる訓練を行うよう努めなければならないということの努力規定、義務規定が設けられておりますので、今後、国、都道府県の行動計画の中身、内容を十分精査しながら、私どもの町としても、そのような共同の中での訓練、対応をしていかななければならないというふうに考えておりますので、内容が明らかになった時点で、どのような形の訓練方法で行うのかということについても十分踏まえながら、前向きに進めてきたいと考えております。

以上でございます。

●議長

他に質疑ございませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第28号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第32号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時32分)

●議長

日程第13、議案第32号「平成24年度奈井江町一般会計補正予算(第11号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

本日、追加で配布をさせていただきました議案書をお開き下さい。

216頁、議案第32号「平成24年度一般会計補正予算(第11号)」

平成24年度奈井江町の一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,148万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億2,785万1千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成25年3月15日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、18款繰入金1,148万3千円を追加し1億2,385万9千円、歳入合計

1, 148万3千円を追加し52億2,785万1千円。

歳出、2款総務費1,351万7千円を減額し3億3,152万4千円、8款土木費2,500万円を追加し5億4,186万3千円、歳出合計1,148万3千円を追加し52億2,785万1千円。

24年度の一般会計補正予算(第11号)の概要についてご説明を申し上げますが、今回の補正につきましては、2月20日から24日及び3月9日から10日にかけての降雪量が合わせまして1mを超えるという状況になりました。

このようなことから排雪費用の追加をしようとするものであります。

補正予算の内容について、歳出を申し上げます。219頁をお開き下さい。

土木費の道路橋梁費道路維持費では、除排雪に要する経費として2,500万円を追加計上致しております。

なお、この歳入歳出の差につきましては、歳出予算において、財政調整積立金を1,351万7千円減額計上するとともに、歳入予算の財政調整基金繰入金を1,148万3千円追加計上し、収支の均衡を図った所であります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第32号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました

日程第14 議案第33号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時36分)

●議長

日程第14、議案第33号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

暫時休憩いたします。

(委員 退席)

●議長

会議を再開します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

定例会、大変ご苦労さまでございます。

それでは、議案第33号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を申し上げます。

奈井江町教育委員会委員であります村上清司氏が平成25年3月31日をもって、辞職するため、萬博文氏を任命致したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、町議会の同意を求めるところでございます。

よろしくご同意のほどをお願い申し上げます。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第33号を採決します。

本案は、これに同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定しました。

暫時休憩致します。

(委員 着席)

日程第15、16、17、3請願の報告

●議長

会議を再開致します。

日程第15、請願第1号「「憲法をいかし、地方自治および地方財政の拡充を求める」意見書の採択を求める請願書」

日程第16、請願第2号「「公務公共サービスを担う非正規雇用労働者の雇用安定と均等待遇実現を求める」意見書の採択を求める請願書」

日程第17、請願第3号「T P P交渉参加断固阻止に関する請願書」

以上、3請願を一括議題とします。

3請願につきましては、まちづくり常任委員長より、審査報告書が議長に提出されております。

常任委員会報告書について委員長の発言を許します。

まちづくり常任委員長、8番森山議員。

●8番

第1回定例会最終日出席大変ご苦労さまです。

それでは、まちづくり常任委員会の審査報告を致します。

3月4日、本会議において付託されました、請願第1号「憲法をいかし、地方自治および地方財政の拡充を求める」意見書の採択を求める請願書、請願第2号「公務公共サービスを担う非正規雇用労働者の雇用安定と均等待遇実現を求める」意見書の採択を求める請願書、請願第3号T P P交渉参加断固阻止に関する請願書の以上3件の請願につきまして、12日役場議員控え室にて委員会を開催し審査を行い、結果を得ましたので、その結果をご報告申し上げます。

請願第1号及び請願第2号については、補佐人として、北海道自治体労働組合連合副執行委員長齊藤修氏が同席され、紹介議員からの説明を受けた後、質疑を行い、慎重か

つ熱心に審査を行い、不採択すべきものと決定いたしました。

請願第3号については、補佐人として、奈井江町農民協議会委員長、林博美氏及び新砂川農業協同組合営農部長畠山尚之氏が同席され、紹介議員からの説明を受けた後、質疑を行い、慎重かつ熱心に審査を行い、採択すべきものと決定いたしました。

なお、意見書案についても、合わせて審議したことをご報告申し上げます。

以上、まちづくり常任委員会の報告といたします。

請願第1号の採決

(10時41分)

●議長

請願第1号「「憲法をいかし、地方自治および地方財政の拡充を求める」意見書の採択を求める請願書」を採決します。

請願第1号を起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(起立)

●議長

起立少数であります。

本請願は、不採択することに決定しました。

請願第2号の採決

●議長

請願第2号「「公務公共サービスを担う非正規雇用労働者の雇用安定と均等待遇実現を求める」意見書の採択を求める請願書」を採決します。

請願第2号を起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(起立)

●議長

起立少数であります。

本請願は、不採択することに決定しました。

請願第 3 号の採決

●議長

請願第 3 号「TPP 交渉参加断固阻止に関する請願書」を採決します。
本請願に対する委員長の報告は、採択であります。
本請願は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第 1 8、意見案第 1 号の上程・説明・質疑・討論・採決

●議長

日程第 1 8、意見案第 1 号「TPP 交渉参加断固阻止に関する意見書」を議題とします。

事務局長に、一部を省略し朗読させます。
事務局長。

●事務局長

(意見案第 1 号) 朗読

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第1号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第19、意見案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

●議長

日程第19、意見案第2号「平成25年度地方財政対策に関する意見書」を議題とします。

事務局長に、一部を省略し朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(意見案第2号) 朗読

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第2号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第20、会議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

●議長

日程第20、会議案第1号「奈井江町議会会議規則の一部を改正する規則」を議題とします。

事務局長に表題のみ朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(会議案第1号) 朗読

●議長

提出者の説明を求めます。

6番森議員。

●6番

今般の地方自治制度の改正において、本会議での公聴会参考人制度が創設されたことに伴い、本規則を改正しようとするものであります。

どうか、皆さんご審議の上、決定をよろしくお願いを申し上げます。

●議長

事務局長に補足説明をさせます。

事務局長。

●事務局長

奈井江町議会会議規則の一部を改正する規則の概要につきまして、ご説明申し上げます。

議会定例会資料、新旧対照表よりご説明申し上げたいと思います。

1頁目をお開きを頂き、ご覧を賜りたいと思います。

第16条・第71条は、地方自治法の条項改正に伴う条文の整理であります。

「第14章 公聴会」を新たに追加し、第114条では、公聴会開催の手続きとして、「公聴会を開こうとするときは、議会の議決で決定する」とし、第2項では、「議長が、日時、場所等、必要な事項を公示する」としております。

2頁をお開き願います。

第115条では、意見を述べようとする者は、事前に必要事項を文書にて提出することを求め、第116条では、公述人は議会において定め、第2項で、公述人は、賛成者と反対者が一方に偏らないように選出するとしております。

第117条では、公述人の発言について規定し、第118条では、議員と公述人の質疑について、規定されております。

3頁目に入りまして、第119条では、公述人の代理又は文書による陳述を認めないとしておりますが、議会が特に許可した場合には、この限りではないという規定としております。

次に、第15章 参考人を追加し、第120条において、参考人を招致しようとする場合は議会議決によらし、第2項では、公聴会同様に「議長が日時、場所等必要事項を通知する」としております。

第3項は、公聴会にございます「公述人の発言、議員と公述人の質疑、代理人又は文書による意見の陳述」の規定を準用しようとするものであります。

以下、従前の第14章から第17章、第114条から第118条の条項をそれぞれ繰り下げるものでございます。

附則としてこの規定は、交付の日から施行するとしております。

以上、説明いたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

会議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 1、会議案第 2 号の上程・説明・質疑・討論・採決

●議長

日程第 2 1、会議案第 2 号「奈井江町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題とします。

事務局長に表題のみ朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(会議案第 2 号) 朗読

●議長

提出者の説明を求めます。

6 番森議員。

●6 番

この条例の改正についても、先ほどの条例と同じように地方自治法の規定しておりました特別委員会の委員の在任規定が今般の法改正により削除されたことに伴い、委員会条例第 5 条に記載の第 3 項を追加し、特別委員会委員の在任期間を規定しようとするものであります。

どうか、皆様方のご審議の上、決定して頂くよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

会議案第 2 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 2、会議案第 3 号の上程・説明・承認

●議長

日程第 2 2、会議案第 3 号「議員の派遣承認について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(会議案第 3 号) 朗読

●議長

本案は、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり承認することに決定しました。

日程第 2 3、調査第 1 号の上程・付託

●議長

日程第 2 3、調査第 1 号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第 1 号) 朗読

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、議会運営委員会に付託することに決定しました。

日程第24、調査第2号の上程・付託

●議長

日程第24、調査第2号「所管事務調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第2号)朗読

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

平成25年奈井江町議会第1回定例会を閉会します。

皆さん大変ご苦労さまでした。

(11時58分)